

区市町村職員・地域包括支援センター職員

必携

高齢者の権利擁護と虐待対応

# お役立ち帳

令和2年5月改訂版

 公益財団法人東京都福祉保健財団

## 本書の活用にあたって

本書は、介護保険法に規定された地域支援事業における権利擁護業務、特に「高齢者虐待防止」に携わる都内区市町村職員及び地域包括支援センター職員の方が、実際の業務において活用できる「お役立ち帳」となるよう、平成26年6月に作成した参考資料集です。

高齢者の権利擁護支援、特に高齢者虐待への対応では、緊急性が高い状況への介入的な支援など、根拠ある支援が求められます。また、支援が必要な背景・要因を分析する上で、高い専門性や生活全般をとらえる幅広い視点が必要とされます。法的にも、高齢者福祉分野だけではなく、障害者福祉や生活福祉等の関連分野の知識を求められることもあります。

そこで、権利擁護支援を行う上で、最低限必要な知識や情報を確認できるよう、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』厚生労働省（平成18年4月）、『東京都高齢者虐待対応マニュアル』東京都（平成18年3月）、『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』（社）日本社会福祉士会（平成23年3月）、『東京都高齢者権利擁護推進事業 高齢者虐待事例分析検討委員会報告書』東京都福祉保健局（平成25年3月）、さらに高齢者権利擁護支援センター作成の研修資料等を中心に、高齢者虐待防止及び対応のポイントをテーマ別に整理し、まとめました。

作成にあたり、「読めばポイントが理解できる、役立つ参考資料集」を目指し、最も分かりやすいと思われる説明文等も引用しています。また、関係通知を検索しやすいよう、主な通知については一覧として掲載しました。引用した各種マニュアル等の逆引きとしての活用も可能です。

この度、平成30年3月に厚生労働省のマニュアル（『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』）が改訂されたこと、本書が初版作成から5年以上が経過したことから、初版の内容を追補・充実することを目的に改訂版を作成しました。

初版同様、効果的かつ有効な支援を行う上で、悩んだり不安になったり、迷ったりした時に、基本的なとらえ方や法的根拠・留意点などを確認するために活用していただくなど、本書が、皆様が行う支援の「拠り所」となるよう、お役立ていただければ幸いです。

令和2年5月

公益財団法人東京都福祉保健財団  
人材養成部 福祉人材養成室  
高齢者権利擁護支援センター

# 目次

<b>第1章 虐待の捉え方・高齢者虐待対応の流れ</b> . . . . .	<b>1</b>
①高齢者虐待の定義・捉え方	
②養護者による高齢者虐待例	
③養護者による高齢者虐待対応の流れ	
④養護者による高齢者虐待のとりえ方に関するQ&A	
<b>第2章 緊急性の判断</b> . . . . .	<b>11</b>
①緊急性の判断の考え方	
・高齢者虐待対応における緊急保護・緊急対応が必要な状況例	
【帳票】リスクアセスメントシート	
②緊急性の判断をする際の留意点	
・高齢者の生命や身体の安全確認／緊急性のとりえ方	
<b>第3章 事実確認・情報収集</b> . . . . .	<b>17</b>
①事実確認の必要性和実施方法	
②アセスメント項目(例)	
③高齢者との面接	
④事実確認における情報収集項目例	
⑤関係者・関係機関から情報収集する際の留意点	
⑥高齢者虐待における個人情報保護法の例外規定	
⑦区市町村担当所管による訪問の考え方	
<b>第4章 援助方針の決定</b> . . . . .	<b>33</b>
①コアメンバー会議について	
【参考】コアメンバー会議での協議の流れ	
②虐待の有無の判断	
・虐待の判断と告知	
【帳票】コアメンバー会議録	
③対応方針の決定	
④高齢者虐待対応ケース会議について	
・評価／終結	
【帳票】課題分析・支援課題整理シート	
【帳票】アセスメント要約票	
【帳票】支援計画書・モニタリング・評価票	
⑤高齢者虐待対応ケース会議と地域ケア会議の考え方	
<b>第5章 発生要因と要因分析</b> . . . . .	<b>53</b>
①高齢者虐待の背景・要因の考え方	

<b>第6章 本人意思の確認・尊重と意思決定支援</b> . . . . .	<b>57</b>
①高齢者の意思確認と意思の尊重	
【参考】意思決定を支援する際の参考知識(パワレス/トラウマ/利益衡量の視点)	
②「意思決定支援」の概念・プロセス	
<b>第7章 養護者支援</b> . . . . .	<b>63</b>
①養護者支援の考え方	
【参考】養護者からの不当な要求等への対応	
<b>第8章 介入拒否</b> . . . . .	<b>67</b>
①介入拒否時の対応	
・介入拒否時の対応のポイント	
②介入型対応における養護者への対応の基本	
【参考】養護者と連絡がとれない場合の文章例	
③本人拒否時の対応	
・本人面接の留意点	
<b>第9章 立入調査</b> . . . . .	<b>87</b>
①立入調査の考え方	
・法的根拠/警察への援助要請/立入調査の実施上の制約及び要否の判断	
②立入調査の事前準備	
・予想される事態とシミュレーションの例	
【参考様式】立入調査証票(身分証明書様式)	
③立入調査(介入的訪問)を実施する際の留意点	
【参考】正当防衛・緊急避難の考え方	
【参考様式】高齢者虐待事案に係る援助依頼様式	
④立入調査に関するQ&A	
<b>第10章 居室の確保・分離</b> . . . . .	<b>97</b>
①居室の確保の考え方	
・高齢者の措置のための居室の確保/養護者支援のための居室の確保/定員超過	
②高齢者の保護	
・高齢者と養護者の分離の方法の考え方	
【参考】「養護受託」の考え方	
【参考】江東区緊急一時保護施設(医療機関)について	
③分離の際の検討事項	
【帳票】施設との協議メモ(記入例)	
④在宅生活再開する場合の留意点	
【帳票】進行管理会議録(記入例)	
<b>第11章 やむを得ない事由による措置</b> . . . . .	<b>109</b>
①やむを得ない事由による措置の考え方	
・活用の検討のフロー(例)/措置と契約の違い/居宅における措置の手順例	
②措置後の支援について	
③やむを得ない事由による措置の実施後のフォロー	

④やむを得ない事由による措置に関するQ&A

【参考】老人ホームの入所措置の基準について／居宅における介護等にかかる措置について

## 第12章 面会制限 . . . . . 121

①面会の制限の考え方

②面会制限の基本的対応について

・面会制限の要否の判断／面会制限中の対応についての検討

③面会制限の解除

・面会制限解除の判断／面会制限解除後の面会方法の取り決め

④面会制限に関するQ&A

【参考】住民票の閲覧・交付制限、マイナンバーの不開示措置について／民事保全法上の仮処分申し立て

## 第13章 成年後見制度の活用 . . . . . 133

①区市町村長申立の考え方

・成年後見制度利用支援事業

②成年後見制度の概要

③成年後見制度利用促進基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク

・地域包括支援センターの役割

④日常生活自立支援事業と任意後見制度

⑤成年後見制度の活用に関するQ&A

⑥虐待対応における成年後見人等の役割

【参考】権利擁護システムの全体像

【参考】成年後見制度申立から後見業務開始までの流れ（区市町村長申立の場合）

## 第14章 個人情報の取り扱い . . . . . 147

①高齢者虐待対応ケース会議や地域ケア会議での情報の取扱い

【参考】「正当な理由」に関する考え方の参考例

②個人情報保護が必要な対応例

## 第15章 居住の実態と住民票登録地が異なる場合の対応 . . . 151

①居住実態と住民票がずれている場合の職務管掌について

・事実確認／やむを得ない事由による措置／首長申立て

【参考】施設入所者への区市町村長による法定後見申立ての職務管掌（東京ルール）

【参考】介護保険法 地域支援事業における住所地特例者に対するサービス実施主体の考え方

## 第16章 参考 . . . . . 157

○家庭内の虐待に関する四法の比較

○障害者虐待防止法との関係性

・障害者虐待防止法に関するQ&Aについて（一部抜粋）／障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○高齢者虐待及び権利擁護業務に関する関係通知等一覧

- ①高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ②高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（通達及び高齢者虐待事案通報票等）
- ③市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について
- ④国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令の施行について／日本年金機構法（一部抜粋）

【参考文献等の表記方法例】

- **厚生労働省<H30>p〇より**⇒厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』（平成30年3月） p〇より引用
- **厚生労働省<H18>p〇より**⇒厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』（平成18年4月） p〇より引用
- **東京都 p〇より**⇒東京都『高齢者虐待防止に向けた体制構築のために－東京都高齢者虐待対応マニュアル－』（平成18年3月） p〇より引用
- **日本社会福祉士会手引き p〇より**⇒（社）日本社会福祉士会『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』（平成23年3月） p〇より引用
- **報告書 p〇より**⇒東京都高齢者権利擁護推進事業『高齢者虐待事例分析検討委員会報告書』（平成25年3月） p〇より引用

\* 研修資料、スライドからの引用⇒実施年度・研修名・科目名・作成者名等を資料毎に明記

【文中の表題等の扱いについて】

原則として、引用文献の章立て番号や表題等はそのまま使用。但し、本書編纂にあたり、一部削除等の扱いをしている部分あり。



# 第1章

## 虐待の捉え方・高齢者虐待対応の流れ

## ①高齢者虐待の定義・捉え方

### 1) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています（第2条第1項）。

ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（第2条第6項）。

また、高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

#### ア. 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(厚生労働省<H30> p2より)

### 2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を上記のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものであることができます。

また、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の一つとして、市町村に対し「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」[介護保険法第115条の45第2項第2号]の実施が義務づけられています。

(厚生労働省<H30> p3より)

こうしたことから、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

(参考① 65 歳以上の障害者への虐待について)

高齢者虐待防止法の施行後に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年法律第 79 号、以下「障害者虐待防止法」という。)が成立しました。65 歳以上の障害者について、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。上記の 2 つの法律の間に優先劣後の関係はないため、障害所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになります。(高齢者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を利用する等。)

(参考② 養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待について)

高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合(お互いに自立した 65 歳以上の夫婦間での暴力等)、高齢者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号。以下「DV法」という。)や刑法等により対応することになります。しかし、通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要です。

(参考③ 医療機関における高齢者への虐待について)

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

(参考④ セルフネグレクトについて)

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

(参考⑤ 65 歳未満の者への虐待について)

高齢者虐待防止法の定義では「高齢者」を 65 歳以上と定義していますが、65 歳未満の者へ虐待が生じている場合も支援が必要です。介護保険法による地域支援事業のひとつとして、市町村には被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号)が義務づけられており、介護保険法の「被保険者」は 65 歳以上の者に限られていません。

出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き。中央法規出版, 2012, 116p., p2. (参考⑤について)

(厚生労働省<H30> p4より)

#### ○施設入所者に対する家族等の虐待について

既に老人福祉施設等に入所している高齢者の親族等が、当該高齢者の年金等を使い込む、通帳を施設に渡さず必要な支払いが行われないなどの場合は、「養護者による高齢者虐待」として扱います。施設の従事者は、早急に市町村の虐待通報窓口に通報し、協力して虐待対応に当たります。

また、本人が年金の振込口座を変更するなどの対応ができない場合は、成年後見の申立を検討します。

#### ○施設所在地と養護者の住所地が異なる場合

高齢者が入所している施設所在地と養護者等の住所地が異なる場合、基本的には高齢者の居所のある市町村が対応することとし、関係する市町村へ情報提供を行いながら連携して対応にあたる必要があります。

(厚生労働省<H30> p63より)

#### 高齢者虐待に準じた対応が求められる例

- ① 「養護者」ではない親族や、信頼関係が期待される第三者からの虐待
- ② 認知症等の未受診で、家族が過剰な介護負担を抱えているなど、虐待とは峻別しがたい事例
- ③ 一人暮らしなどの高齢者で、認知症やうつなどのために生活能力・意欲が低下し、極端に不衛生な環境で生活している、必要な栄養摂取ができていない等、客観的にみると本人の人権が侵害されている事例 [いわゆるセルフネグレクト(自己放任)]
- ④ 被虐待者が 65 歳未満であるが、介護保険の適用となる特定疾患を有しているなど、高齢者福祉の分野で支援が必要であると考えられる事例

(東京都 p1より)

## ②養護者による高齢者虐待例

### 養護者による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。 など</li> </ul> <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。</li> <li>・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※） など</li> </ul> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。</li> <li>・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など</li> </ul> <p>④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。</li> <li>・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など</li> </ul>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。</li> <li>・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など</li> </ul> <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊や病気の状態を放置する。</li> <li>・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。</li> <li>・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など</li> </ul> <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など</p>

## 養護者による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</li> <li>【具体的な例】</li> <li>・ 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。</li> <li>・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。</li> <li>・ 侮蔑を込めて、子どものように扱う。</li> <li>・ 排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。</li> <li>・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。</li> <li>・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など</li> </ul>
iv 性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</li> <li>【具体的な例】</li> <li>・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。</li> <li>・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまま放置する。</li> <li>・ 人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。</li> <li>・ 性器を写真に撮る、スケッチをする。</li> <li>・ キス、性器への接触、セックスを強要する。</li> <li>・ わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>・ 自慰行為を見せる。 など</li> </ul>
v 経済的虐待 ※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</li> <li>【具体的な例】</li> <li>・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。</li> <li>・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。</li> <li>・ 年金や預貯金を無断で使用する。</li> <li>・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など</li> </ul>

（※）「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）。

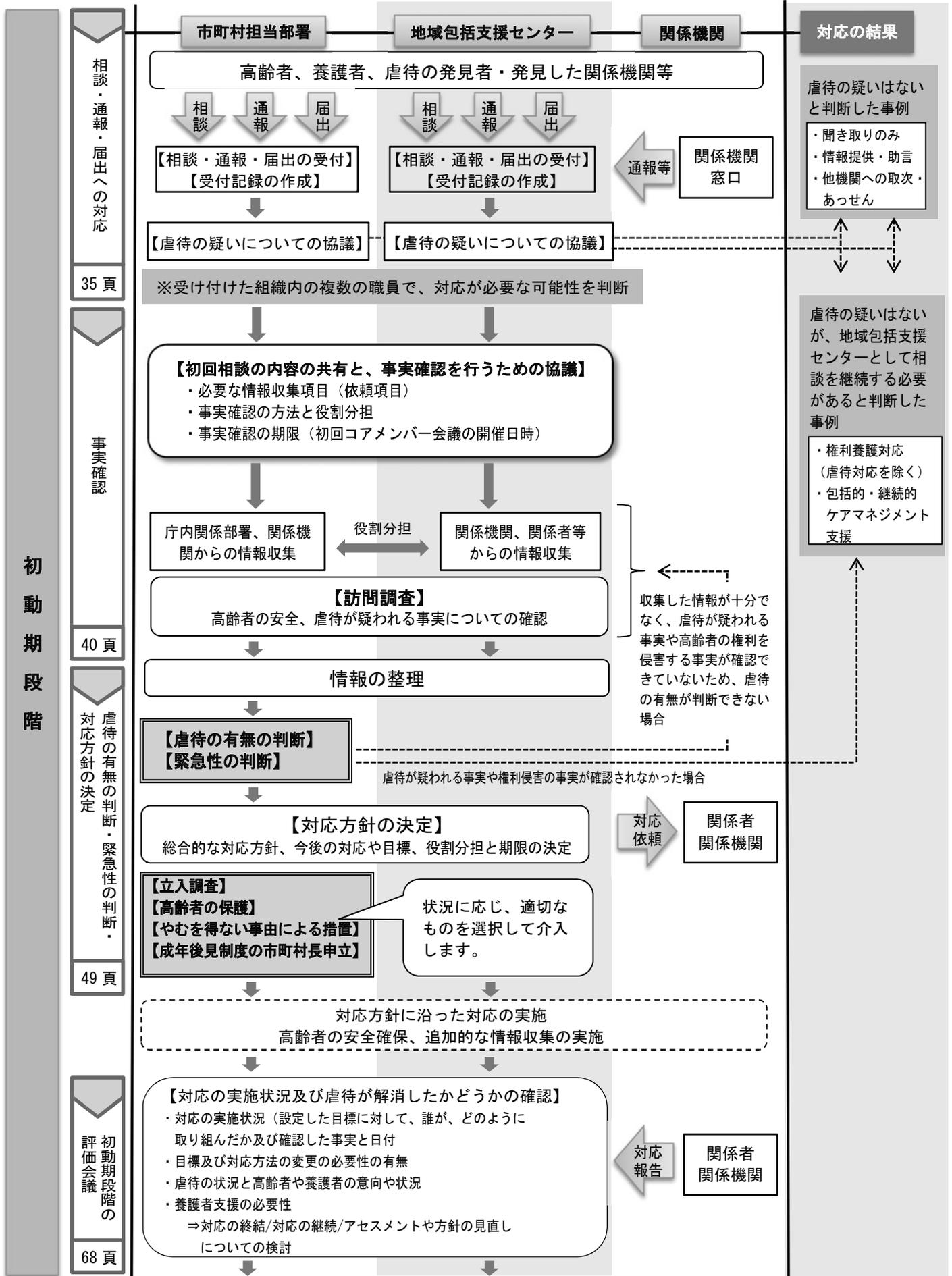
上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き。中央法規出版、2011、207p.、p5-6. を元に作成

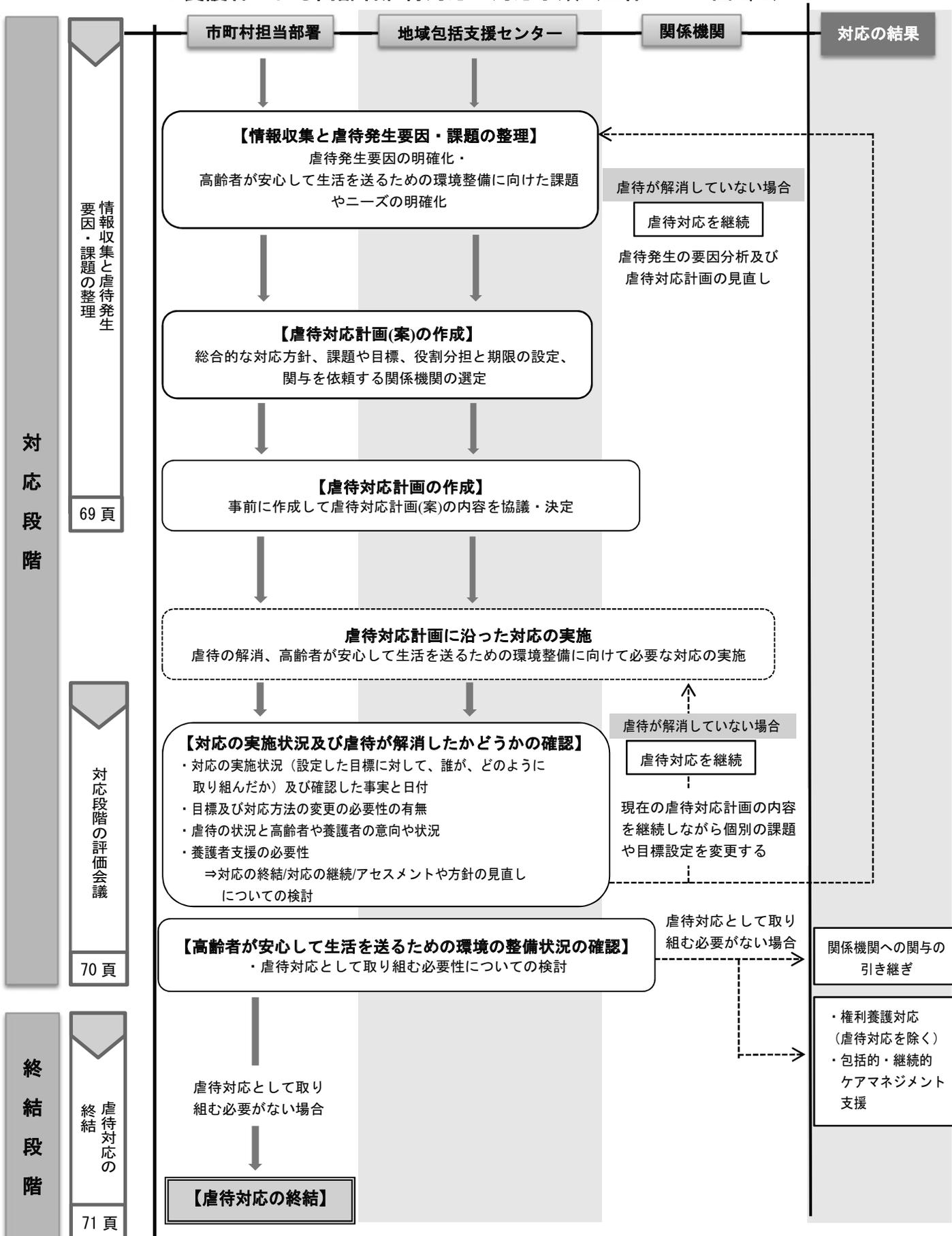
（厚生労働省<H30> p5~6より）

### ③ 養護者による高齢者虐待対応の流れ

#### ● 養護者による高齢者虐待対応の対応手順（全体フロー図 1/2）



●養護者による高齢者虐待対応の対応手順（全体フロー図 2/2）



出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規, 2011, 207p., 38-39. を元に作成

養護者による高齢者虐待のとりえ方に関するQ&A

**Q1：なぜ支援困難事例として対応するのではなく、虐待と認定する必要があるのでしょうか。**

⇒ 高齢者虐待対応の目的は、虐待を解消し、高齢者が安心して生活を送るために環境を整えることです。その目的を実現するために、虐待を受けている高齢者の保護はもとより、必要な場合には、養護者も支援の対象として明確にするために、虐待と認定することが重要です。

相談や通報を受け付けた事例が高齢者虐待に該当するかどうかを判断することは、高齢者や養護者を支援の対象として位置付けるためになされるものです。また、高齢者虐待と認定することで、市町村権限の行使も含めた適切な対応を検討することが可能となります。

このとき、高齢者や養護者の虐待に対する自覚は問いません。客観的に見て、高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待と認定して対応を行う必要があります。

**Q2：同居して養護する娘ではなく、同居はしているが養護はしていない孫（娘の子）による虐待は、「養護者による高齢者虐待」ととらえることができるのでしょうか。**

⇒ 養護者でない同居人の虐待そのものは、「養護者による高齢者虐待」とは言えません（第2条第4項）。

しかし、養護者が、養護者以外の同居人による身体的虐待・心理的虐待・性的虐待を止めることなく放置した場合には、虐待を放置した養護者の行為は「養護者による高齢者虐待」に当たる、と規定しています（第4項第1号ロ）。従って、このような場合には「養護者による虐待」として高齢者虐待防止法による対応を行っていくことになります。

**Q3：同居していない親族や知人による経済的虐待への対応はどのように行ったらよいのでしょうか。**

⇒ 高齢者虐待防止法では、経済的虐待の主体を「養護者又は高齢者の親族」と規定しています（第2条第4項第2号）。

従って、同居の有無にかかわらず、高齢者の親族が経済的虐待をしていれば、本法の適用があります。また、同居していない知人であっても養護者といえる場合もあるでしょう。

これに対し、養護者とは評価されない知人が経済的虐待をしている場合は、本法の適用はないことになります。

この場合、第27条（財産上の不当取引による被害の防止等）や、刑法・民法等の一般規定により対処することになりますが、経済的虐待から高齢者を守るため、成年後見制度の申立てが必要となるケースが多いと思われます。また、事例によっては、刑法の詐欺罪や窃盗罪に該当することがあれば告訴・告発が、民法上は不当利得の返還請求や不法行為による損害賠償請求をすることが必要になる場合も考えられます。

**養護者による高齢者虐待のとりえ方に関するQ&A**

**Q4：養護者や家族が「本人のため」と言ってリハビリや介護をして、その結果本人にけがを負わせたり、精神的苦痛を与えている場合は、虐待に該当するのでしょうか。**

⇒ 養護者や家族が、「本人の健康のため」と言って、専門的知識に基づかないリハビリを行った結果、高齢者に外傷や精神的苦痛を与えたり、「本人は何もできないから」と決めつけて全介助をし、高齢者が精神的苦痛を感じている場合には、虐待と認定することができます（けがを負わせれば身体的虐待、精神的苦痛を与えれば心理的虐待に該当します）。

養護者や家族に、高齢者の心身の状態や医療、介護に関する知識がなかったり偏っている場合、虐待を解消するために、養護者や家族に対して必要な知識をもってもらえるような支援を行うことが求められます。

また、「養護者は一生懸命介護しているから」という理由で虐待ではないととらえてしまうなど、虐待対応従事者側の判断で高齢者の権利を侵害することのないよう、正確で事実に基づいた判断を行うことが重要です。

**Q5：あざや外傷が残っていない場合、身体的虐待と認定できますか。**

⇒ 高齢者によっては、内出血ができやすかったり、時間の経過によってあざの場所が移動することなどが考えられます。

そのため、あざや外傷が残っていない場合や、養護者が否定する場合でも、高齢者や周囲からの聞き取りで話を突き合わせて、事実確認を正確に行い、虐待に該当するかどうかを判断する必要があります。

**Q6：言葉による暴力や脅し、恥をかかせるなどは、後で再現することも確認することも難しいのですが、心理的虐待を単独で認定することはできますか。**

⇒ 心理的苦痛の程度は、高齢者の受け止め方や、長年の家族関係が影響しますが、最終的に高齢者の気持ちを確認し、おびえていたり、精神的に苦痛を感じている場合には、虐待として必要な対応を行うことが求められます。例えば、毎日怒鳴られ続けたり、叩かれる真似をされ続けていたことに加え、高齢者がおびえていたことを根拠に、心理的虐待単独で認定した事例もあります。

一方、心理的虐待の背後には他の虐待が潜んでいる可能性もあります。例えば、養護者が排泄や着替えの介助を行いやすいという目的で、高齢者の下半身を下着の状態に放置し、高齢者がそれを苦痛と感じている場合などは、性的虐待と心理的虐待に該当すると考えられます。

いずれにしても、高齢者が精神的に苦痛を感じている場合には、高齢者の権利が侵害されている疑いがあるとして、心理的虐待の疑いの事実の有無について、正確に事実確認を行うことが重要です。

## 養護者による高齢者虐待のとりえ方に関するQ&A

### Q7：消費者被害は、経済的虐待として対応する必要がありますか。

⇒ 本手引きでは、第三者による財産上の不当取引による被害に関して、高齢者虐待に準じた対応を行う必要があると考え、第8章でその具体的対応を取り上げています。詳細は第8章を参照してください。

### Q8：高齢者本人が必要な医療や介護保険サービスを拒否したり、自ら不衛生な住環境で生活している場合（セルフネグレクト）、どのように対応すればよいでしょうか。

⇒ 高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている事例があり、これをセルフネグレクト（自己放任）といいます。

セルフネグレクトは、高齢者虐待防止法に定める虐待の5類型のいずれにも該当しませんが、高齢者の権利利益が客観的に侵害されていることには変わりがないといえます。

客観的に見て支援が必要なセルフネグレクトの状態とは、例えば、①判断能力が低下している場合、②本人の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合などがあげられますが、支援が必要かどうかを総合的に判断し、虐待に準じた対応をすることが求められます。

いずれにしても、基本的に自己決定権が尊重されるべきですが、高齢者本人との信頼関係を構築する過程で、本人に働きかけていくことが必要となる場合もあります。

厚生労働省マニュアルでも、「市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれているような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります」と記載されています。

(日本社会福祉士会手引き p7~9より一部改変)

## 第2章

### 緊急性の判断

### ポイント

◆緊急性の判断にあたっては、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度などをもとに、総合的に判断することが求められます。

◆また、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいと判断される場合、高齢者の「自己決定の尊重」より「客観的状況から判断される高齢者の安全・安心の確保」を優先させる場合もあります。

ここで、緊急性の判断とは、以下のような内容を意味します。

- ・高齢者の安全確認を行い、「生命又は身体に危険が生じているおそれがある場合」に、緊急入院や高齢者短期入所施設等への一時保護のための措置を図ること
- ・また高齢者や養護者が協力拒否などをして事実確認ができない場合に、立入調査の可否を検討すること

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や、放置しておく重大な結果を招くおそれが予測される場合、他の方法では虐待の解消が期待できない場合などに、市町村が高齢者を保護する必要があると認めた場合、市町村は迅速かつ積極的に分離保護の措置などを講じなければなりません（第9条第2項）。

高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいと判断される場合、高齢者の「自己決定の尊重」より「客観的状況から判断される高齢者の安全・安心の確保」を優先させる場合もあります。その際には、そのように判断した根拠を明確にしておく必要があります。

（日本社会福祉士会手引き p69 より）

### 緊急性が高いと判断できる状況

- 1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
  - ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
  - ・極端な栄養不良、脱水症状
  - ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
  - ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
- 2 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある
  - ・虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
  - ・家族の間で虐待の連鎖が起り始めている
- 3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
  - ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
  - ・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない
- 4 高齢者本人が保護を求めている
  - ・高齢者本人が明確に保護を求めている

出典：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都）

（厚生労働省<H30>p51 より）

＜参考＞高齢者虐待対応における緊急保護・緊急対応が必要な状況例

確認状況	<input type="checkbox"/> 情報提供をうけた（事実は未確認） <input type="checkbox"/> 事実の確認後（添付資料 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
<b>A. 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される</b>	
1. すでに重大な結果を生じている	<input type="checkbox"/> ①頭部外傷（血腫、骨折） <input type="checkbox"/> ②腹部等外傷 <input type="checkbox"/> ③意識混濁 <input type="checkbox"/> ④重度の褥瘡 <input type="checkbox"/> ⑤重い脱水症状 <input type="checkbox"/> ⑥脱水症状の繰り返し <input type="checkbox"/> ⑦重度の火傷 <input type="checkbox"/> ⑧低栄養・全身衰弱 <input type="checkbox"/> ⑨急激な体重減少 <input type="checkbox"/> ⑩救急搬送の繰り返し <input type="checkbox"/> ⑪頻繁に救急車を呼ぶ状況 <input type="checkbox"/> ⑫警察等による頻回な保護の繰り返し <input type="checkbox"/> ⑬極端に不衛生な環境の継続（ネズミ・ゴキブリ等害虫の蔓延、排泄物の常時散乱した状態）
2. 医療・介護サービスの重大な不足がある	<input type="checkbox"/> ①重度の疾患・外傷があると思われるにも関わらず、助言・指導をしても未受診の状態が継続 <input type="checkbox"/> ②医療や介護を利用させないことによる本人の状態の悪化がある
3. 深刻な暴力行為等がある	<input type="checkbox"/> ①器物（刃物、ピン、木刀、食器など）を使った暴力の実施がある <input type="checkbox"/> ②器物等による脅しがある <input type="checkbox"/> ③器物等が常に手の届くところに置いてある等、暴力行為が起こりやすい環境による圧力がある <input type="checkbox"/> ④暴力行為により、住まい（窓、障子、ふすま等）が何度も破壊されている <input type="checkbox"/> ⑤うめき声が聞こえる等の深刻な状況が予測される
<b>B. 深刻に、高齢者本人の保護を求めている</b>	
1. 高齢者本人からの訴えがある	<input type="checkbox"/> ①明確な保護の訴え <input type="checkbox"/> ②「殺される」「虐待者が怖い」「何も食べていない」等の訴えと兆候
2. 養護者からの切迫した保護の訴えや、態度の急変がある	<input type="checkbox"/> ①「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えと切迫感がある <input type="checkbox"/> ②今まで頑なに支援を拒否してきた養護者が、急に支援を受けたいという <input type="checkbox"/> ③今まで支援を受けていた養護者が、急に全ての支援を拒否する
<b>C. 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある</b>	
1. 本人や家族の人格や精神状態について、著しい歪みが生じ始めている	<input type="checkbox"/> ①うつ症状 <input type="checkbox"/> ②解離症状 <input type="checkbox"/> ③極端なおびえ・震え <input type="checkbox"/> ④強い自殺念慮・自殺企図 <input type="checkbox"/> ⑤家族間の虐待の連鎖 <input type="checkbox"/> ⑥養護者のいる時といない時とで、本人の意向が何度も変わり続ける
<b>D. 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない</b>	
1. 養護者（虐待者）に虐待の自覚や改善意欲が見られない	<input type="checkbox"/> ①指導を繰り返しても、自覚や改善意欲が見られない <input type="checkbox"/> ②行為を正当化し続ける <input type="checkbox"/> ③接触や助言に応じない <input type="checkbox"/> ④重大な結果（窒息・誤嚥）を生じ得るこだわりのある介護の継続
2. 高齢者側に自覚や改善意欲が見られない	<input type="checkbox"/> ①自分に起きていることを認識できない <input type="checkbox"/> ②養護者への遠慮等から SOS を出さない
3. 継続的あるいは極端な行動の制限がある	<input type="checkbox"/> ①自宅からの締め出しによる心身の悪化 <input type="checkbox"/> ②[緊急やむを得ない]とは言えない閉じ込め・拘束 <input type="checkbox"/> ③外部との連絡を遮断するような行為（住所録を取り上げ友人との関係を断つ、電話線を抜く等）
<b>E. 重篤な経済的損失が生じている、生じるおそれがある</b>	
1. 重篤な金銭搾取や財産を使わせない・使えない状態がある	<input type="checkbox"/> ①ライフラインの停止 <input type="checkbox"/> ②食料がない・偏った食事 <input type="checkbox"/> ③公的保険料の滞納の継続 <input type="checkbox"/> ④医療・介護サービス利用料の滞納の継続 <input type="checkbox"/> ⑤その他（ ）
2. 本人の意思に基づかない、本人の利益になるとは思われぬような重大な契約行為	<input type="checkbox"/> ①預貯金の引き出し等 <input type="checkbox"/> ②不動産等の名義の書き換えや処分 <input type="checkbox"/> ③本人名義の借金 <input type="checkbox"/> ④クレジットカードの不正利用 <input type="checkbox"/> ⑤財産上の不当取引の繰り返し（消費者被害等）

副田あけみ作成危害リスク確認シート、東京都老人総合研究所作成リスクアセスメントシート、埼玉県版リスクアセスメントシート、厚生労働省・東京都高齢者虐待対応マニュアルを参考に(公社)あい権利擁護支援ネットにて作成

# 【帳票】 リスクアセスメントシート

## 埼玉県版 リスクアセスメントシート

レベルA	高齢者の状況	① すでに重大な結果を生じている。 頭部外傷（血腫、骨折）、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺願望、その他
		② 高齢者自身が保護を求めている。
		③ 「殺される」「〇〇（養護者）が怖い」「何も食べていない」等の訴えがあり、実際にその兆候が見られる。
		④ 年金・預貯金等を搾取されたため電気・ガス・水道等がストップ、食料が底をついている。
		⑤ 自宅から締め出され、長時間戸外で過ごしていることにより心身状況の悪化が見られる。
	養護者の状況	⑥ 刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある。
		⑦ 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがあり、切迫感がある。
		⑧ 暴力や世話の放棄を繰り返し、支援機関との接触・助言に応じないまま状況を悪化させている。
他	<その他>	
レベルB	高齢者	⑨ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られる。 頭部打撲、顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、回復状態がさまざまな傷、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、入退院の繰り返し、その他
	養護者	⑩ 高齢者に体調不良が見られても医療を受けさせず、そのままにしている。 ⑪ 介護サービス利用料を3か月以上滞納しており、支払う意思も見られない。
	他	<その他>
レベルC	高齢者の状況	⑫ 介護度が高いが、相応の医療・介護を受けていない。 ⑬ 認知症・精神疾患による周辺症状が強く出ており、生活に支障をきたしている。 徘徊・昼夜逆転・頻繁な訴え・異食・弄便・大声・不快音・噛みつき・引っ掻き蹴飛ばし等 ⑭ 性格に偏りがあるため、養護者と不仲となり孤立した状態である。
	養護者の状況	⑮ 精神疾患・アルコール依存症・知的障害等があるが、医療的管理をしていない。
		⑯ 高齢者の年金等を管理していることにより、高齢者自身の生活に何らかの支障を与えている。
		⑰ 高齢者に対し、日常的に冷淡・否定的な態度で接している。
		⑱ 介護疲れが激しく、苛立っている。
		⑲ 友人や親族等と疎遠で、相談相手がおらず孤独である。
		⑳ 激昂しやすく、感情のコントロールができない。
	他	<その他>

○レベルA・・・緊急分離、保護
○レベルB・・・分離、保護を検討
○レベルC・・・定期的な状況確認・支援 分離・保護の可能性の検討

※ 1項目以上該当ありの場合、  
高いレベルの条件に従い支援を行う

※首都大学東京 副田あけみ教授作成「高齢者虐待リスクアセスメントシート」様式を改変して作成  
(埼玉県福祉部高齢者福祉課作成)

### 【緊急性の判断をする際の留意点】

- ▶ 理由を問わず「本人に会えない状態が続くこと」は、緊急性が高いととらえる必要がある。ただし、緊急性の高さを、会えない期間の長さによって一律に決めることはできないため、把握している高齢者の心身の状態から、個々の事例で「〇日会えない場合は〇〇対応する」など方針を決めておく必要がある。
- ▶ 「養護者となかなか（あるいは全く）連絡がとれない」「養護者と時々連絡が取れることもあるが、高齢者の支援体制を整えることについては話が進まない」「養護者と会う約束のキャンセルが続く」「たびたび通所サービスを休む（訪問サービスをキャンセルする）」等の状態は、「支援の拒否」の一種であるとみなし、このことによって本人の支援体制が整えられない場合には、緊急性が高いとみなすことが求められる。
- ▶ 医療・介護サービスが使いにくい（使わせない）状態が継続していること（下記の例参照）は、たとえその時点で即時に緊急受診・緊急サービス導入が高齢者に必要がなかったとしても、いざという時に受診やサービス利用ができにくい（させられない）ということである。よって、下記のような医療・介護サービスが使いにくい（使わせない）状態が継続していることそのものが、緊急性が高い状態であるととらえることが求められる。
  - ◇ 居住地と住民登録地が異なっており、保険証等が高齢者の手元にない。
  - ◇ 養護者が高齢者の財産を管理し各種保険料を支払わなかったため、サービス利用時の自己負担割合が大きくなっている
  - ◇ 養護者が高齢者に医療・介護サービスを利用させないことを明言しており、こちらが必要性を説明しても改善しようとしない。
- ▶ 「悪意をもって虐待しているわけではないこと」は、緊急性を下げる因子にはならないこと、「緊急性が高い事例」とは「高齢者を虐待してやろうと悪意をもって虐待している事例」に限るものではないことを、コアメンバーは明確に意識し共有しておく。

（報告書p61より）

## 高齢者の生命や身体の安全確認

訪問により高齢者と面接することができた場合、医療、福祉の両専門職で、以下に示す「緊急性が高いと予測される状況」を見極める必要があります。

ただし、高齢者が脱水や低栄養の状態にある場合、認知症など精神疾患が疑われる場合、高齢者がパワレス（無気力状態）に陥っている場合や、養護者がその場に一緒にいるときといないときでは、訴えが異なることもあります。

面接のなかで、高齢者や養護者の状態を正確に把握したり意向を引き出すためには、高齢者や養護者にとって安心安全な環境を設定すること、高齢者と養護者からの聞き取り役を分けることが不可欠です。

（日本社会福祉士会手引きp56 より）

### 緊急性のとらえ方

「警察を呼ばなければならないような暴力」や「救急車を呼ばなければならないような外傷・心身状態」だけを「緊急事態」とするのではなく、それが生じる「おそれ」のある状態を「緊急性が高い状況である」ととらえています。ここに列挙されているものだけを限定的にとらえているわけではなく、本人の心身の状況、養護者の心身の状況、世帯をとりまく環境を総合的にみて、市町村・地域包括支援センターがコアメンバー会議で「緊急性の判断」を行います。ケアマネジャー等介護福祉関係者も、自身の専門性に基づいて予測される緊急事態がある場合には、感じている緊急性を積極的にコアメンバーに伝えていきましょう。

なお、生活が破たんをきたすような経済的な損失や回復不能な財産の消費・損失が生じている、生じそうである、生じる疑いがあるという場合も、「緊急性が高い」ととらえる必要があることも押さえておきましょう。住むところがなくなることが予測されたり、施設・病院から退所・退院が迫られるような利用料等の未払いも同様です。これらについては、成年後見制度の申立て等による緊急対応が必要とされます。

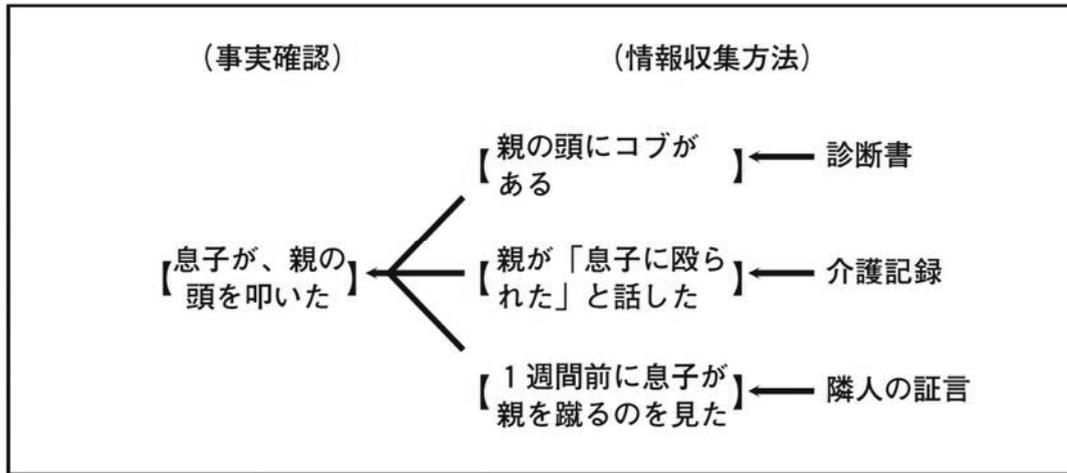
（公社）あい権利擁護支援ネット監修「事例で学ぶ『高齢者虐待』実践対応ガイドー地域の見守りと介入のポイントー」  
中央法規出版、2013、p118 より一部抜粋

## 第3章

### 事実確認・情報収集

## ①事実確認の必要性と実施方法

### 事実確認のための情報収集方法(身体的虐待の例) [参考]



(東京都 p 84より一部抜粋)

#### 1) 事実の確認の必要性

高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、その内容に関する事実の確認を行う必要があります(第9条)。

初動期の実事確認においては、高齢者の生命や身体の安全や虐待の有無を判断する事実を確認するために必要な情報を収集することが不可欠です。事実確認を効果的に行うため、市町村担当部署と地域包括支援センターはあらかじめ、必要な情報収集項目や、事実確認の方法と役割分担及び期限について、確認を行います。

同条に基づく事実の確認に当たっては、虐待を受けている高齢者の安全の確認や、現在行われている虐待に関する情報のみでなく、高齢者や養護者等の家族状況を全体的に把握することで将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わります。

#### 2) 事実の確認の実施方法

事実の確認は、以下の方法で行います。

各方法における把握・確認すべき項目の例を以下に示します。

##### ○高齢者や養護者への訪問調査

###### ①虐待の種類や程度

###### ②虐待の事実と経過

###### ③高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握

- ・安全確認・・・関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の可否を判断する上で高齢者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や 通院医療機関、介護サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。
- ・精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、高齢者の様子を確認する。
- ・生活環境・・・高齢者が生活している居室等の生活環境を記録する。

###### ④養護者や同居人に関する情報の把握

- ・年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わりなど

##### ○庁内関係部署及び関係機関[市町村内の他部局、介護支援専門員(ケアマネジャー)や介護保険サービス事業所、民生委員など]からの情報収集

###### ①高齢者と養護者等の関係の把握

- ・法的関係・・・戸籍謄本による法的関係、住民票による居所、同居家族の把握
- ・人間関係・・・高齢者と養護者・家族等の人間関係を全体的に把握(関わり方等)

- ②民生委員、保健センター、介護サービス事業者、医療機関等の関連部署機関からの情報収集  
・これまでの生活状況、関係機関や諸制度の利用状況、通所・通院先での状況、等

※なお、高齢者が重傷を負った場合や高齢者又はその親族が、虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取扱うことを望んでいる場合などには、所管の警察との情報交換が必要となる場合も考えられます。

事実確認中に予測されるリスクと対応方法についても事前に協議しておくことが必要です。

### 3) 事実確認に入るまでの期間

高齢者虐待に関する通報等を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他の事実確認のための措置を講ずる必要があります（第9条）。

事例によっては直ちに安全の確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられますので、事例にあった対応を図ることが必要です。

また、このような対応は休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行うことを原則とします。

※法に基づく対応状況等調査結果（資料編②-3, 14 ページ参照）では、養護者による高齢者虐待の「相談・通報の受理から事実確認開始までの期間」の中央値は「0日（即日）」、「相談・通報の受理から虐待確認までの期間」の中央値は「1日（翌日）」となっています。多くの市町村では通報を受理した日に事実確認を開始し、翌日には虐待の有無を判断しています。

### 4) 関係機関からの情報収集

通報等がなされた高齢者や養護者・家族の状況を確認するため、庁内他部局をはじめ民生委員や医療機関、介護保険サービスを利用している場合には担当介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス事業者など（これらの関係機関等は高齢者虐待防止ネットワークを構成し、「高齢者虐待対応協力者」として位置付けられます。）から、以下の点に留意しながらできるだけ多面的な情報を収集します。

#### ア. 収集する情報の種類等

関係機関からは高齢者虐待が疑われる家族に対する援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で情報収集します。その際、個人情報やプライバシーの保護には十分な配慮が必要です。具体的には、次のような情報を関連機関から収集することが考えられます。

#### 関係機関から収集する情報の種類等の例

- ・ 家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- ・ 戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・ 生活保護の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握することができる。また、援助の際に福祉事務所との連携が図れる。）
- ・ 障害部局、保健センター等での関わりの有無
- ・ 地域包括支援センター等との関わり、相談歴
- ・ 介護保険サービスを利用している場合は、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）や利用している介護サービス事業所からの情報
- ・ 医療機関からの情報（病歴、治療歴、処方状況、主治医からの意見等）
- ・ 警察からの情報（過去の相談、保護の情報等）
- ・ 民生委員からの情報（訪問活動の情報、近隣からの情報等）
- ・ 年金情報（①年金の種類、②年金額、③振込口座）

（厚生労働省<H30> p 40~42より一部抜粋）

## 5) 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが重要です。ただし、訪問による面接調査は、養護者・家族等や高齢者本人にとっては抵抗感が大きいいため、調査を拒否するケースも少なからずあると考えられます。一旦拒否された場合には、その後の支援を受け入れなくなるおそれもあります。また、事前に得られた情報から調査員の訪問が受け入れられにくい（信頼関係が築きにくい）ことが予想されるような場合もあります。

このようなときは、高齢者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民などの協力を得ながら安否の確認を行う必要があります。

### (訪問調査を行う際の留意事項)

#### ○複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

#### ○医療職の立ち会い

高齢者は安否確認が優先されるため、保健師等の医療職が面接を行うことが有効です。

#### ○信頼関係の構築を念頭に

高齢者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。

当初の事実確認場面から継続的に関わり、徐々に信頼関係の構築を図ることを意識して、行政の担当課、担当職種を検討の上、対応が必要です。

初回訪問の時点では、「虐待が行われているか」ということすら判明していない状態であるため、訪問目的としてどのような説明が効果的かということについても事前に十分検討しておく必要があります。例えば、「虐待」という言葉は使わず、健診の案内や高齢者の困りごと相談のお知らせなどといった別の理由を作る工夫も有効です。

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版, 2011, 207p., p59.

面接の中で、高齢者や養護者の状態を正確に把握したり意向を引き出すためには、高齢者や養護者にとって安心・安全な環境を設定すること（聞き取り役を分けることが必要です。）。なお、この場合1人で対応することがないよう留意が必要です。

### ○高齢者、養護者等への十分な説明

訪問調査にあたっては、高齢者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

- ・職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・高齢者の権利について・・・高齢者の尊厳の保持は基本的人権であり、老人福祉法や介護保険法、高齢者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明

### ○高齢者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、高齢者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

- ・身体状況の確認時・・・心理的負担を取り除き、衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応するなどの配慮
- ・養護者への聞き取り・・・第三者のいる場所では行わない。

### ○柔軟な調査技法の適用

養護者自身が援助を求めていたり虐待の程度が軽度の場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります。調査項目や調査回数は高齢者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置きながら柔軟に対応する必要があります。

(厚生労働省<H30> p 43～44より)

## ②アセスメント項目（例）

### 【事実確認についてのアセスメント項目】

①事実の状況（具体的内容、被害の程度と緊急対応の必要性）
②いつから起きているか（発生時期）
③どのように起きているのか（発生状況や発生のきっかけ）
④どの程度起きているのか（発生頻度）
⑤事実の確認状況（どこまで把握できているのか？どこが把握できていないのか？）
⑥その他

### 【本人および養護者についてのアセスメント項目】

高 齢 者	①本人の訴え（殺される、家に帰りたくない等）
	②本人の危機回避能力（助けを呼ぶことができるか、助けを呼ぶ気持ちがあるか、あきらめ）
	③本人の意思・意向（どのように生活していきたいと思っているか）
	④本人の現状認識（今の生活や虐待についてどのようにとらえているか）
	⑤本人の判断能力（認知症等の有無、意思表示能力、契約能力、コミュニケーション能力、財産管理能力）
	⑥本人の身体状況（ADL・IADL、障害や基礎疾患、既往歴、現に受診を要する状況等）
	⑦本人の心理状況（性格・パーソナリティー、追いつめられた精神状況、パワレス、うつ等精神疾患の有無）
	⑧本人の生活状況（1日の生活状況、1週間の生活状況等）
	⑨本人の医療状況（医療機関での治療・指導内容、在宅医療内容等）
	⑩本人の介護状況（どのような介護を必要とする人か、どのような介護がされている状況か）
	⑪本人の経済状況（年金、預貯金、不動産の状況、その管理者）
	⑫本人の制度活用状況（介護保険サービス、日常生活自立支援事業・成年後見制度等の活用状況、生活保護の適用の有無、低所得者向けのサービスの利用状況等）
	⑬本人の支援の受け入れ状況（介入拒否や拒否している支援の状況）
養 護 者	①養護者の訴え（殺してしまうかもしれない、何をするかわからない等）
	②養護者の意思・意向（どのように生活していきたいと思っているか、介護継続意思について）
	③養護者の現状認識（今の生活や虐待についてどのようにとらえているか）
	④養護者の判断能力（認知症や統合失調症等の有無、意思表示能力、契約能力、財産管理能力）
	⑤養護者の身体状況（ADL・IADL、障害や基礎疾患、既往歴等）
	⑥養護者の心理状況（性格・パーソナリティー、追いつめられた精神状況、パワレス、うつ等疾患の有無）
	⑦養護者の生活状況（1日の生活状況、1週間の生活状況等）
	⑧養護者の医療状況（医療機関での治療・指導内容等）

	⑨養護者の介護状況（どのような介護をしているつもりか、どのような介護をしている状況か、介護負担、睡眠時間、生活の中での介護が占める割合）
	⑩養護者の経済状況（年金、預貯金、不動産の状況、借金の有無等）
	⑪養護者の就労状況（就労しているか、その歴史、時間帯、就労していなければその理由）
	⑫養護者の制度活用状況（介護保険・自立支援サービスの利用状況、日常生活自立支援事業・成年後見制度等の活用状況、生活保護の適用の有無、低所得者向けのサービスの利用状況等）
	⑬養護者の支援の受け入れ状況（介入拒否や拒否している支援の状況）
関係性	①高齢者と養護者との関係性の歴史（離れて暮らしてきた経験、同居に至った経緯）
	②高齢者の、養護者への思い
	③養護者の、高齢者への思い
	④高齢者と他の家族との関係性、それぞれの思い
	⑤養護者の他の家族との関係性、それぞれの思い
世帯	①本人以外にケアを必要としている人の存在
	②世帯・家族内の力関係の変化
	③暴力の世代間・家族間連鎖等
	④養護者以外の家族の認知症への無理解、介護に対する無関心等
	⑤老老介護、認認介護、単身介護、障老介護、老障介護
	⑥近隣からの孤立
	⑦居住環境（家屋の老朽化、不衛生、狭い住環境、人通りの少ない環境等）
地域	①近隣の認知症についての無理解、介護に対する無関心
	②高齢者・養護者に対する指導的言動
	③高齢者虐待防止等に関する知識不足
関係機関	①支援者の問題（疾病や介護方法についてのわかりにくい説明、世帯のライフスタイルに対する先入観、個別性を無視したニーズ設定、高齢者ではなく家族の意思・意向のみを重視したサービス提供等）
	②「家庭医・かかりつけ医」の不在（不適切な多剤併用など）
	③高齢者虐待防止法に関する知識不足、高齢者虐待への容認やあきらめ

#### 【総合的にアセスメントをとらえなおす視点】

①今後予測される展開やリスクは何か？（繰り返されている行動パターンや今現在予測される展開は？）
②そのために今何をしておく必要があるか
③高齢者の意思・意向とその実現の可能性は？
④何が虐待を引き起こしているか

（報告書 p 50～51 より）

## (2) 事実確認

### 高齢者本人との面接

#### <高齢者虐待の現場で起きていること>

- ◆ 本人に会う目的が「安否確認」（生きていかどうか、救急対応が必要な状態ではないか）に限定され、具体的状態が把握されずに、徐々に高まっている緊急性が見過ごされることがある。
- ◆ 日常的関わりが浅い区市町村・地域包括支援センターの職員に対して、本人がなかなか意思・意向を示さないことがある。そのため、本人の「沈黙」や「意思表示のためらい」といった表現が見過ごされやすく、本人の意思・意向が「不明」と捉えられ、関係機関で吐露した保護の訴えが見過ごされることがある。
- ◆ 本人の状態変化や新たに生じている虐待行為が見過ごされ、緊急性が把握できないことがある。

#### <ポイント>

- 本人との面接の目的は、単なる安否の確認ではなく、正確な心身の状態の把握、意向の確認です。そのため、複数人・複数職種（医療・福祉職）による訪問が求められます。

#### 【本人と面接する際に把握すべきと考えられる事項】

- ① 本人のバイタル把握
- ② 全身状態の観察（内出血斑等の外傷だけでなく治療が放置されている状態の把握、褥瘡の好発部位の確認も含む。）
- ③ 会話や反応の様子（反応の鈍さや会話が成り立たない等の把握、受診の必要な状態ではないかの確認。）
- ④ 判断能力（意思表示能力や事理弁識能力、財産管理能力を把握、長谷川式による確認だけでなく、具体的エピソードを記録する。）
- ⑤ ADL・IADLの状況（電話を掛ける、助けを呼ぶといった危機回避能力や助けを求める意欲があるかどうかを含む。）

- ⑥ 一日の生活状況と必要とされ得る介護内容(通院介助、服薬管理の状況は必須)
- ⑦ 虐待の事実をどのように捉えているか
- ⑧ 怯え、諦め等の表情や表現(沈黙や目をそらす等についても記録)
- ⑨ 今後の生活の意思・意向(どこで誰と暮らしたいか、誰から介護を受けたいか)

- 本人の意思・意向の確認については、区市町村・地域包括支援センターだけで行おうとせず、様々な関係機関に協力を求めて把握に努めると、具体的状況が把握できます。下記のような関係機関の協力による、自宅以外の場所での本人からの聞き取りの実施や、関係機関が把握している本人の意思・意向について聞き取りを行うと良いと考えられます。

特に、高齢者の体に直接触れる機会がある職員や、高齢者と二人きりになる機会がある職員は、普段言えない本人の訴えを聞いている可能性があると考え、それらの職員には、直接聞き取りを行いましょう。

#### 【本人の意思確認において、協力を求めると効果的であると考えられる関係機関例】

- ① 本人の自宅・居所以外の場所で本人と接している人・関係機関  
(例：病院の待合室でともに過ごす友人、受付職員等)
- ② 本人と長い時間、共に過ごすことが出来る人・関係機関  
(例：訪問リハビリを担当している職員等)
- ③ 養護者と直接関わらない人・関係機関  
(例：デイサービスのケアスタッフや看護職員等)
- ④ 要介護状態になる前から本人と関わっている人・関係機関  
(例：古くから本人と仲良くしてきた近隣住民等) など

- 「大丈夫」「このままでいい」「そっとしておいてほしい」等の、本人の表出された言葉だけでなく、その際の表情、態度、沈黙、ためらい等についても把握・記録することが、意思・意向を把握する上での重要な要素となります。「自宅にいたい」という言葉を、そのまま「養護者といたい」という意味であると受け取るのではなく、高齢者がなぜ自宅に居たいのか、高齢者がどのような生活を望んでいるのか、具体的に問かけると、意思・意向が把握されやすくなります。

(報告書 p 23～24より)

#### ④ 事実確認における情報収集項目例

##### 情報収集における基本的な根拠法令等

- ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」9条の1（事実確認の措置を講ずる条文）
- ・「老人福祉法5条の4の2」（福祉の措置の実施者）
- ・「老人福祉法36条」（調査の囑託及び報告の請求）
- ・「個人情報保護法」16条（利用目的）、23条（第三者提供）における例外規定
- ・各区市町村の個人情報保護条例における「利用及び提供の制限」に係る規定

NO	情報収集項目	なにを	どのように	事実確認に関連する根拠法等	参照事項 (児童虐待関係)
1	世帯・家族構成 (高齢者と養護者等の法的関係性の把握)	・法的関係 ・戸籍謄本による法的関係や転居歴等の把握 ・住民票による居所、同居家族の把握	戸籍事務所管課・住民登録所管課へ、各自治体の個人情報保護条例の規定に基づく情報照会依頼 (住民票登録地と居住地が異なる場合は、住民票登録自治体への情報照会を依頼)	◆戸籍法10条の2の2 ◆住民基本台帳法11条の1(住民基本台帳の閲覧)、12条の2の1(住民票の写し等の公用請求) ◆老人福祉法5条の4の2(実態把握・情報提供)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長発雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号平成24年11月30日付通知「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」
2	成年後見制度	成年後見の登記(されていない)事項の証明による成年後見人等の有無	法務局	◆後見登記等に関する法律10条5項 ◆老人福祉法5条の4の2及び32条	
3	生活保護	受給の有無・相談履歴	福祉事務所	各自治体の個人情報保護条例の規定	
4	福祉サービス	①障害者手帳の有無	障害福祉所管課	各自治体の個人情報保護条例の規定	
		②障害福祉サービス利用状況・相談履歴	障害福祉所管課		
		③一般高齢者福祉施策利用状況・相談履歴	高齢福祉所管課		
5	公衆衛生・精神保健福祉関係	保健所・保健センター等の関わりの有無	保健所・保健センター等	各自治体の個人情報保護条例の規定	
6	介護保険所管関連	①介護認定の有無及び認定履歴	介護保険所管課	各自治体の個人情報保護条例の規定	
		②居宅介護支援事業所名・居宅介護支援専門員名			
		③介護保険サービス利用歴			
		④介護保険申請に関する相談履歴			
		⑤主治医意見書記載情報			
7	地域包括支援センター関連	関わりの状況 相談履歴等	地域包括支援センター所管課 各地域包括支援センター	各自治体の個人情報保護条例の規定	

※表のNoが優先順位を示している訳ではない。

8	警察	関わりの状況(近隣通報で警察が関わった状況、本人からの被害の訴えの状況等)	交番(駐在所)・本署担当課等への聞き取り	高齢者虐待防止法 7 条及び 21 条	
9	介護サービス事業者	①契約に基づき把握している事項(基本情報、サービス利用状況、契約者等) ②その他把握している情報(高齢者・養護者、その他同居人・家族等の関係、生活状況や行動パターン、職業、住環境等) ③虐待に関する事項(高齢者や家族に関する「気になる変化」や気になる生活状況等) ④利用料の支払い状況	記録・聞き取り・個別ケース会議	高齢者虐待防止法 5 条の 2 及び 16 条、17 条	
10	民生委員	①世帯への関わり状況(訪問等) ②相談履歴(本人やその家族、近隣等) ③把握している情報(高齢者・養護者、その他同居人・家族等の関係、生活状況や行動パターン、職業、住環境等)	担当民生委員(欠員地区の場合は、民協へ確認)	高齢者虐待防止法 5 条の 2 及び 16 条、17 条	
11	その他関係部署・関係機関	世帯に関する相談履歴等	庁内各部署(苦情窓口、消費生活相談窓口、子ども福祉関係等)、障害者支援関係機関、社会福祉協議会等	各自治体の個人情報保護条例の規定	
12	医療情報(本人・養護者に関する)	①介護保険主治医名 ②国民健康保険及び後期高齢者医療受診歴より受診医療機関情報 ③健康診査の受診状況 ④受診状況及び治療・指導内容等 ⑤受傷や低栄養・脱水症状、褥そう等虐待が疑われる事実に対する診立て ⑥判断能力に関する診立て	介護保険所管課 健康保険所管課 特定健康診査所管課もしくは後期高齢者医療広域連合 (上記①・②等で把握された)主治医からの個別聞き取り、場合によっては診断書等 個別聞き取り/主治医意見書(直近の場合/後見申立に関する診断書等)	高齢者虐待防止法 5 条の 2 及び 16 条、17 条	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長発雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号平成 24 年 11 月 30 日付通知「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」

※表の No が優先順位を示している訳ではない。

13	世帯の収入状況	①生活保護受給状況(再掲)	福祉事務所	◆老人福祉法5条の4の2 ◆老人福祉法36条 ◆各自治体の個人情報保護条例の規定 ◆(*)日本年金機構法(最終改正:平成二十七年五月二十九日法律第三一号)第38条第5項3号チ
		②国民年金	国民年金所管課	
		③厚生年金・遺族年金	年金事務所(*)	
		④障害基礎年金 障害厚生年金 特別障害者手当 経過的福祉手当 在宅重度障害者手当	国民年金所管課 年金事務所(*) 障害福祉所管課	
		⑤住民税賦課徴収状況(課税・非課税・納付状況)	税務主管課	
		⑥健康保険料納付状況・所得段階	健康保険所管課	
		⑦介護保険料納付状況(再掲)	介護保険所管課	
		⑧公共料金の滞納状況等	電気・ガス・水道事業者	
14	世帯の資産状況	①固定資産税(固定資産課税台帳)	都税事務所・税務主管課	◆老人福祉法5条の4の2 ◆老人福祉法36条 ◆不動産登記法119条 ◆(*)登記手数料令19条に基づく公用申請書にて、手数料免除
		②不動産の登記事項証明書(土地、建物、区分建物) 土地所有者情報(所有者住所氏名、所有権以外の権利に関する事項等(抵当権の有無等)、権利関係に関する情報)	法務局(*)	
		③預貯金口座及び預貯金額	本人から聞き取れない場合や委任状をとることができない場合、金融機関等への口座開設状況の確認、残高照会を依頼	

※表のNoが優先順位を示している訳ではない。

(報告書 p47~49 より一部改変)

#### ○年金搾取等の事実確認のための年金個人情報の確認

養護者等が高齢者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み口座を変更し、高齢者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報の提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限定されていますが、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号)により、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案について自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました(平成26年10月1日施行)。

(厚生労働省<H30> p67より)

## ⑤関係者・関係機関から情報収集する際の留意点

### イ. 他機関から情報収集する際の留意事項

他機関から情報を収集する際には、以下の諸点について留意が必要です。

- ・秘密の保持、詳細な情報を入手すること等の理由により、訪問面接を原則とします。  
(緊急時を除く)
- ・他機関に訪問して情報を収集する際には、調査項目の漏れを防ぎ、客観性を高め共通認識を持つために、複数職員による同行を原則とします。
- ・高齢者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限(同法第 23 条)の例外規定に該当すると解釈できる旨を説明します。
- ・ただし、相手側機関にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要です。

### ■ 個人情報の保護に関する法律

利用目的による制限(第 16 条)、第三者提供の制限(第 23 条)の例外規定

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

市町村が虐待認定や緊急性判断を行ううえで、医療・福祉関係者や地域住民からの情報提供が不可欠です。

個人情報保護法においては、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を挙げています。

高齢者虐待に係る事実確認等は、高齢者虐待防止法第 9 条第 1 項に基づくものであり、上記の個人情報保護法の例外規定の第 1 号「法令に基づく場合」に該当すると考えられます。

事実確認の目的は高齢者の生命・身体・財産に対する危険から救済することにあるから、上記規定第 2 号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合」に該当すると考えられます。

市町村又はその委託を受けた地域包括支援センターが高齢者虐待防止法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることから、上記規定第 4 号に該当すると考えられます。

以上の理由から、市町村が高齢者虐待防止法に基づき実施する事実確認調査に協力し、高齢者等の情報提供を行うことは個人情報保護法の例外規定に当たると考えられます。

(厚生労働省<H30> p 42~43 より)

### 【関係者・関係機関からの聞き取りの留意点】

- 通報内容については、あざの位置や色の把握にとどめず、「5W1H」の把握につとめる。  
例：「いつ」「誰が」「誰に対して」「何をしたのか」  
「なぜしたのか」「それによってどうなったのか」
- 本人や家族から「誰にも言わないで」と言われている事であっても、虐待対応への協力においては話すことができることを明示する。
- 通報以前の状況、今までの変化について聞き取る。  
例：「今までにも、あざができていたことがありますか？」  
「それはいつ頃からですか？その頃、どのような状態でしたか？」  
「その時ご本人や介護者の方はどのような様子でしたか？」等
- 通報内容以外の、虐待について聞き取る。  
例：「今まで、お世話がされていない、あるいは足りていないという状況がありましたか？また、他に気になっていることはありますか？」  
「怒鳴ったり罵られたり、無視されたりという状況はどうでしたか？」等
- 高齢者虐待のマニュアルやパンフレットに掲載されている高齢者虐待の具体例一覧<sup>5</sup>を見せ、その中であてはまっているものをチェックしてもらう。
- サービス提供等の関与の中で、関係者・関係機関が感じている困難性、不安を聞く。他の虐待や虐待の要因の把握がされやすい。  
例：「関わる上でどのようなことに困ってきましたか？」  
「サービスを提供する上で不安に思っている事がありますか？」
- 聞き取りを終了する際に、「今後知らせてほしい状況・内容」を具体化して伝え、これから発生する事実についても迅速に把握できるよう窓口を明確にする。  
例：「今後、あざができていることを把握した場合は、あざに関する記録を取り、区市町村又は地域包括支援センターへお知らせください。」  
「それ以外にも、高齢者の方、ご家族の方について【気になる変化】が見られた場合には、直接、区市町村もしくは地域包括支援センターへお知らせください。」

(報告書 p 40より)

個人情報保護法における利用目的による制限（第16条）・適正な取得（第17条）・  
第三者提供の制限（第23条）の例外規定と、高齢者虐待における解釈例

1. 法令に基づく場合

→高齢者虐待の通報（第7条. 21条）・事実確認（第9条第1項）

立入調査（第11条）において必要な調査又は質問を行う場合

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る  
ことが困難である時

→虐待により本人の生命等を保護するため対応が必要であるが、本人が意識不明又は  
認知症により同意の確認が困難な場合等

3. 略

4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者<sup>\*1</sup>が法令の定める 事務<sup>\*2</sup>を遂  
行することに協力する必要がある<sup>\*3</sup>場合であって、本人の同意を得る ことにより、当  
該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

→高齢者虐待防止法に基づき、区市町村と地域包括支援センター、および各関係機関  
がネットワークを組んで対応する場合

<sup>\*1</sup>地域包括支援センター等 <sup>\*2</sup>第9条第1項 <sup>\*3</sup>第5条第2項保健医療福祉関係者の協力義務

出典) 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」平成30  
年. 3, p41-43、東京都福祉保健局「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために-東京都高齢者虐待対応マニユ  
アル」平成18年. 3, p61 を参考に（公財）東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センターにて作成

### 区市町村担当所管による訪問

#### <高齢者虐待の現場で起きていること>

- ◆ 区市町村担当所管が、「地域包括支援センターから同行を求められれば一緒に訪問する」というスタンスの場合、虐待対応が<sup>こうちやく</sup>膠着化しているような状況に対して適切な事実確認が行われず、緊急性の判断ができなくなることがある。
- ◆ 関係機関の高齢者虐待防止への意識が低く、地域包括支援センターだけでは虐待対応に協力が得られないことがある。

#### <ポイント>

- 事実確認は、地域包括支援センターへの委託できる事務となっているため、委託型地域包括支援センター単独で事実確認の訪問調査を行っている場合も多いのが実状です。この場合でも、事実確認の責任主体は区市町村となります。区市町村は、直接訪問による把握、あるいは地域包括支援センターからの報告を通して、どの事例についても、高齢者虐待の具体的状況を把握していなければなりません。
- 区市町村に限らず、地域包括支援センターにも職員の異動等の入れ替わりがあるため、担当者のスキルにより、十分な事実確認や緊急性の判断がなされないことも起こり得るものです。地域包括支援センターの専門性の高さを過信し、区市町村が高齢者虐待の具体的状況の把握を怠ることはあってはなりません。
- 次頁のような場合には、たとえ地域包括支援センターから事実確認の同行の求めがなかったとしても、区市町村担当所管による直接訪問や関係機関への働きかけを行うことが重要であると考えられます。

#### 【区市町村担当所管による直接訪問を行った方がよいと考えられる例】

- 地域包括支援センター等が、養護者へ度々説明しているにもかかわらず、医療機関を受診させない（服薬管理をしない）場合
- 緊急性が高く、緊急対応についての即時判断や区市町村の権限行使が想定される場合
- 養護者が、地域包括支援センターの訪問に対して非協力的で、事実確認や世帯の実態把握が進まない場合
- 関係機関に高齢者虐待対応についての基礎理解がなく、地域包括支援センターの働きかけだけでは協力が得られにくい場合
- コアメンバー会議や個別ケース会議の報告を聞いても、区市町村職員として世帯の状態像が具体的に思い浮かべられない場合
- 高齢者虐待対応をしているが、対応が<sup>こうちやく</sup>膠着化し、課題解決の変化がない場合
- 地域包括支援センターからの報告が遅滞しがちな場合
- 地域包括支援センターの業務が多忙で、48時間以内に事実確認に行くことが出来ない場合
- 同じ支援課題が、長期に渡って継続している場合  
例：「養護者との信頼関係をつくる」等

## 第4章

### 援助方針の決定

## ①コアメンバー会議について

訪問調査等による事実確認によって高齢者本人や養護者の状況を確認した後、高齢者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています（第9条）。

具体的には、コアメンバー会議において事例に対する協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。なお、援助方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することが必要です。

また、高齢者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認し尊重することも重要です。

### <コアメンバー会議>

高齢者虐待防止を担当する区市町村管理職及び担当職員と地域包括支援センター職員によって構成され、虐待の有無や緊急性の判断、対応方針を市町村の責任において決定する会議。

#### 1) コアメンバー会議の開催

市町村担当部署は、速やかに会議を招集し、事実確認に基づいた情報を共有の上、合議にて意思決定をしていきます。

状況に応じて立入調査ややむを得ない事由による措置等の市町村権限の行使もその場で決定が必要となるため、意思決定者である市町村管理者が会議に参加し、対応が滞ることがないよう留意します。

出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き。中央法規出版、2011、207p. , p67.

コアメンバー会議の実施に当たっては、次の業務が必要となります。

- 庁内関係部署職員や専門的な助言者の参加要請
- 事例のアセスメント
- 援助方針の協議
- 支援内容の協議
- 関係機関の役割の明確化
- 主担当者の決定
- 連絡体制の確認
- 会議録、支援計画の作成
- 会議録、支援計画の確認

参加メンバーによる協議

(厚生労働省<H30> p 49より抜粋、一部改変)

### 個別ケース会議のメンバー構成（案）

コアメンバー	高齢者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部局管理職。事務を委託した場合は委託先の担当職員を含む。 事例対応にあたって緊急の判断が求められることがあるため、市町村担当部局管理職は必須。
事例対応メンバー	虐待の事例に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を召集する。メンバーは事例によって代わるが、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」を構成する各機関を中心に、「早期発見・見守りネットワーク」構成機関等の参加も検討する。
専門家チーム	虐待の事例に応じて、専門的な対応が必要となる場合には「関係専門機関介入支援ネットワーク」を構成する機関の実務担当者を召集し、専門的な対応を図る。

（厚生労働省<H18> p 57 より抜粋）

#### 【留意点】意思決定の場と情報収集の場の切り分けについて

介護支援専門員や民生委員などは、場合によっては通報者であったり、あるいは当該高齢者や養護者の状況について有益な情報を有していることが想定されます。しかしながら、コアメンバー会議はあくまで市町村としての意思決定の場と位置づけられます。このため、介護支援専門員や民生委員などには会議への参加を要請するのではなく、情報収集の段階で必要な情報の聞き取りを行っておきます。

（日本社会福祉士会手引き p 64 より抜粋）

#### 市町村が法の求めている権限を行使せず、適切な対応を行わなかった場合の法的責任について

市町村が法の求めている権限を行使せず適切な対応を行わなかった場合、市町村はどのような法的責任を負うことになるのでしょうか。

市町村が適切な権限行使をせず高齢者虐待の対応を放置した場合のように、虐待対応をすべき作為義務があるのにその権限を行使せず、その結果、高齢者の生命や身体、財産に損害が生じた場合、市町村は国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償の責任を負う可能性があります。

ここで大切なことは、具体的な虐待対応の場面で、積極的に対応をすべき作為義務があるにも拘わらず、市町村が適切な対応をしないことは違法なことであるという認識です。コアメンバー会議や虐待対応ケース会議などで、具体的な場面において市町村として何をなすべきかという点を見極めることが必要です。

（日本社会福祉士会手引き p 19 より抜粋）

## 2) 協議事項

### ①事実確認で集めた情報の整理

事実確認からコアメンバー会議までに収集した情報を整理します。その際、直接収集した情報と間接的な情報は分ける必要があります。

虐待の有無と緊急性を判断するために必要な情報が集まっていないという理由で、判断を先延ばしにすることは避けなければなりません。判断に必要な情報が集まっていない場合には、現在の時点までに収集できた情報で「明らかなこと」と「不明なこと」を区別し、「今後、虐待の有無と緊急性の判断を行うために確認する必要がある情報は何か」を明確にします。

### ②虐待の有無と緊急性の判断

上記情報の整理を通じて、虐待の有無と緊急性の有無について判断をします。

虐待の有無については、虐待の事実はない、判断できなかった、虐待の事実が確認された、のいずれかに整理し、虐待の事実が確認された場合、具体的にどの虐待類型に属するのかについても、確認します。

緊急性の判断は、緊急的に分離保護をする必要があるか、立入調査の要否について検討する必要があるか、事実確認の継続の必要があるか、などの観点から整理します。

### ③対応方針の決定

虐待認定した事例、事実確認が不十分で虐待と認定できなかった事例について対応方針を決定します。

一方、虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合など、虐待ではないと判断した事例については、必要に応じて、権利擁護対応（虐待対応を除く）や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行したり、適切な関係機関に関与を引き継ぐことが重要です。

\* コアメンバー会議の協議の流れについては、次ページ参考表を参照。

## 3) 役割分担

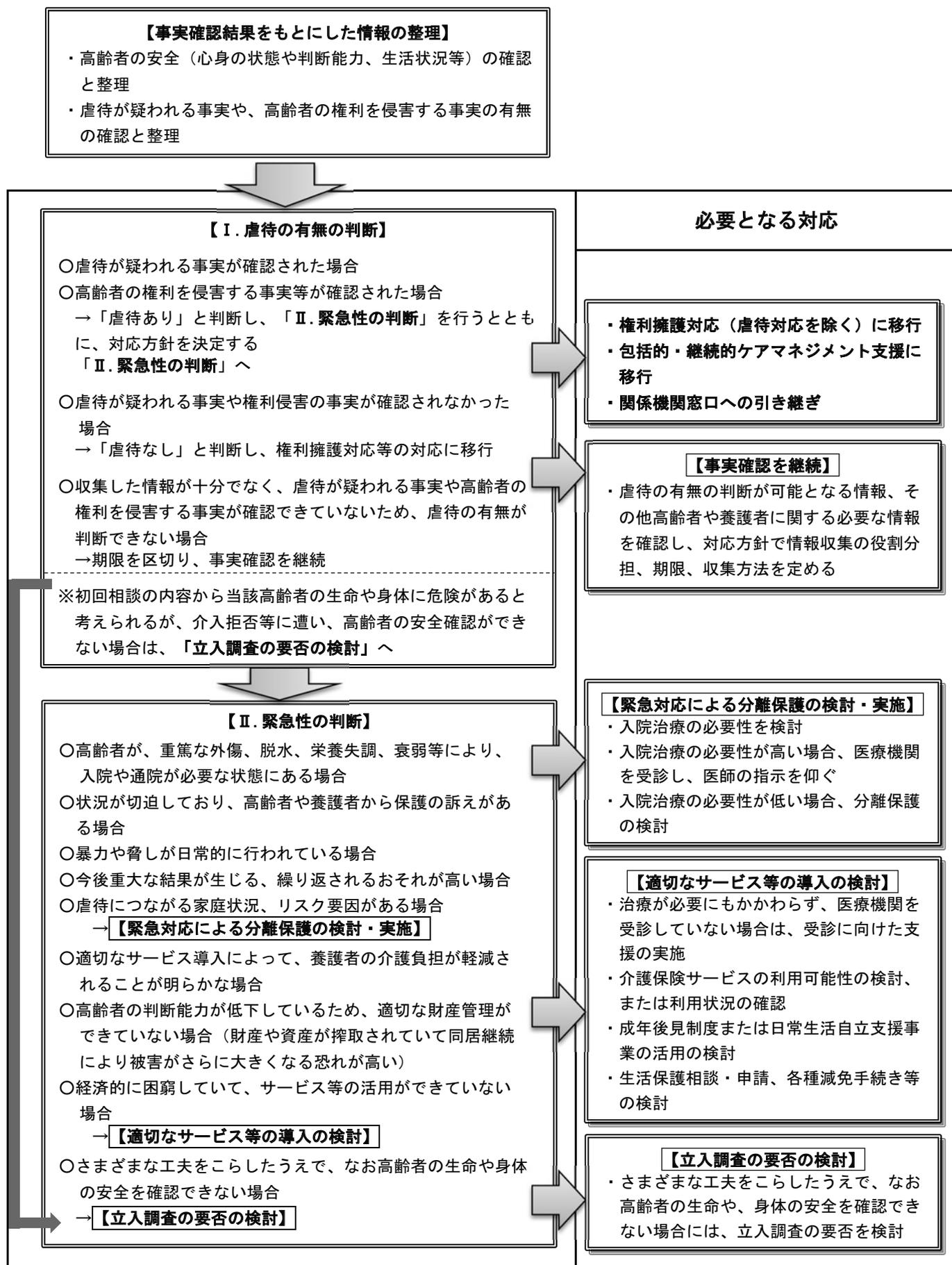
市町村担当部署と地域包括支援センターは、コアメンバー会議を開催するにあたり、役割を分担することが大切です。以下にその分担を例示します。

- ・市町村担当部署・・・会議の招集、進行、役割分担をして収集した事実確認の結果資料の準備、会議記録（議論の経過がわかるような議事録）の作成・保管など
- ・地域包括支援センター・・・役割分担をして収集した事実確認結果資料の準備、会議記録（帳票類）の作成など

※高齢者虐待対応の第一義的責任を有するのは市町村であることから、コアメンバー会議の開催・招集、会議記録（議論の経過がわかるような議事録）の作成・保管は、市町村担当部署が担うことが求められます。

（日本社会福祉士会手引き p 65より抜粋）

【参考】コアメンバー会議での協議の流れ



出典：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き、中央法規、2011、207p.、p69.

## ②虐待の有無の判断

### ポイント

- ◆虐待の有無を判断する際には、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。
- ◆寄せられた事例が高齢者虐待に該当するか否かを判断することは、養護者を罰することを目的とするものではありません。高齢者と養護者を支援の対象として位置付けることを目的として行うものです。

寄せられた事案が高齢者虐待に該当するか否かを判断することは、高齢者と養護者を支援の対象と位置付けるために行います。また、虐待として認定することは、市町村に対して、適切な権限の行使を促すことも意味しています。

そのため、虐待の有無を判断する際には、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。同時に、虐待対応従事者側が「養護者は一生懸命介護しているから」と主観を持ち込むことも避けなければなりません。

虐待の有無は、事実確認によって得られた情報の整理を通じて明らかになった「高齢者の権利が侵害されている事実」に着目して判断する必要があります。

以下に、虐待の有無の判断結果と必要となる対応例を示します。

### 【参考】虐待の有無を判断する例と必要となる対応例

虐待の有無の判断	必要となる対応例
○虐待が疑われる事実が確認された場合 ○高齢者の権利を侵害する事実が確認された場合	「虐待あり」と判断し、「Ⅱ．緊急性の判断」を行うとともに、対応方針を決定する
○虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合 例：大きな音が聞こえたという通報を受けたが、事実確認の結果、高い所の物を取ろうとして落としてしまった音だったなど、高齢者、養護者ともに誤解であることを認めている場合 など	「虐待なし」と判断し、権利擁護対応等の対応に移行
○収集した情報が十分でなく、通報等の内容や他の権利侵害事実が確認できておらず、虐待の有無が判断できない場合	期限を区切り、事実確認を継続

(日本社会福祉士会手引き p67 より抜粋)

### 虐待であることの判断と告知

- 高齢者虐待であるという「虐待の判断」は、客観的事実に基づいて、区市町村と地域包括支援センターとで判断するもの
- 児童虐待防止法上の「保護者への指導」と、高齢者虐待防止法上の「養護者への相談、指導、助言」の違いがあるため、サポートティブな対応もとっている
  - 親権と扶養義務のちがい
  - 高齢者虐待の場合「虐待である」という告知を養護者（虐待者）に必ずしもしているとは限らない
- 「虐待」という言葉から「相続排除」（民法 892 条）を連想する養護者もいて「虐待」という言葉の安易な使用には慎重になっている

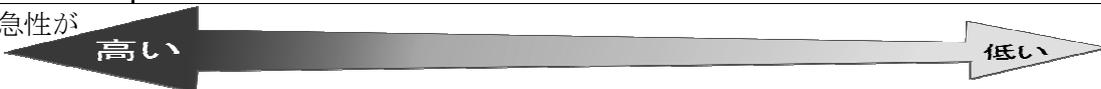
(令和元年度区市町村職員等高齢者権利擁護研修「養護者による高齢者虐待対応研修（基礎研修）講義 1 資料」より引用)

## 第 回コアメンバー会議録

本人氏名 \_\_\_\_\_

記録者氏名 \_\_\_\_\_

会議日時： 年 月 日 時 分～ 時 分

出席者							
虐待事実の判断  ※疑いの場合は事実確認を継続 ※一時的解消の場合は再発可能性に留意	1. 身体的虐待	<input type="checkbox"/> 有 (判断日 )	<input type="checkbox"/> 疑い	<input type="checkbox"/> 一時的解消	<input type="checkbox"/> 解消	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明
	2. 放棄・放任	<input type="checkbox"/> 有 (判断日 )	<input type="checkbox"/> 疑い	<input type="checkbox"/> 一時的解消	<input type="checkbox"/> 解消	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明
	3. 心理的虐待	<input type="checkbox"/> 有 (判断日 )	<input type="checkbox"/> 疑い	<input type="checkbox"/> 一時的解消	<input type="checkbox"/> 解消	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明
	4. 性的虐待	<input type="checkbox"/> 有 (判断日 )	<input type="checkbox"/> 疑い	<input type="checkbox"/> 一時的解消	<input type="checkbox"/> 解消	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明
	5. 経済的虐待	<input type="checkbox"/> 有 (判断日 )	<input type="checkbox"/> 疑い	<input type="checkbox"/> 一時的解消	<input type="checkbox"/> 解消	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明
	具体的内容と判断根拠	<input type="checkbox"/> 詳細は ( ) を参照					
緊急対応の必要な状況の確認 (深刻度)	緊急性が 						
	<input type="checkbox"/> 5. 生命・身体・生活に関する重大な危険	<input type="checkbox"/> 4. 5～3の間	<input type="checkbox"/> 3. 生命・身体・生活に著しい影響	<input type="checkbox"/> 2. 3～1の間	<input type="checkbox"/> 1. 生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等		
	<input type="checkbox"/> 5～3. にチェックした場合は「支援内容」の「緊急対応」のチェックへ						
	<input type="checkbox"/> 不明・・・不明の場合は、事実確認の継続へ理由 ( )						
本人の意見・希望							<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 未確認
養護者の意見・希望							<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 未確認
その他家族・後見人等の意見・希望							<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 未確認
背景要因	高齢者本人の因子			関係性・世帯の因子			
				<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 未確認			
	養護者・親族の因子			地域・支援者側の因子			
				<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 未確認			
強み・ストレングス	高齢者本人の強み			関係性・世帯の強み			
				<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 未確認			
	養護者・親族の強み			地域・支援者側の強み			
				<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 未確認			
パターン (行動・思考・問題解決方法等)							<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 未確認

支援内容 ( ) 内には具体的内容を記入		担当者	備考 (いつまで・注意事項等)
緊急対応	<input type="checkbox"/> 警察への通報・相談 <input type="checkbox"/> 立入調査 <input type="checkbox"/> 警察への援助要請 <input type="checkbox"/> 高齢者の分離 <input type="checkbox"/> 措置入所 ( ) <input type="checkbox"/> 緊急一時保護 ( ) <input type="checkbox"/> 養護受託 ( ) <input type="checkbox"/> 契約入所 (契約支援者) ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 在宅措置 ( ) <input type="checkbox"/> 面会制限 ( ) <input type="checkbox"/> 受診支援 (入院支援) <input type="checkbox"/> 生活保護の医療扶助単給 <input type="checkbox"/> 介護保険制度利用支援のための職権申請等 <input type="checkbox"/> 財産保全 <input type="checkbox"/> 金融機関への紛失届 <input type="checkbox"/> 年金振込先の変更 <input type="checkbox"/> 金融機関への協力依頼 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業利用 <input type="checkbox"/> 成年後見 審判前の保全処分 <input type="checkbox"/> ライフラインの確保 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
成年後見人等	<input type="checkbox"/> 選任済 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申立要( ) <input type="checkbox"/> 未把握		
各種支援	<input type="checkbox"/> 虐待の事実の確認の継続 (ありとしている場合も含む) <input type="checkbox"/> 本人のアセスメント (情報収集や支援の必要性の分析) <input type="checkbox"/> 判断能力程度確認 <input type="checkbox"/> 意思・意向の確認・決定支援 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 養護者のアセスメント (情報収集や支援の必要性の分析) <input type="checkbox"/> 支援の必要性の確認 <input type="checkbox"/> 虐待行為についての告知・意識づけ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他関係機関からの情報収集 ( ) <input type="checkbox"/> 関係部署・機関への協力要請 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 障害福祉 <input type="checkbox"/> 保健所・保健センター <input type="checkbox"/> 自殺予防 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 認知症疾患医療センター <input type="checkbox"/> 若年性認知症総合支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 発達障害者支援センター <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 生活困窮者支援 <input type="checkbox"/> 成年後見制度推進機関 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 各種制度利用手続き支援等( ) <input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整支援( ) <input type="checkbox"/> 専門医紹介・医療導入支援( )		
その他	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/> 具体的な支援内容 <input type="checkbox"/> 計画期間 <input type="checkbox"/> 次回の会議の予定 <input type="checkbox"/> 連絡体制 (情報集約先) <input type="checkbox"/> 注意事項		<input type="checkbox"/> 上記以外にはなし	

(公財) 東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (令和元年5月版)

#### 4) 対応方針の決定

市町村担当部署は、虐待の有無と緊急性の判断を行った結果、虐待と認定した事例、事実確認を継続と判断した事例について、必要な対応方針を決定します。

いずれにおいても、初動期の対応方針を決定する上では、「高齢者の生命や身体の安全確保」という目的を明確にした上で、事例の状況に応じて検討することが重要です。

- 虐待の有無の判断により虐待なしと判断された場合は、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。
- 高齢者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合は、早急に介入する必要があることから、可能な手段から適切なものを選択して介入します。
- 措置が必要と判断した場合は、高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集、他機関との調整など役割を分担し、即時対応します。
- いずれにしても高齢者の安全の確認、保護を優先します。

(厚生労働省<H30>p51～52より一部抜粋)

#### 【参考】事例の状況と対応例

##### 1. 緊急対応による分離保護の検討・実施が必要な場合

- ①高齢者が、重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等により、入院や通院が必要な状態にある場合

⇒入院治療の必要性を検討

ア. 入院治療の必要性が高い場合、医療機関を受診し、医師の指示を仰ぐ。

イ. 入院治療の必要性が低い場合、下記②～⑤を検討

- ②状況が切迫しており、高齢者や養護者から保護の訴えがある場合

- ③暴力や脅しが日常的に行われている場合

- ④今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い場合

(例えば) 暴力の危険があるが、高齢者の判断能力や気力が低下していたり、避難できる場所がない、自ら避難できる状況にない など

- ⑤虐待につながる家庭状況、リスク要因がある など

⇒分離保護の検討

ア. 「やむを得ない事由による措置（老人福祉法第11条第1項）」を適用し、養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護受託者への委託

イ. 介護保険サービスを利用し、契約により特別養護老人ホームへの入所、またはショートステイの利用

ウ. 別居の家族や親族宅、友人宅、ホテル、軽費老人ホーム などの利用

特に、サービス利用契約を結ぶ能力の不十分な認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合、分離保護した高齢者に養護者が接触することによって高齢者の不安が増大したり、安全が守られない危険性がある場合などには、高齢者を保護し権利侵害を防ぐための手段として、適切に「やむを得ない事由による措置」を行う必要があります。

### 【参考】事例の状況と対応例（続き）

#### 2. 適切なサービス等の導入の検討が必要な場合

①適切なサービス導入によって、養護者の介護負担が軽減されることが明らかな場合

⇒治療が必要にもかかわらず、医療機関を受診していない場合は、受診に向けた支援の実施

⇒介護保険サービスの利用可能性の検討、または利用状況の確認

ア. 契約による介護保険サービスの利用や、要介護認定が難しい場合

・「やむを得ない事由による措置（老人福祉法第10条第4項）」を適用し、在宅サービスを導入する

イ. 介護保険サービスを申請しているが、利用していない場合

・介護保険サービスの利用を検討する

ウ. 介護保険サービスを利用しているが、サービス量や種類が不足している場合

・適切なサービス量や種類を検討する

②高齢者の判断能力が低下しているため、適切な財産管理ができていない場合

⇒成年後見制度または日常生活自立支援事業の活用の検討

③経済的に困窮していて、サービス等の活用ができていない場合

⇒生活保護相談・申請、各種減免手続き等の検討

3. （収集した情報が不十分で虐待の有無が判断できず）事実確認継続を決定した場合

⇒虐待の有無の判断が可能となる情報、その他高齢者や養護者に関する必要な情報を確認し、対応方針で情報収集の役割分担、期限、収集方法を定める

4. 立入調査の要否を検討する場合

⇒さまざまな工夫をこらしたうえで、なお高齢者の生命、身体の安全を確認できない場合には、立入調査の要否を検討

（日本社会福祉士会手引き p 70～71 より一部抜粋）

## 初動期段階の評価会議

コアメンバー会議で決定した対応方針の実施状況や、対応により高齢者の安全確保がなされたかどうかを評価する為、初動段階のあらかじめ設定された日付で評価会議を開催します。

（厚生労働省<H30> p 68 より一部抜粋）

### 対応段階

初動期段階の評価会議の結果、虐待状況や要因、高齢者本人や養護者等の状況をアセスメントした結果をもとに、虐待対応計画を作成し、具体的な虐待要因（リスク）の解消に必要な支援を行います。

#### 1) 対応段階における情報収集と整理

虐待発生要因の明確化と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化を目的として情報収集を行います（初動期段階の事実確認 40 ページと目的が異なる点に注意する。）。

#### 2) 虐待発生要因の明確化

虐待は、個々の虐待発生リスクが高齢者と養護者、家族関係、近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源との関係など、それぞれの関係性のなかで相互に作用し合って発生するものです。従って、まずは収集した個々の情報から虐待発生リスクを探り、次にそれらの相互の関係性をみることで、虐待の発生の要因を明確にすることで、虐待解消に向けた課題が明らかになります。

#### 3) 高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化

虐待発生要因を特定し、虐待が解消できたら、高齢者の安心した生活に向けて他に必要な対応課題やニーズはないかどうかを見極める必要があります。その際、高齢者本人の意思や希望、養護者・家族の意向について丁寧に把握することが重要になります。そして、高齢者と養護者・家族の関係性、近隣・地域住民や地域の社会資源等の情報についても、再度、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた可能性や課題といった視点から整理・分析することが重要です。そのうえで、どのような形態での虐待対応の終結が可能かについて虐待対応ケース会議で検討し、終結までの計画的支援を行います。

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版, 2011, 207p., p84-85.

#### ア. 継続した見守りと予防的な支援

市町村の担当職員等による定期的な訪問を継続し、高齢者本人と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、適切なサービス等の利用を勧めます。

介護負担による疲れやストレスが虐待の要因となっている例も少なくないため、養護者等に対して相談に応じたり、家族会等への参加を勧めるなど、介護負担の軽減を目的とした対応が考えられます。

#### イ. 介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）

高齢者本人に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、介護保険サービス等を導入します。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、ショートステイやデイサービスなど、養護者が高齢者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

ケアプランを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

## ウ．介護技術等の情報提供

養護者に認知症高齢者の介護に対する正確な知識がない場合や、高齢者が重度の要介護状態にあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

## エ．専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

特に、高齢者あるいは養護者に認知症やうつ傾向、閉じこもりなどの症状がみられる場合には、専門医療機関への受診へつなげて医療的課題を明らかにすることが重要です。医療的な課題や疾患特性を考慮しない支援は状況を悪化させる場合もありますので、高齢者の状態を正確に把握した上で適切な支援を検討することが重要です。

(厚生労働省<H30> p 69～70 より一部抜粋)

### 1) 虐待対応ケース会議の開催

虐待対応ケース会議では、市町村を責任者として、関係機関それぞれの立場に応じた虐待に関する多角的分析が必要であり、各関係機関の機能を生かした役割分担をしながら、虐待対応計画を決定していくことが望まれます。

市町村が、具体的にどの関係機関に声をかけるのか、また対応協議はどのように行うかについて、法は直接には規定していませんが、個別の事例に応じて必要不可欠な関係機関を招集し、虐待対応計画を策定することが効果的です。その際、「現在対応を行っている機関」に加え、「今後関与を依頼する機関」にも出席を依頼することが効果的です。

また、策定された虐待対応計画は、関係機関相互に共有し、関係機関が一体となって虐待に対応することが求められます。

以下、虐待対応ケース会議の運営について、記載します。

#### 1) 出席者

虐待対応計画を協議・決定する場である虐待対応ケース会議は、市町村担当部署の職員と地域包括支援センター職員によって構成されます。

また、市町村権限の行使について判断が必要となる場合には、市町村担当部署の管理職が会議に出席することが望まれます。

さらに、虐待対応計画（案）を作成する段階で関与を依頼するとして選定した関係機関に対し、市町村担当部署から出席を依頼します。その際、虐待対応にあたる役割を組織として担ってもらうため、機関の承諾を得たうえで虐待対応ケース会議に出席してもらうこと、また可能な限り、各機関の管理職の出席を依頼することが望まれます。

- ・ 高齢者の課題に対応している機関の職員
- ・ 養護者支援を行っている機関の職員
- ・ 家族への支援を行っている機関の職員
- ・ 高齢者虐待対応専門職チームの弁護士、社会福祉士

## 2) 役割分担

市町村担当部署と地域包括支援センターは、虐待対応ケース会議を開催するにあたり、役割を分担することが大切です。以下にその分担を例示します。

- ・市町村担当部署・・・会議の招集、関係機関への会議の出席依頼、必要な資料の準備、会議記録（議論の経過がわかるような議事録）の作成・保管など
- ・地域包括支援センター・・・虐待対応計画（案）及び虐待対応計画（帳票類）の作成など

※高齢者虐待対応の第一義的責任を有するのは市町村であることから、虐待対応ケース会議の開催・招集、会議記録（議論の経過がわかるような議事録）の作成・保管は、市町村担当部署が担うことが求められます。

## 3) 協議事項

### ①虐待対応計画（案）についての協議・決定

虐待対応ケース会議では、虐待の解消と高齢者が安定して生活を送るための環境を整えるために、事前に作成された虐待対応計画（案）に基づいて、計画内容を協議し決定します。その際、必ず、具体的な役割分担や計画実施の期限を設定します。

### ②会議記録の作成・共有

市町村担当部署と地域包括支援センターが役割を分担して、虐待対応計画を完成させるとともに、議論の経過がわかるような会議記録をまとめます。ただし、各機関の持ち帰り可能な資料の選定とその指示は市町村が責任をもって行う必要があります。

（日本社会福祉士会手引き p106～107 より一部抜粋）

## 対応段階の評価会議

コアメンバー会議によって決定した支援方針に従い、取り組むことができたか、課題の解消ができたか、支援機関からの状況の聴取、高齢者や養護者に対する定期的な訪問等を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認し、評価会議にて必要に応じ支援方針の修正を図ることが重要です。

### 1) 情報の集約・共有化

状況の確認は、虐待事例の主担当者が訪問したり、援助を行う関係機関の職員から高齢者や養護者等の状況を把握するなど、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、コアメンバー会議では関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有化の方法などについて取り決めをしておくことも必要です。

### 2) 評価

市町村は、虐待対応の終結まで定期的に虐待対応計画が予定通り実行できたか、目標が達成されたか等について評価を行い、支援計画の見直しなどをコアメンバー会議において繰り返します。

### 3) 対応段階における再評価

対応段階における再評価では、支援の調整について、対応の終結を見据えて行い、虐待発生要因のアプローチが適切に行われているかの観点でも評価していく必要があります。

## 終結段階

虐待対応の終結は、評価会議において判断します。

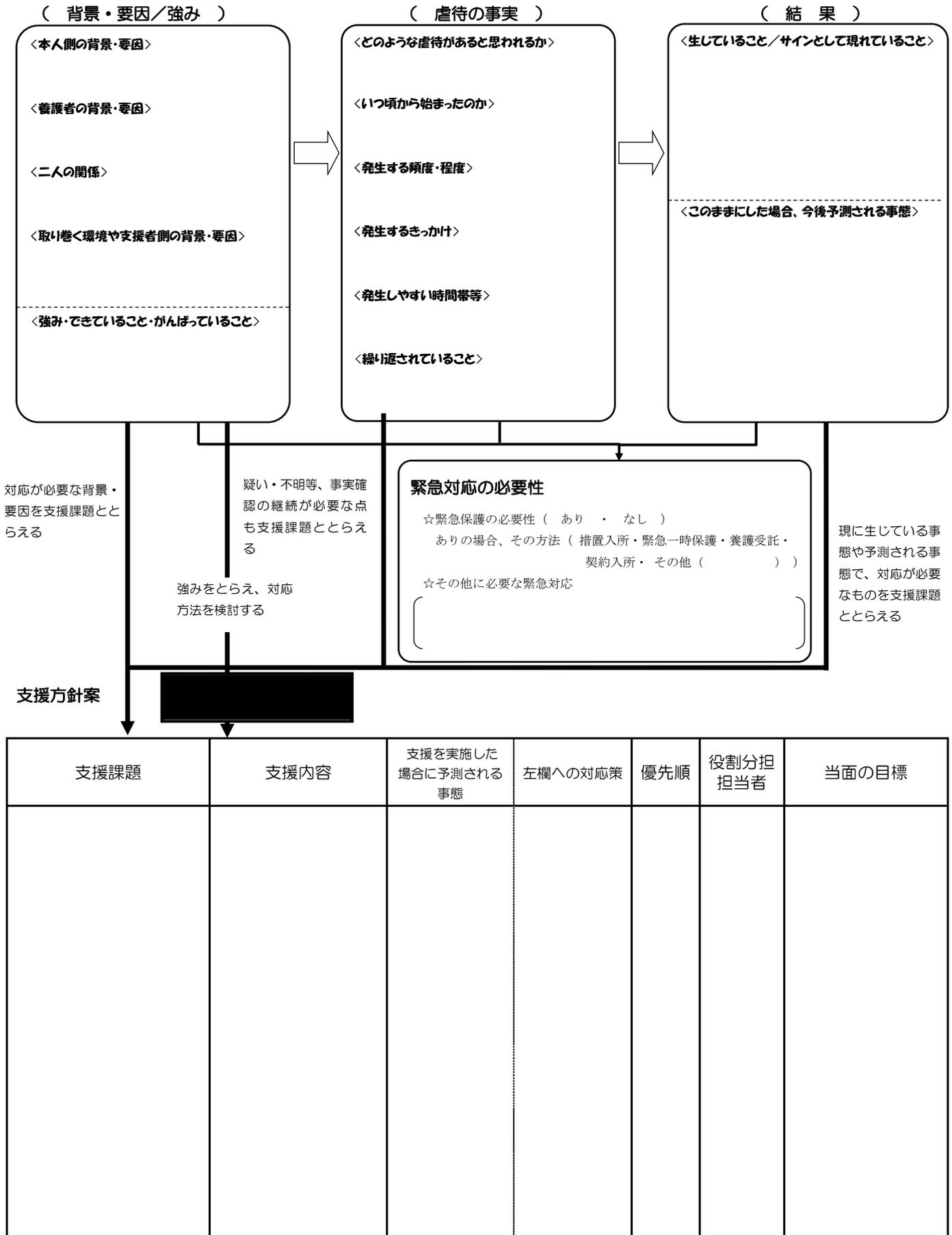
虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し、終結の判断とします。

ただしこれは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版, 2011, 207p., p112-113.

**(厚生労働省<H30> p 70~71 より一部抜粋)**

課題分析・支援課題整理シート



【帳票】アセスメント要約票

<p><b>アセスメント要約票</b></p> <p>虐待(疑い)の背景・要因</p> <p>高齢者の背景・要因など</p> <p><input type="checkbox"/>精神・身体症状(徘徊、興奮、漏便、頻尿等)</p> <p><input type="checkbox"/>コミュニケーション能力の低下 <input type="checkbox"/>判断能力の低下</p> <p><input type="checkbox"/>金融管理・財産管理能力の低下 <input type="checkbox"/>介護依存度の高さ</p> <p><input type="checkbox"/>医療依存度の高さ <input type="checkbox"/>性格・パーソナリティ <input type="checkbox"/>経済的困難</p> <p><input type="checkbox"/>暴力の慣れ・あきらめ <input type="checkbox"/>罪悪感 <input type="checkbox"/>支援拒否 <input type="checkbox"/>その他</p>	
<p>養護者の背景・要因など</p> <p><input type="checkbox"/>過剰な介護負担 <input type="checkbox"/>支援拒否 <input type="checkbox"/>支援への消極的態度</p> <p><input type="checkbox"/>非非助ストレス <input type="checkbox"/>心身の疾病・障害 <input type="checkbox"/>依存・アライオン</p> <p><input type="checkbox"/>性格・パーソナリティの偏り <input type="checkbox"/>介護の一方的な思込み</p> <p><input type="checkbox"/>意図的な金銭搾取・無断使用 <input type="checkbox"/>金銭管理能力の課題</p> <p><input type="checkbox"/>経済的困難 <input type="checkbox"/>就労困難 <input type="checkbox"/>その他</p>	
<p>高齢者と養護者の関係性、世帯の背景・要因</p> <p><input type="checkbox"/>経済的依存 <input type="checkbox"/>精神的依存 <input type="checkbox"/>長年の暴力継続 <input type="checkbox"/>環境</p> <p><input type="checkbox"/>力関係の変化・逆転 <input type="checkbox"/>経済的困窮 <input type="checkbox"/>複数の要介護者</p> <p><input type="checkbox"/>暴力の世代間連鎖 <input type="checkbox"/>他家族の介護への無理解・無関心</p> <p><input type="checkbox"/>近隣から孤立 <input type="checkbox"/>老老・認認・單身・老障介護 <input type="checkbox"/>その他</p>	
<p>地域との関係、支援者側の要因、その他</p> <p><input type="checkbox"/>認知症の無理解・無関心 <input type="checkbox"/>地域の指導的言動・知識不足</p> <p><input type="checkbox"/>支援者の説明・知識不足 <input type="checkbox"/>支援者の虐待否認・あきらめ</p> <p><input type="checkbox"/>先人観 <input type="checkbox"/>個別性を無視したニーズ設定 <input type="checkbox"/>家庭医不在</p> <p><input type="checkbox"/>家族の意向重視のサービス提供 <input type="checkbox"/>その他</p>	

<p>高齢者氏名(年齢)： ( 歳)</p> <p>要約日：</p> <p>年 月 日 担当者：</p>	<p>虐待(疑い)の具体的な内容</p> <p><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>疑い <input type="checkbox"/>一時分離による解消</p> <p><input type="checkbox"/>解消 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>不明 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>身体的虐待の事実 (具体的な内容)</p> <p>放棄・放任の事実 (具体的な内容)</p> <p><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>疑い <input type="checkbox"/>一時分離による解消</p> <p><input type="checkbox"/>解消 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>不明 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>心理的虐待の事実 (具体的な内容)</p> <p><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>疑い <input type="checkbox"/>一時分離による解消</p> <p><input type="checkbox"/>解消 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>不明 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>性的虐待の事実 (具体的な内容)</p> <p><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>疑い <input type="checkbox"/>一時分離による解消</p> <p><input type="checkbox"/>解消 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>不明 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>経済的虐待の事実 (具体的な内容)</p> <p><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>疑い <input type="checkbox"/>一時分離による解消</p> <p><input type="checkbox"/>解消 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>不明 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>不適切な状態の事実 (具体的な内容)</p> <p><input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>疑い <input type="checkbox"/>一時分離による解消</p> <p><input type="checkbox"/>解消 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>不明 <input type="checkbox"/>その他</p>	<p>虐待(疑い)によって生じた(と思われる)被害・事態等</p> <p>虐待(疑い)の訴え、態度、心理状態の問題</p> <p><input type="checkbox"/>被害の訴え <input type="checkbox"/>保護の訴え <input type="checkbox"/>強い自殺念慮</p> <p><input type="checkbox"/>意思決定の問題 <input type="checkbox"/>あざや傷の説明の矛盾</p> <p><input type="checkbox"/>話のためらい <input type="checkbox"/>怯え、不安 <input type="checkbox"/>無気力さ</p> <p><input type="checkbox"/>態度の変化 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>身体・健康状態の問題</p> <p><input type="checkbox"/>外傷 <input type="checkbox"/>あざ、傷など <input type="checkbox"/>病状悪化 <input type="checkbox"/>認知症悪化</p> <p><input type="checkbox"/>意識レベル低下 <input type="checkbox"/>脱水症状 <input type="checkbox"/>栄養状態の問題</p> <p><input type="checkbox"/>体重増減 <input type="checkbox"/>全身状態の問題</p> <p><input type="checkbox"/> (性器の)出血や傷の有無 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>生活状況の問題</p> <p><input type="checkbox"/>身体の不衛生 <input type="checkbox"/>衣服・寝具の汚れ <input type="checkbox"/>食事の問題</p> <p><input type="checkbox"/>睡眠の問題 <input type="checkbox"/>金銭・財産の問題 <input type="checkbox"/>行為の制限</p> <p><input type="checkbox"/>不自然な状況 <input type="checkbox"/>住環境の問題 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>支援の不足や支援上の問題</p> <p><input type="checkbox"/>医療サービスや受診の問題 <input type="checkbox"/>服薬管理の問題</p> <p><input type="checkbox"/>介護サービスの問題 <input type="checkbox"/>支援へのためらい・拒否</p> <p><input type="checkbox"/>費用負担 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>その他</p>	<p>今後予測される被害・事態等(今後の見通し)</p> <p><input type="checkbox"/>軽減の可能性 <input type="checkbox"/>現状維持 <input type="checkbox"/>悪化の可能性</p> <p><input type="checkbox"/>その他( )</p> <p>(予測される具体的内容)</p> <p>(その根拠・理由)</p> <p>総合的アセスメント</p> <p>検討が必要と思われる緊急対応</p> <p><input type="checkbox"/>被虐待高齢者保護/分離 <input type="checkbox"/>面会制限</p> <p><input type="checkbox"/>受診・入院 <input type="checkbox"/>財産保全 <input type="checkbox"/>居所の確保</p> <p><input type="checkbox"/>ライフラインの確保 <input type="checkbox"/>その他( )</p> <p><input type="checkbox"/>特になし</p>
--	--	---	--

※対応が必要な背景・要因を支援課題ととらえる(背景・要因が虐待の結果である場合も有る) ※虐待の疑い・不明等、事実確認が必要な点も支援課題ととらえる

※現在生じている被害・事態や予測される被害・事態で、対応が必要なものを支援課題ととらえる

【帳票】支援計画書・モニタリング・評価票

高齢者虐待対応支援計画書・モニタリング・評価票

高齢者氏名(年齢)		計画作成日： 年 月 日		計画作成 会議出席者		計画作成 会議出席者		評価 会議出席者		評価 会議出席者	
氏名： ( 歳)		氏名： 年 月 日		氏名： 年 月 日		氏名： 年 月 日		氏名： 年 月 日		氏名： 年 月 日	
番号	支援課題	内容(何を・どのように)		予測される事態		その事態への対応		担当機関・担当者		実施日時・期間 (即時実施)	
		支援実施状況		確認方法/確認者		具体的状況		具体的状況		目標達成状況/今後の予定	
1	支援	<input type="checkbox"/> 計画通り実施 <input type="checkbox"/> 別紙参照 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 担当者が直接確認 <input type="checkbox"/> 上記以外 ( )	<input type="checkbox"/> 即時実施	<input type="checkbox"/> 即時実施	<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 課題・目標・対応方法見直し <input type="checkbox"/> その他( )				
2	支援	<input type="checkbox"/> 計画通り実施 <input type="checkbox"/> 別紙参照 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 担当者が直接確認 <input type="checkbox"/> 上記以外 ( )	<input type="checkbox"/> 即時実施	<input type="checkbox"/> 即時実施	<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 課題・目標・対応方法見直し <input type="checkbox"/> その他( )				
3	支援	<input type="checkbox"/> 計画通り実施 <input type="checkbox"/> 別紙参照 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 担当者が直接確認 <input type="checkbox"/> 上記以外 ( )	<input type="checkbox"/> 即時実施	<input type="checkbox"/> 即時実施	<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 課題・目標・対応方法見直し <input type="checkbox"/> その他( )				
4	支援	<input type="checkbox"/> 計画通り実施 <input type="checkbox"/> 別紙参照 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 担当者が直接確認 <input type="checkbox"/> 上記以外 ( )	<input type="checkbox"/> 即時実施	<input type="checkbox"/> 即時実施	<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 課題・目標・対応方法見直し <input type="checkbox"/> その他( )				
5	支援	<input type="checkbox"/> 計画通り実施 <input type="checkbox"/> 別紙参照 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 担当者が直接確認 <input type="checkbox"/> 上記以外 ( )	<input type="checkbox"/> 即時実施	<input type="checkbox"/> 即時実施	<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 課題・目標・対応方法見直し <input type="checkbox"/> その他( )				
計画 時 確認 事項	(次回会議予定日・計画期間・情報集約先・ 注意事項など)	評価時の状況		1. 虐待		2. 総合的評価		今後の対応		現在の支援計画内容に基づき、支援を継続 <input type="checkbox"/> 支援計画の見直し <input type="checkbox"/> 虐待対応の終結の検討→コアメンバー会議へ <input type="checkbox"/> 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 <input type="checkbox"/> ケアマネ支援への移行なく終結 <input type="checkbox"/> その他( )	

※記入欄が足りない場合、補足事項等がある場合は別紙で追加

東京都健康長寿医療センター研究所作成(社団法人日本社会福祉士会作成帳票を参考に一部修正)

## 地域ケア会議と区別が必要な会議

項目	地域ケア会議	サービス担当者会議	高齢者虐待対応の個別ケース会議
開催主体	地域包括支援センター または市町村	介護支援専門員 (本人との契約が前提)	市町村
目的	①ケース当事者への支援内容検討 ②地域包括支援ネットワーク構築 ③自立支援に資するケアマネジメントの支援 ④地域課題の把握 等	①利用者の状況等の情報共有 ②サービス内容の検討及び調整等	高齢者虐待の解消と高齢者の権利擁護、そのための養護者支援
根拠	①「地域支援事業の実施について」(厚生労働省老健局通知) ②地域包括支援センターの「設置運営について」(厚生労働省老健局振興課長ほか連名通知) ③介護保険法第百五十五条の四十八	「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」13条第9号	高齢者虐待防止法第9条1項
参加者	行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織、本人・家族等	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者、主治医、インフォーマルサービスの提供者、本人・家族等	事例に直接関係している者、関係する可能性がある者、助言する者
内容	・サービス担当者会議で解決困難な課題等を多職種で検討 ・地域課題の検討 『地域ケア会議運営マニュアル』p44-47参照	①サービス利用者の状況等に関する情報の担当者との共有 ②当該居宅サービス計画原案の内容に関する専門的見地からの意見聴取	高齢者虐待事例(疑いも含む)の検討

※長寿社会開発センター(2013)『地域ケア会議運営マニュアル』p.27-29を参考に(公財)東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター作成(池田恵利子・川端伸子・高橋智子(2013)『事例で学ぶ「高齢者虐待対応ガイド」』p152-153を参考)

## 地域ケア会議にまぎれやすい事例

- 「養護者が、高齢者に必要な医療や介護サービスを拒否している」「介護する意欲はあるが、必要な介護が足りていない」といった養護者側に虐待の自覚がない放棄・放任の事例
- 「介護者自身に疾病や障害があり、虐待の自覚がないままに暴力や暴言に至ってしまう」という身体的虐待・心理的虐待の事例
- 「高齢者に年金はあるものの介護者が経済的に困窮しており、サービスを使いたくても使えない」という経済的虐待・放棄放任の事例

**地域ケア会議で、これらを話し合ってしまうと**

**区市町村の法的責任に基づいた対応ではなく、  
ケアマネジャーに高齢者虐待対応をさせてしまう  
ことになるので、要注意！**

※長寿社会開発センター(2013)『地域ケア会議運営マニュアル』p.45-47を参考に(公財)東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター作成

# 権利擁護業務での地域ケア会議の活用

項目	内容
会議体種別	日常生活圏域単位 及び 市町村単位の地域ケア会議 ※個別ケースを検討する地域ケア会議で虐待事例を検討するのは不適切
目的	虐待対応に必要とされる地域のネットワーク構築、施策の検討 虐待対応における地域の問題・課題の把握及び検討 等
把握及び検討が想定される地域課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 虐待事例の要因分析を通して、その要因が地域に共通する課題になっているかどうかの検討と、その対応の検討</li> <li>② 通報・相談の遅れや関係機関の協力拒否等、高齢者虐待の連携協力体制上の課題の共有と対応の検討</li> <li>③ 高齢者虐待防止・対応において緊急分離をする際の課題共有と対応の検討</li> <li>④ 成年後見制度を活用する際の課題共有と対応の検討</li> </ul>
事例	個人情報に配慮して終結した高齢者虐待事例を検討するのが望ましい

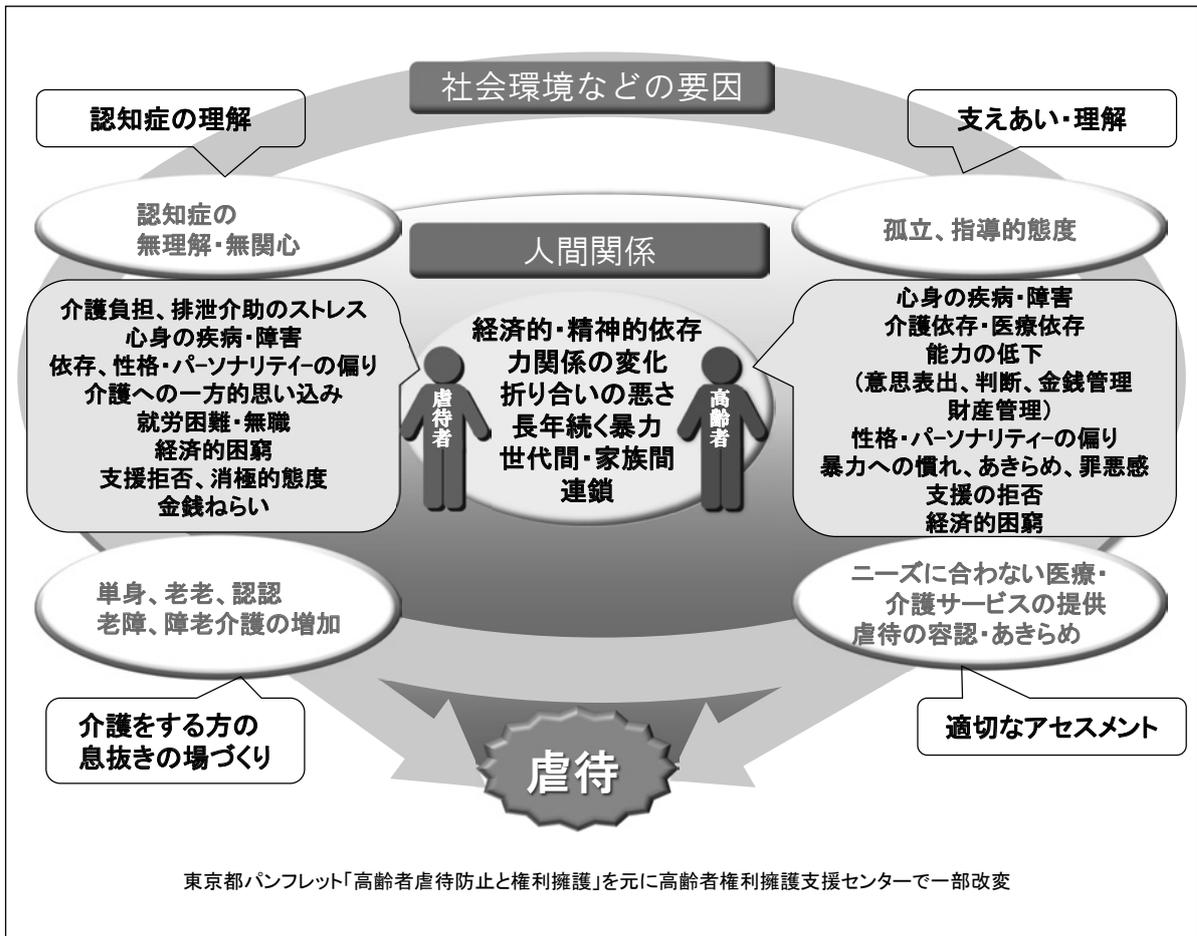
※長寿社会開発センター(2013)『地域ケア会議運営マニュアル』p.27-29を参考に(公財)東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター作成



## 第5章

# 発生要因と要因分析

高齢者虐待の背景・要因



高齢者虐待を引き起こす背景・要因と考えられるもの

	項目	例
養護者側の要因	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度な介護負担</li> <li>排泄介助のストレス (ろう便・頻尿への対応等)</li> <li>介護やケアを要する人が世帯に複数存在する状態</li> </ul>
	虐待者の障害・疾病	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労困難・無職・収入不安定</li> <li>経済的困窮、経済的依存</li> </ul>
	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>長年継続している暴力 (暴力の世代間・家族間連鎖)</li> <li>力関係の変化・逆転</li> <li>過去からの人間関係の悪さ・希薄・孤立</li> </ul>
	虐待者の性格や人格（に基づく言動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>性格的な偏り（こだわり）</li> <li>介護への一方的な思い込み</li> </ul>
	虐待者の知識や情報の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に関して無理解・知識不足</li> <li>老化や障害に対する無理解</li> <li>介護知識・技術への助言への拒否や消極的態度</li> <li>介護等に関する技術の不足</li> </ul>

項目	例
虐待者の精神状態が安定していない	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉利用等の手続きができない</li> <li>精神的依存</li> </ul>
虐待者の飲酒の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルコール依存症</li> </ul>
虐待者の介護力の低下や不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>老老介護、認認介護、単身介護、障老介護等</li> </ul>
虐待者の理解力の不足や低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>金銭管理能力の課題 (浪費癖、使途不明の借金等)</li> <li>社会資源・サービス等について誤解・無理解</li> </ul>
虐待者の孤立・補助介護者の不在等	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談できる人がいない状態での介護</li> <li>親族からの孤立</li> </ul>
虐待者の外部サービス利用への抵抗感	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援拒否（生活保護費の受給申請や拒否等）</li> </ul>
虐待者のギャンブル依存	
虐待者に対する「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣からの孤立</li> <li>高齢者・養護者に対する指導的言動</li> </ul>

	項目	例
被虐待者の状況	被虐待者の認知症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとりで外出して戻れない</li> <li>興奮等 BPSD の状態が顕著</li> </ul>
	被虐待者のその他の身体的自立度の低さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護依存度の高さ (寝たきり、夜間たびたび介護が必要な状態等)</li> <li>医療依存度の高さ（経管栄養や処置等）</li> </ul>
	被虐待者の精神障害（疑い含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション機能の低下</li> <li>判断能力の低下</li> <li>金銭管理・財産管理能力等の低下</li> </ul>
	被虐待者本人の性格や人格（に基づく言動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>性格的な偏り（こだわり）</li> </ul>
	被虐待者の置かれている社会的状況等により、外部サービスの利用等介護に問題を生じている	<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立</li> <li>経済的困窮（無年金等）</li> <li>高齢者自身が支援への拒否感がある</li> <li>セルフ・ネグレクト</li> </ul>
	被虐待者への排泄介助の困難さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ろう便</li> <li>異性介助等</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力への慣れ、あきらめ</li> <li>養護者に対する罪悪感</li> </ul>

	項目	例
家族の要因	経済的困窮（経済的問題）	・意図的な高齢者の財産・金銭の搾取や無断使用
	家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	・関係の悪さ
	家庭における養護者の他家族（虐待者以外）との関係の悪さほか家族関係の問題	・世帯、家族間の折り合いの悪さ
	（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	・主たる介護者以外の家族の認知症への無理解、介護に対する無関心

	項目	例
その他	ケアサービスの不足・ミスマッチ等のマネジメントの問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯のライフスタイルに対する先入観</li> <li>・個別性を無視したニーズ設定</li> <li>・高齢者ではなく家族の意思・意向のみを重視したサービス提供</li> <li>・かかりつけ医の不在（不適切な多剤併用等を含む）</li> <li>・高齢者虐待防止等に関する知識不足、虐待の容認、あきらめ等</li> </ul>
	ケアマネジメントや制度関係の問題	・高齢者や養護者にいって理解しにくい説明（疾病やサービス内容等）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住環境の課題（家屋の老朽化、狭すぎる住環境、人通りの少ない環境等）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民の認知症についての無理解・介護に対する無関心</li> <li>・近隣住民の高齢者虐待防止等に関する知識不足</li> </ul>

（出典）東京都福祉保健局「東京都高齢者権利擁護推進事業高齢者虐待事例分析検討委員会報告書」（平成 25 年 3 月）p. 62～63）、厚生労働省老健局「市町村・都道府県における 高齢者虐待への対応と養護者支援についてマニュアル」（平成 30 年 3 月）p. 25、厚生労働省「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」p 25 を元に、高齢者権利擁護支援センターにて一部改変

## 第6章

### 本人意思の確認・尊重と意思決定支援

## 本人意思の確認・尊重のポイント

### 1 本人への情報提供とエンパワメント

- ・現在の状況や支援の方法、今後の生活についての見通し等についての情報提供や様々な支援をすることで、本人が自分の状況や望ましい生活の在り方を客観的に考えられるよう働きかける。
- ・本人の意思は確定しているものではなく、支援の過程でも変化しやすいことを理解する。

### 2 本人の表情・言動への注意

- ・関係者からの情報収集やカンファレンスでの意見交換の中で、ストレートに表現されなくても意思を読み取れる表情や言動についての情報が得られることがある。
- ・認知症だから分からないと決めつけるのではなく、快・不快や、したい・したくない等意思表示をしやすい言葉かけを工夫したり、自然な対応で様々な感覚を生かしたコミュニケーションを心がける。

### 3 本人と虐待者の同席場面と分離場面の違いの観察

- ・本人と虐待者が一緒の場面と、分離して同席しない場面との違いをみる。本人の怯え、リラックスの状況を表情などから観察し、本人の感じ方を探る。

### 4 分離により落ち着いた環境の中で本人の状況を観察

- ・高齢者をショートステイなどで一時保護し、ケアの行き届いた落ち着いた環境の中で高齢者の状況を観察し、適切と思われる対応策を検討する。

### 5 主たる協力者の発掘

- ・本人の考え方や意思をある程度把握し、代弁できると見られる協力者を家族、親族、近隣住民等から探し出す。
- ・本人の意思表示がはっきりしていた時のことを知る人から、本人の考え方やパーソナリティの傾向についての情報を収集し、それを踏まえて本人にとってより良いと考えられることを判断する。

### 6 本人の利益を多角的に考える

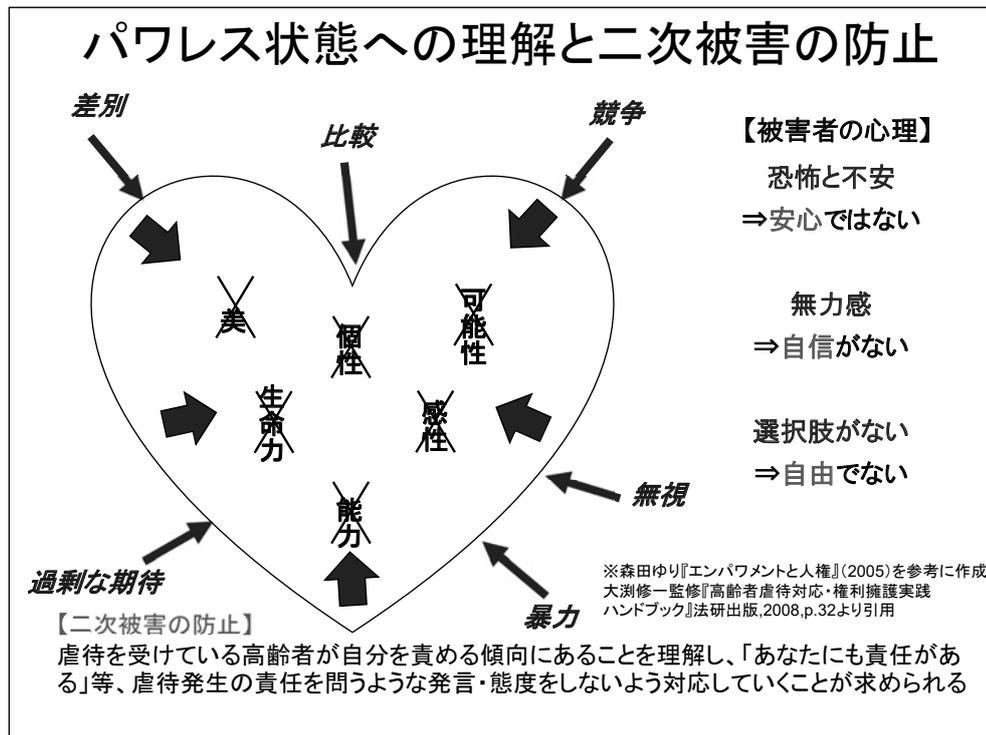
- ・本人が人としての尊厳が守られた生活を送れることを前提として、何が本人の利益にかなうのかを様々な立場から多角的に考える。

### 7 必要に応じた権利擁護事業の活用

- ・必要に応じて、地域権利擁護事業や成年後見制度を活用し、本人の身上監護の実施や後見的立場の人材確保を行う。

(東京都 p112 より)

## ◇パワレス



## ◇ ト라우マ

- 1 ト라우マとは、「何らかの出来事によって引き起こされる心の傷」のことを言う
- 2 ト라우マ反応（トラウマによって引き起こされる変化）
  - 1) 心の病気の症状  
うつ病や不安障害、アルコール依存等さまざまな病気の原因となる
  - 2) PTSD 症状（事故・事件のあとも、当時の記憶にとらわれて苦しむ主な3つの症状）
    - 再体験（フラッシュバックに悩まされ、生活が困難になる）
    - 回避・まひ（似たような状況をおそれ、さけようとする）
    - 過覚醒（常に緊張していて、物音や接触をこわがる）
  - 3) ASD（急性ストレス障害）症状
    - 解離（感情がまひして、悲しめなくなる）
      - ・本当はつらいのに、感情にならない
      - ・自分はずらくないと思ひこむ
    - 心理面（責任を感じて自己評価を下げ、消極的になる）
      - ・恥ずかしさや責任感に悩む
      - ・強く自己否定をして、生きる気力を失う
    - 身体面（不眠や息切れ、集中力の低下がでる）
      - ・不安やいらだちが身体症状に現れる（過呼吸症状、手足の震え、極度から体調不良に）
      - ・症状が怖くて外出できない
      - ・不眠症で日中の活動に影響がでる。

（出典）飛鳥井望「PTSD とトラウマのすべてがわかる本」2007年、講談社を参考に作成

## 自己決定の尊重と生命・安全の重視

### ● 自己決定を引き出す支援（パワレスへの支援）

虐待を受けている高齢者は、恐怖や不安のあまり生きる意欲を失ったり、自分が悪いと思いつき今の生活以外に選択肢がないと思ってしまうことがあります。そして「このままでいい」「助けてほしいと思っていない」と表現することがあるのです。このような状態をパワレスといいます。「暴力を受けていることはあなたの責任ではない」「私たちはあなたを助けたい」というメッセージを伝え、受容的、共感的コミュニケーションをとることが求められます。

また、高齢者の気持ちを引き出し、自分で自分のことを決める「自己決定」を支援していく必要があります。自己決定を引き出すためには、「適切な情報提供」「安心・安全な環境での本人の意思の確認」「自分のことを自分で決めるという経験への支援」がポイントとなります。

**「適切な情報提供」**…音声の言葉だけでなく、文字や絵、写真等を用いた説明のほうが伝わりやすいことがあります。どのようなコミュニケーションが本人に適しているかを確認しながら、いくつかの選択肢を示して、選んでもらうことが大切です。

**「安心・安全な環境での本人の意思の確認」**…虐待を受けている場所、虐待をしている養護者の前で「怖い、逃げたい」という意思を示すことはできません。本人が、自分の真意を表してもよいと思えるような環境で意思確認をすることが求められます。例えば、一時保護を行い、そのうえで意思確認をするということも考えられます。もし、その時に「逃げたい」と言わなかったとしても、何度も確認することも大切です。なぜなら、本人の気持ちが変わっていくことがあるからです。

**「自分のことを自分で決めるという経験への支援」**…虐待を受けている高齢者のなかには、幼い頃から今まで、親や配偶者、自分の子どもに、自分に関わるすべてのことを決められてきたという人がいます。このような自己決定の経験のない人については、最初から大きな決定（例えば「家を出て施設に入る」というような決断）を迫るのではなく、小さな決定（例えば「定期的に包括センターに行って、家での虐待の状況について話すことを約束する」等の決断）から支援していくことも一案です。この場合は、緊急性の判断をしながら行うことになります。

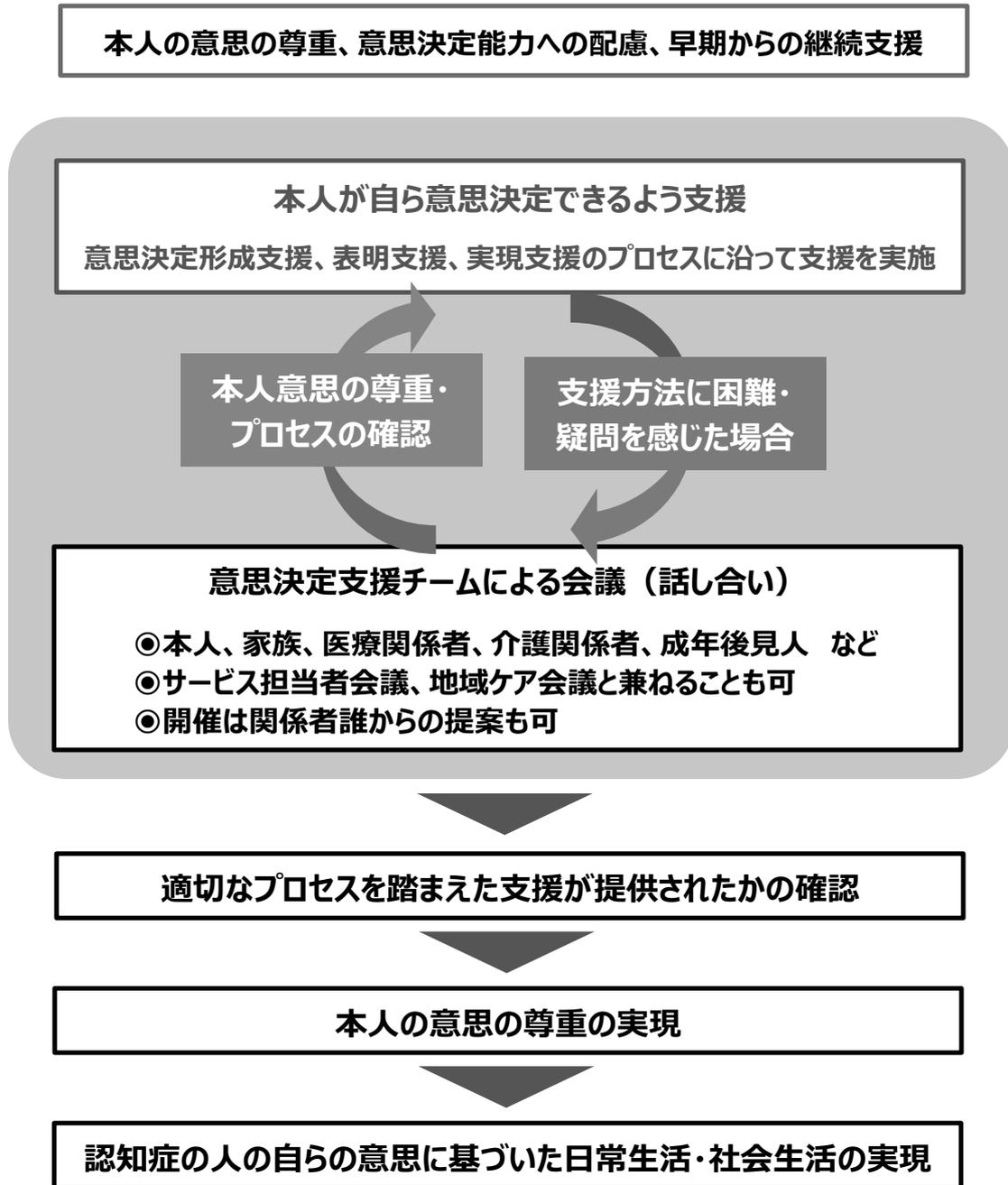
### ● 利益衡量の視点

虐待を受けている高齢者が、認知症に起因して自分のしている選択が自分にどのような事態をもたらすのかを適切に判断できないという場合もあります。判断力が低下するなかで行われている自己決定を鵜呑みにし、その自己決定を前提とした支援が高齢者の生命・健康の危険に直結するということが予測される場合は、その時において、自己決定権と生存権のどちらを擁護することがより本人のためになるのか、利益衡量の視点で支援の方向性を決定していきます。利益衡量とはこのように、本人のどちらの人権を尊重することがより本人のためになるかという考え方をすることをいいますが、高齢者虐待対応では、この利益衡量をしながら、虐待によって命が失われていくこと、生活が破綻し取り返しがつかない状況になっていくことを見逃さないことが大切です。

（出典）「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」（平成30年6月）一般財団法人長寿社会開発センターp.167-168より引用

## ②「意思決定支援」の概念・プロセス

【概念図】



出典) 厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン」(平成30年6月) p11より

## 日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

### 人的・物的環境の整備

- ◎意思決定支援者の態度  
(本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 など)
- ◎意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮  
(本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの心配り など)
- ◎意思決定支援と環境  
(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 など)

### 意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

#### [ポイント、注意点]

- ◎本人の意思形成の基礎となる条件の確認 (情報、認識、環境)
- ◎必要に応じた 都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎本人の正しい理解、判断となっているかの確認

+

### 意思表明支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

#### [ポイント、注意点]

- ◎意思表明場面における環境の確認・配慮
- ◎表明の時期、タイミングの考慮 (最初の表明に縛られない適宜の確認)
- ◎表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認

+

### 意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

#### [ポイント、注意点]

- ◎意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎チーム(多職種協働)による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

各プロセスで困難・疑問が生じた場合は、チームでの会議も併用・活用

## 意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

出典) 厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン」(平成30年6月) p12より

## 第7章

### 養護者支援

### 5) 高齢者本人とともに養護者を支援する

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止を目的に、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずるとされています（第6条、第14条）。虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、養護者への支援を適切に行うことが求められます。

#### ア. 高齢者と養護者の利害対立への配慮

虐待対応においては、同じ職員が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれの利害が対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性があります。このため、高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ別の職員が分担して行う等、チームとして対応する必要があります。

#### イ. 虐待の発生要因と関連する課題への支援

家庭内における高齢者虐待は、様々な要因によって引き起こされます。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組むこととなります。

#### ウ. 養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

出典：社団法人 日本社会福祉士会 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き 中央法規出版, 2011, 207p., p15. (ウについて)

養護者支援は虐待の未然防止・虐待の解消へつながる対応です。在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、介護疲れや養護者自身が何らかの支援（経済的な問題、障害・疾病など）を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

**(厚生労働省<H30>p19より)**

### 7. 1 養護者（家族等）支援の意義

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第14条）。

高齢者虐待事例への対応は、19ページにも記載しているとおり、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

高齢者が重度の要介護状態にあつたり、養護者に認知症に対する介護の知識がないために介護

疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態や経済状況にあるなど、高齢者虐待は様々な要因が絡み合っていると考えられます。そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、高齢者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。養護者に対する支援を行う際には、以下の視点が重要です。

### 1) 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。

### 2) 介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

法に基づく対応状況等調査結果（資料編②－3,15 ページ参照）では、養護者による高齢者虐待の主な発生要因が「介護疲れ・介護ストレス」となっていることから、介護保険サービスや各種地域資源の利用を勧めたり、介護講習会等や家族会への参加を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします（介護保険サービスの利用によるレスパイトケア、怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメント等についても、わかりやすいリーフレットの作成・配布、養護者等を対象としたシンポジウムの開催により紹介する等の取組も有効です。）。

また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追いつけてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

### 3) 養護者自身の抱える課題への対応

養護者が虐待発生の要因と直接・間接に関係する疾患や障害、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合や虐待が解消した後も養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

※養護者によるクレーム等と養護者支援は区別して対応する。

高齢者虐待対応の過程で、養護者から対応内容についてのクレームや不当な要求や、嫌がらせ、脅し等が市町村や地域包括支援センターに対して行われる場合があります。これらの行為への対応は、適切な苦情申し入れである場合には、行政行為への苦情対応として処理することとし、また虐待対応の業務に対する妨害と評価される場合には業務妨害への対応として処理するなど、いずれにしても養護者支援の域を超えていますので、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応が必要となります。このような場合、高齢者虐待担当部署に窓口を一本化させ、組織的に対応していくとともに、苦情対応や業務妨害として関係部局と連携した対応も必要です。

市内の他の部署や地域包括支援センターに養護者からの働きかけがあっても、高齢者虐待担当部署で対応することをあらかじめ周知・確認しておくことが重要です。

ケースによっては、不当要求に対する対応マニュアル等に従って対応する、弁護士等に助言を求めることも必要です。養護者に対しては複数人で対応し、やりとりを記録に残しておく必要があります。できれば相手の了解を得て録音をすることも、交渉経過を証拠に残しておくという点で有効です。

### 4) 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって高齢者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

（厚生労働省〈H30〉p 72～73より）

## 【参考】養護者からの不当な要求等への対応

高齢者虐待対応の過程で、養護者から不当な要求や、嫌がらせ、脅し等が市町村や地域包括支援センターに対して行われる場合があります。これらの行為への対応に当たっては、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応が必要となります。

### (質問)

高齢者を養護者から分離保護した後に、養護者が毎日数回にわたって担当課にやって来て抗議をしたり、電話等で「高齢者を返せ!」「訴えるぞ」といった内容の強い要求があります。業務の支障となるばかりではなく、ときには、不安を覚えるほどの脅しや罵声を受けています。どのように対応したらよいのでしょうか。

- 養護者から上記のような対応があった場合、高齢者虐待担当部署に窓口を一本化させ、組織的に対応していくことが重要です。庁内の他の部署や地域包括支援センターに養護者からの働きかけがあっても、高齢者虐待担当部署で対応することをあらかじめ周知・確認しておくことが重要です。
- 養護者の言動を整理し、窓口や連絡等における対応について管理者を含めた職員間で統一して決めておきます。不当要求に対する対応マニュアルがある場合には、それに従って対応することが必要です。
- 養護者に対しては複数人で対応し、毅然とした態度で臨むとともに、やりとりを記録に残しておく必要があります。できれば相手の了解を得て録音をすることも、交渉経過を証拠に残しておくという点で有効です。
- 対応方法については、弁護士や高齢者虐待対応専門職チームの助言を仰ぎ、整理していきます。
- 暴言や相談内容が終了してもいつまでも居座るような行為があれば、警察へ通報し協力を求めることとなります。
- 養護者に精神的疾患がある場合には、保健所等関係機関と連携し医療機関等にもつなげていくことを考えます。

### <法的対応>

- 市町村担当部署の職員や地域包括支援センターの職員が養護者から暴行・脅迫を受け、養護者を説得することができない状況になった場合には、警察の援助を求めるべきです。養護者による犯罪行為について告訴・告発をすることによって、警察の援助を受けることができます。  
告訴・告発の内容としては、以下のように整理することができます。
  - ア. 市町村担当部署や地域包括支援センターの窓口または立入調査の現場で、担当者に対して暴行・脅迫をした場合には暴行罪・脅迫罪・強要罪。怪我をさせた場合には傷害罪。
  - イ. 立入調査など虐待対応の執行をしているときに、市町村の担当者に対して暴行・脅迫を加え、業務の執行を妨害した場合には、公務執行妨害罪。
  - ウ. 市町村担当部署や地域包括支援センターの窓口で、担当者に対して暴行・脅迫を加え、業務を妨害した場合は、威力業務妨害罪。
- 養護者が、市町村担当部署や地域包括支援センターの職員に対して、執拗に面談を求めてきたり、電話をしつこくかけてくるような場合で、必ずしも犯罪に該当しない場合には、地方裁判所に仮処分命令の申立てをすることもできます。担当者や職員に対して半径〇〇メートル以上接近することを禁止したり、電話をかけることを禁止し、それにもかかわらず養護者が面談を求めたり電話をかけてきた場合には、制裁金を課すことができます。この申立ては、実際に被害を受けている担当者や職員が行うことができるほか、市町村長や地域包括支援センター委託先法人の管理者が申立人になることもできます。
- 不当な要求をする養護者に対して、弁護士を代理人につけるよう説得することも考えられます。代理人の弁護士に養護者の主張を整理してもらい、その主張を正当な手段で実現してもらうことにより、不当な要求に歯止めがかかることとなります。

(日本社会福祉士会手引き p24 より)

## 第8章

### 介入拒否

### 6) 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の1つであり、高齢者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなります(53 ページ参照)が、緊急な介入が必要となる高齢者の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

#### ア. 関わりのある機関からのアプローチ

当該高齢者が介護保険サービス等を利用している場合、あるいは保健センター等において訪問調査等がなされている場合には、介護支援専門員(ケアマネジャー)や介護サービス事業所職員、保健センター職員などから養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の介護サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

#### イ. 医療機関への一時入院

高齢者に治療の必要な外傷や疾病がある、体力の低下などが疑われる場合には、協力が得られやすい医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、次の対応を検討することが良いときもあります。また、高齢者と養護者を一時的に分離させることで、養護者等への支援もやりやすくなる面もあります。

※医療機関への入院の場合、施設への措置入所と異なり、面会制限の措置は行えません。このため、医療機関と相談し、ナースステーションに近い部屋にする、名札を表示しない等の対応を検討する必要があります。養護者が来院した場合は、市町村虐待担当者あてに連絡をもらう、面会時にはカーテンを開ける等、事例に応じた対応について、病院に協力依頼します。

※被虐待高齢者の金銭管理を養護者が行っており、速やかな入院費の支払が困難な状況であれば、世帯分離という形をとり、生活保護の申請を検討することもあります。

#### ウ. 親族、知人、地域関係者等からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談にのってもらいながら、高齢者や養護者等の状況確認や高齢者虐待対応窓口へのつなぎをしてもらうなどの方法も考えられます。

#### エ. さまざまな工夫を重ねても、安全を確認することができない場合

さまざまな工夫を重ねても、高齢者の生命や身体の安全を確認することができない場合、適切な時期に立入調査の要否を検討することが必要となります。立入調査の要否を判断する根拠として、これまで訪問した日時とその結果の記録が重要となります(例「〇月〇日〇時(訪問者名)、訪問したが、留守で会えず」など)

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版, 2011, 207p., p64. (エについて)

(厚生労働省<H30> p47より)

### 1 本人や家族の思いを理解・受容する

- ・高齢者虐待の問題として家族を批判したり責めたりすることはしない。まずは本人や家族の思いを理解、受容する。家族を追い込まない。
- ・「虐待者＝加害者」と捉えるのではなく、虐待者が抱えている悩みや困惑、疲労について、苦勞をねぎらいながら理解を示していく。これまで介護などでがんばってきたことを評価し、ねぎらう。(傾聴、共感)
- ・本人や家族の思いを理解・受容することによって信頼関係をつくり、何でも話しやすい関係性に結びつける。

### 2 名目として他の目的を設定して介入

- ・虐待のことで介入すると悟られることのないよう、名目としては違う目的を設定して介入する。たとえば介護保険の認定調査や配食サービス、調査(意識調査など)が考えられる。

### 3 訪問や声掛けによる関係作り

- ・定期的に訪問したり、「近くをとおりかかったので」といった理由や他の理由を見つけて訪問したり声かけを行う。
- ・訪問や声かけを通じて、時間はかかるが細く長くかかわることに配慮する。時に本人に会うことができたり、家族に連絡がとれたり、近隣から情報を聞けることがある。

### 4 家族の困っていることから、段階をふみながら少しずつ対応の幅を広げる

- ・いきなり虐待の核心にふれるのではなく、家族の一番困っていることは何かを探り、それに対して支援できることから順に対応していく。たとえば介護保険のサービス提供などで家族の介護負担を軽減することから始めるなど。
- ・虐待者が困っている時が介入のチャンスであり、虐待者の困難を支援するという視点でアプローチすることが有効。

### 5 家族側のキーパーソンの発掘、協力関係の構築

- ・本人の意思決定に影響を与えうる人を家族、親族などの中から探し出し、その協力を得て援助を展開する。

### 6 主たる支援者の見きわめ

- ・主たる支援者と本人・虐待者の相性がよくないなどの場合には、主たる支援者を変更したり、他の機関・関係者からアプローチしてもらったりなどの方策をとることも考える。
- ・高齢者本人が医療機関に受診している場合には、医師の説得が効く場合があるため、医師等との連携も視野に入れて対応を図る。

### 7 緊急性が高い場合は法的根拠により保護

- ・緊急性が高いと判断される場合には、法的根拠に基づく支援を行う。

出典：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)

(厚生労働省<H30> p48より)

## ②介入型対応における養護者への対応の基本

- 児童虐待対応の研究分野では、保護者対応について、下記左欄のように解説されています。高齢者虐待対応と共通する部分もあると思われるため、原文を紹介しつつ、右側に高齢者虐待対応の場合の留意点を示します。

### 【養護者への対応の基本】

<p>出典『ソーシャルワーカーのための困った場面の保護者対応ガイド～虐待事例における保護者対応の基本と疑問に答えて～（平成16年度厚生労働科学研究子ども家庭総合研究事業 主任研究者加藤曜子）』より、津崎哲郎著「I. 保護者対応の基本 1. 介入型対応における保護者対応の基本原則」を記載</p> <p style="text-align: right;">下線及び※は「事例分析検討委員会」作成</p>	<p>左記、下線部についての <b>高齢者虐待対応の場合の留意点</b></p> <p style="text-align: right;">検討委員会 作成</p>
<p><b>1. 介入型対応における保護者対応の基本原則</b></p> <p>虐待を主訴として保護者とやり取りすることは、援助者にとって極めて緊張とストレスのかかる作業になる。特に介入時にケースに関与し、保護者の反感や怒りを買っているような場合はなおさらである。しかし、多くのケースを体験していくと共通した保護者の反応のパターンが見受けられるので、個々の具体的な場面や、やり取りの仕方を想定して、対応に対する具体的な対応や返答の仕方を例示することが実践場面で役に立つと思われるが、具体的に入る前に、対応の基本となるべき態度と姿勢について理解を深めておくことにしたい。</p> <p><b>1) 介入型アプローチにおいては、組織、機関としての対応であることを前面に出す</b></p> <p>従来の援助や対応は、援助者と対象者の個別のケースワーク関係を重視し、関係性の中で問題の解決を図ろうとする姿勢が強かったが、介入型虐待対応においては個人の関係性よりも組織、機関として考え対処していることを相手に理解してもらう必要がある。つまり、私個人が良いとか悪いとか判断することによって解決する問題ではなく、組織として判断して行動しているので手順を踏んでしか事態が進まないこと、つまり、子どもの各種の検査や観察、調査などの状態確認、また保護者の養育状況の確認などの作業を踏まえ、<u>その後の話し合いを経てより良い養育の在り方</u></p>	<p>（この欄に解説がない部分については、基本的に「子ども」を「被虐待本人」に、「保護者」を「養護者」に、児童虐待を高齢者虐待に置き換えて理解できるものとして紹介するものです。）</p> <p>※高齢者虐待対応の場合、本人に「養護者との生活を望まない」「養護者から介護を受けることを望まない」という意思がある場合には、本人の意思に沿った対応となるため、必ずしも「介護等の在り方について養護者の合意を得てい</p>

について合意を得ていきたいということを繰り返し伝える必要がある。※

## 2) 仕組みや今後の見通し、不服申立の権利などを伝える

子どもが職権で保護されたような場合、保護者は自分の権利が侵害され※1自分自身が否定されたような強いショックと反感を持っているのが普通である。また、自分の家族や子どもが今後どのようになるのか見当がつかずそれが混乱に拍車をかけている面があるので、当初は怒りや混乱で話が成立しにくいかわからないが、保護者の落ち着きにに応じて分かりやすく、簡潔に、そして繰り返し児童相談所や法律の仕組み、今後の見通し、保護者として正当に不当を訴えることができる手続きなど説明する※2ことが大切である。なお、以前は家庭裁判所への申立はケースワークがうまく行かないときの最後の手段と考えがちであったが、保護者にはごく初期の段階で、話し合いが成立しないときは家庭裁判所の判断を仰ぐことになるという、児童福祉の仕組みを明確に伝えて理解してもらうほうが良い。

く」という訳ではない。本人が、養護者に介護を受け共に暮らすことを望んでいる場合には、養護者へ「高齢者の疾患・要介護状態についての説明」「介護方法の理解への支援」「介護技術獲得の支援」を行ったり、養護者と高齢者との関係の在り方や、養護者自身の自立に向かったの話し合いを重ねたりして、養護者支援を行っていくこととなる。

※1 成人である本人の意思に反して居所や医療・介護等サービスを決定する権限は、養護者にはないので、養護者の意思に反して高齢者を分離することは養護者の権利を侵害する行為には該当しない。

※2 説明する内容として、区市町村の高齢者虐待対応所管や地域包括支援センターの役割や高齢者虐待防止法の仕組み、今後の見通し、虐待対応に不満がある場合に相談できる窓口の紹介（例えば、区市町村として設置している行政への苦情処理窓口等）が考えられる。なお、サービスの利用契約や金銭管理の点で、成年後見制度活

用の必要性がある場合には、その点についても判断能力の低下した高齢者の権利を護る仕組みとして明確に伝え理解してもらう方が良い。

### 3) 挑発に乗らない、挑発しない

困難な保護者には少なくとも数人の職員による複数対応が望ましい。対応の職員数に比例して個人にかかる負担度は軽減するので、職種、役職を問わず複数で対応することが個人へのプレッシャーを考えると大切である。また虐待の保護者は力や恫喝で意向を通そうとする傾向が強く、さまざまな形で脅しをかけてくることも多いが、及び腰になると効果を感じ取ってよりその態度を強めてくることが多いので、チーム連携をして冷静に対処することが重要である。決定や考え方に対しても特定の個人に攻撃を向けさせないために会議で決まるとの説明が妥当であろう。しかし一方挑発に対してはコントロールが利きにくい人たちであることも多いので、売り言葉に買い言葉的な言動には十分留意が必要である。また、相手の言動が暴力を伴うなど明らかに節度を越えていたり、長時間の居座りなどの場合には躊躇なく 110 番をして排除するほうが良い。警察を呼ぶことによる関係性の破たんを気にする向きもあるが、度を越えても警察を呼ばないということがわかると、そのような態度を繰り返したりさらに強く出ることが多く、かえって問題である。

### 4) うそや安易な気休めは言わない

保護者の感情や勢いに押されて、その場しのぎでのうそやごまかし、また約束できないような安易な気休めは控えるほうがよい。保護者は自分のことはさておき、相手の言動を自分の都合の良いほうに取り込み、執拗に職員の言葉にこだわることが多いが、一時しのぎのごまかしは次の矛盾を引き起こし、そのことによって事態の説明が一層困難になることが少なくない上、それが覆いきれなくなったときにそのことを執拗に攻められてケースの進展がままならなくなることもあるので、答えにくいことは、そのことについては「お答えできない」と明確に意思表示してお

左記の他、関係機関と返答についてすり合わせておく内容として、分離先の施設に関する情報等が考えられる。また、土日夜間の対応についても検討しておく必要がある。

なお、関係機関に対して伝える必要がない情報(例

くほうが良い。通告者が誰であるのかという問いかけには「法律上答えられない」と明示するのが良いが、学校や病院などからの通告で通告先が見当つくときには、あらかじめ機関と保護者への説明のしかたを十分すり合わせておく必要がある。

#### 5) 興奮が冷めるのを待つ、飲酒時には応接しない

保護者が極度に興奮しているときには、多分何を言っても耳に入らないのでいちいち相手の言葉に返答、弁明するよりも、うなずいたり、短い言葉で返しながらその感情が収まるのを待って、徐々に親の言い分の確認と、仕組み、見通し、不服申立の権利※1の話に転じていくのが良い。子どもの引取りを目的として来所しているようなとき※2は、引き取れないと分かると面接を要求することが多いが、会わずと子どもに帰ることを強要し、子どももその勢いに逆らえなくなることが多いので、面接についても一通りの検査や観察で十分子どもの本音が確認できるまでは会わすべきではない。また会えないことを子どもの意思だけの理由にすると、子どもへのさまざまな働きかけへとつながったり子どもへの憎しみに転じることがあるので、機関としては「今は会ってもらうことができない」と明確に説明するほうが良い。また保護者が飲酒して来所しているようなときは、素面でないと応接できないと出直しを求めるようにし、飲酒しては対応してもらえないとの意識を喚起するほうが良い。

えば分離している施設名)は共有せず、関係機関が養護者からの問い合わせに対して「知らされていない」と伝えることができるよう工夫を行うことも求められる。

※1 高齢者虐待対応の場合、養護者には本人への措置についての不服申立ての権利はない(区市町村として設置している行政への苦情処理窓口等の紹介は考えられる)。

※2 養護者が、本人に会いたいという場合は、本人が養護者に会いたいと思っているかどうかの確認から始め、どういう環境を整えば会う事ができるかを検討し、養護者へ伝えることとなる。本人が「会いたくない」と言っている場合には、本人の意思尊重の対応となるが、本人が「会いたい」と言った場合でも、認知症やパワレス等の影響で本人の判断が現状を認識した上でなされているとは言い難い場合には、意思尊重についても検討を要する。詳しくは、本報告書 p.106「面会制限」参照)

## 6) こだわりと行動・思考パターンを読み取る

虐待の保護者は、それぞれの成育史や考え方にに基づき、特定の事柄にこだわりを持ち、かなりかたくなな思考パターンを維持している者が少なくない。子どもの言動に関しても「嘘だけは許せない」とか「謝らないことが許せない」とか「食事態度が気に入らない」などとこだわりの対象が微妙に異なり、柔軟性のないしつけ観や、対人的、社会的に独特の処世観を持っている。※したがって、いわゆる通常の常識が通用しにくい人たちであることが多いので、相手の基本的言動の枠組みになっている思考パターンやこだわりを出来るだけ早くキャッチすることが重要である。言葉や態度の断片からその特徴を読み取ることが大切であるが、その背景にある過去の体験やこれまでの生活についても話の展開の中で語らせることがより正確な相手の理解につながる。一定の相手の人物像や思考・価値・行動パターンを理解することができれば、それに応じた機関としての対応や個別的対処も比較的やりやすくなる。

## 7) 虐待の確認については虐待の有無よりも具体状況の確認

虐待の確認を行う場合※1、虐待をしたか、していないかのやり取りは意味が薄い。なぜなら加害者の意識は自らの行為が虐待に相当するとは思っていないことが一般的であるからだ。したがって、より具体的な場面における日常の子どもの動作や振る舞い、または様子、そしてまたそれに対する保護者の接し方や反応の仕方、あるいはしつけや養育に対する考え方など評価抜きで聞き取るほうが良い。そして、これらの事実確認ができた時点で、必要性やタイミングを見計らって、保護者の意図や思いがどうであれ、その行為、あるいはまた必要な行為をしなかったことは、今の法律に照らせば虐待とみなされるということを解説的に説明する※2ほうが、相手にとっても理解がしやすくなる。納得と自覚がないまま虐待という言葉が先行することによって、反発だけが高まってしまふことはできるだけ減じるほうがケース進展にとって有利である。

※高齢者虐待対応の場合、養護者が本人の現状を受け入れられず、「認知症の演技をしている」「必ず元気になる」など、高齢者が担っていた役割への強い回復願望や、「甘やかすとどんどん状態が悪化する」、「普通の排泄、普通の食事が一番である」など、本人に適切とはいえない養護者のこだわりによる介護をする場合がある。

※1 事実確認については、基本的に児童虐待と違いはないが、高齢者には財産の問題がからんでくる特殊性がある。本人の年金、財産等が本人の意思に基づいて使用、管理されているかも確認を行う。

※2 養護者が高齢者の推定相続人である場合には、「虐待」という言葉から「相続から廃除されるかもしれない」という予測をし、反発を強める養護者もいる。そのため、『虐待』に該当している」という伝え方をするかどうかについては、組織決定の上で行った方がよい。特に、地域

包括支援センターのみの判断で伝えるのではなく、区市町村担当所管を含めた組織決定が求められると考えられる。

## 8) 子どもの思いの伝え方

保護者は保護された子どもが親や家族をどう思っているのか聞きたがることが多い。子どもは保護者を明らかに拒否している場合も少なくないが、一般的にはアンビバレントであったり混乱していることも多いので、初期の段階で子どもの思いを単純に保護者に伝えることは避けるほうが良い。むしろこれから「時間をかけて各種の検査や観察を通して子どもがどのように思い感じているかを把握していきたい」と当初は説明しておくほうが良い。子どもの意思がはっきりし保護者を拒否している場合においても、「今は怖いという気持ちや不安のほうは先行しているようですね」などとニュアンスを和らげながらその思いを伝え、「ただこれから親御さんの適切なかかわりがあればイメージが変化していくと思いますよ」などと、将来の修復に向けた布石を残しておくほうがケースの展開はしやすくなることが多い。

## 9) こう着性の打破

虐待のもっとも困難な問題は、家族ダイナミズムが生み出す悪循環とこう着性である。単なる言葉の反省や約束では容易に変わらない家族の構造や行動パターンに援助者は注意を向けなければいけない。その意味において在宅のケースの場合、関与に拒否的なスタンスや言動においては、ケース運びの展開を変える必要性を認識することが大切である。理屈の立たない拒否や先延ばしは子どもに会わせないための常套句の一つであるが、漫然と先延ばしに応じることは事態の悪化を招くことが多い。少なくとも2～3回の訪問等の拒否に対しては、文章などで会えない場合**職権**での介入もあることを**警告**※として伝えておく必要がある。関与への拒否は相手の行動パターンやこう着性を変えないというメッセージであるので、相手のペースに合わせてしまうことは致命的結果を招きかねない。警告後も態度が変わらないようなときは、立入調査と職権保護の段取り、及び具体的手順に速やかに移

※高齢者虐待対応の場合、尊重されるべきは本人の意思であるため、本人から明確に「家を出たい」「サービスを利用したい」「家族にそのことを知らせたくない」等の意思表示がされている場合には、養護者に介入についての「警告」を行う必要はない。養護者による拒否や先延ばしによって、高齢者にも会えない状態が続く事態については、左記と同様に「介入」

行するほうが良い。緊急性やリスクが高いときには警告なしの職権保護もあり得るが、一度警告の前置があると職権保護の際に相手の反発に対して説明が容易になる。

## 10) ソフトアプローチとハードアプローチ

ケースに応じて従来のソフトアプローチとハードアプローチどちらを活用すべきか十分吟味が要る。親に援助を受けるニーズがあつたり、話し合いが可能である場合はソフトアプローチが適切であるが、接近が困難であつたり改善の見込みが立ちにくいような場合は、後の対立や援助関係にこだわることなくハードアプローチに切り替える決断が必要になる。

ハードアプローチにおけるソーシャルワークの基本的な流れは、以下の形で進むことを理解し、親への毅然とした対応が求められることを認識することが重要である。

強い介入による親の不適切な行為への歯止めと虐待の告知 → 対立と混乱 → 現実規範に基づく壁の体験 (必要に応じて裁判所申立) ※ → 親の妥協と援助者のねぎらい → 改善条件の合意 → 援助に向けた支援

## 11) 対立は新たな関係性への入り口

対立は、従来型の対人援助の破綻と捉え、介入による摩擦やトラブルを過度に恐れる傾向にあつたが、対立は質的に異なる新たな関係の入り口として前向きに評価することが大切である。保護者が自分流のやり方を押し通し、周りが困りながらもそれを受け入れている間は、保護者の行動変容は難しいことを理解しなければならない。保護者に無理が通らない現実を体感させ、妥協を引き出した後、援助者がいたわりやねぎらいの言葉を添えることに

がありうることを伝えることが考えられる(詳しくは、本報告書 p.28~29「養護者へのアプローチ方法」【文章例 1、2】参照)。

※児童虐待対応の場合には、これは親権の停止等に関する申立てを指していると思われる。

しかし、高齢者虐待対応の場合には、たとえ扶養義務があつたとしても、養護者には高齢者の権利利益を代理するような権限は法的に規定されていない。そのため、養護者の権限停止等に関する申立ては存在しない。

養護者がいる場合であっても、成年後見制度を活用し(区市町村長申立等)、養護者以外の者が本人の身上監護・財産管理を行うことで、本人の権利擁護が図られることになる。

よって関係性が急速に改善されることが多い。そのプロセスを経由して初めて虐待状況の改善に向けた具体的な話の土台が形作られることになる。保護者が自分流のやり方を押し通そうとしている間はいかなる提案も効果を発揮することは難しい。

## 12) 保護者の立場、生活、考えなどに配慮した具体的な改善策の実施

保護者が現実と向き合い話し合いが可能になれば、改善のプログラム提示※1としていくつかの手法・内容の想定がある。

最近、試みとして詳細されだしてきたのは、いわゆる親としての子育て・しつけ行動に焦点を当てた狭義のペアレンティングである。その手法は米国などから紹介されたものが多いが、何回かのセッションに分けられ、子どものしかり方、ほめ方、コミュニケーションの取り方、子どもの理解の仕方、怒りのコントロール、自分自身の理解など※2具体的な親子関係の技術を身に付けることを意図している。しかし、通常継続させるための強い動機付けや枠組みがあるので、より緩やかなかわり確保することによって内容を変則的に応用するというやり方もある。また、家庭生活全般の改善を目指すために、地域ネットワークとして複数の機関がチームとしてかわり、家族全体をサポートしていく※3という手法もある。さらには、公私の資源を活用した育児サポートと定期通所、あるいは定期訪問の受け入れを条件化するというやり方も可能である。さらには、最低限の遵守事項※4、たとえば保育所や学校に休まず通わず、体罰を用いない等を定め、その履行状況を見守りながら生活や子どもの様子を見ていくという手法もある。

いずれにしても援助機関の体制や地域の資源状況を考慮しながら、保護者の乗りやすい改善プランを選択するとともに、保護者のやりとりにおいては、相手の考え、生活条件、これまでの生活体験、価値などを極力考慮した形で具体的、明確、簡潔なコミュニケーションを成立させる工夫が必要になる。なお、約束が履行されず事態の悪化が生じているような場合は、再び一時保護を実行する決意が援助側に必要である。

※1 児童虐待対応では、子供の一時保護を行っている間に保護者に対して改善プログラム参加の提案等が行われることがあり、海外から幾つかのプログラムが持ち込まれ、日本版に開発されている（詳しくは p.83「児童福祉分野での親支援プログラム」参照）。

※2 認知症等高齢者とのコミュニケーションの取り方、介護方法への支援については、介護者教室や家族会への参加が代替するものと考えられるが、養護者自身の怒りのコントロールや自分自身の理解などが学べる「プログラム」への参加によって養護者の態度改善を求める形式のものは、高齢者福祉分野にはまだ十分な研究や実績がない。

※3 養護者自身も福祉保健医療ニーズを抱えていることも多いため、養護者（介護者）としての関わりだけではなく、養護者個人のための支援チームが必

要なことも多い。最初から家族全体のサポートという視点でアセスメントするのではなく、高齢者、養護者それぞれ個人のニーズをアセスメントし、それぞれへの支援チームが連携していくという視点が求められる。その結果として、在宅生活を継続する場合は、虐待が起こっている高齢者の家族全体をサポートする形となることは多い。

※4 一旦分離した場合、サービスの利用や暴力を行わない事、定期受診・服薬管理を行う事等の遵守事項を示して在宅生活へ戻ることは考えられる。約束が守られない場合には、再度分離を図ることになる。また、一時的に虐待が解消し状況が改善されたように見えたとしても、定期的なモニタリング・評価を行い、事態悪化を見逃さないことが重要である。

(報告書p30～38より)

【参考】 文章例 1

本人には会えているが、地域包括支援センターからメモ等を残しても養護者と連絡が取れない場合

〇〇さま

この度は、△△さまの介護についてご相談したくお手紙を差し上げました。

当市が委託運営している□□地域包括支援センターの実態把握調査において、現在、△△さまについて、医療機関への受診と何らかのケアが必要な状態になっていることを把握しているところです。

×月×日より、□□地域包括支援センターからも、△△さまへの〇〇さまの介護を支援するために、〇〇さま宛に電話・手紙にて、連絡を差し上げてまいりましたが、ご返信いただけないため、本日〇〇市高齢福祉課〇〇係よりご連絡差し上げた次第です。

△△さまのお体の状態の変化は急激に起こる可能性もあるため、ぜひ早急なご相談をさせていただきたいと思っております。

【〇月〇日まで】に【〇〇市高齢福祉課〇〇係 電話：〇〇〇—〇〇〇〇、FAX×××—×××× 宛にご連絡をください。ご連絡いただきやすい方法でご返信いただいで結構です。お忙しい中恐縮ですが、何卒よろしく願いいたします。

なお、〇月〇日までにご連絡をいただけない場合には、下記の対応を取らせていただく場合がございます。

1. 介護保険の申請
2. (△△さまによる申請が出来ない場合には、職権により申請を行います。)
3. 介護保険サービス等、日常に必要なサービスの導入  
(△△さまによる契約利用が出来ない場合には、老人福祉法のやむを得ない事由による措置を行う場合があります。)
4. 医療機関への緊急受診支援  
(〇〇さまに必要な場合には、医療機関への受診支援を行います。)

手紙の目的を書く。

これが初めてではない事、今までの支援・対応を簡潔に、具体的に書く。

早急な返信を求めている理由を書く。

※「△△」が本人、「〇〇さま」が養護者を表す。

上記以外に、発出番号や、区市町村名・部署名・連絡先を記す等、市町村からの文書であることを明らかにする。

## 【参考】文章例 2

### 関係機関の協力による様々な訪問・連絡によっても本人の安否が確認できず、養護者とも連絡がとれない場合

△△さま ○○さま

この度は、△△さまの生活状況の把握についてご相談したくお手紙を差し上げました。

当市が委託運営している□□地域包括支援センターの実態把握調査において、現在、△△さまの安否・生活状況について、把握できない状態が○○日間続いております。

×月×日より、□□地域包括支援センターからも、△△さまへの○○さまの介護を支援するために、○○さま宛に電話・手紙にて、連絡を差し上げてまいりましたが、ご返信いただけないため、本日○○市高齢福祉課○○係よりご連絡差し上げた次第です。

△△さまのお体の状態の変化は急激に起こる可能性があり、孤立死等も想定して動かなければならないため、ぜひ早急な安否確認・実態把握について御協力いただきたいと思っております。

【○月○日まで】に【○○市高齢福祉課○○係 電話：○○○—○○○○、FAX×××—××××】宛に、ご連絡をください。

ご連絡いただきやすい方法でご返信いただいても結構です。お忙しい中恐縮ですが、何卒よろしく願いいたします。

なお、○月○日までにご連絡をいただけない場合には、下記の対応を取らせていただく場合があります。

○ 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手掛かりを得ることが困難と判断される状況に対して実施する、高齢者虐待防止法第 11 条に基づく立入調査

手紙の目的を書く。

これが初めてではない事、今までの対応をできれば具体的に書く。

早急な返信を求めている理由を書く。

※「△△」が本人、「○○さま」が養護者を表す。

上記以外に、発出番号や、区市町村名・部署名・連絡先を記す等、市町村からの文書であることを明らかにする。

(報告書 p 28~29 より)

#### 本人拒否時の対応

##### <高齢者虐待の現場で起きていること>

- ◆ 判断能力の低下があるもののADLは自立している高齢者の場合、本人が家を出ることを拒否していると、たとえ緊急性が高い場合でも、自宅から分離することが難しい。

##### <ポイント>

- 自宅では虐待されている状況への怯えや不安から、本人の適切な意思表示や意思決定が難しい場合があります。緊急性が高く、本人を施設等に分離して保護しようとする場合、虐待が生じている自宅から離れた安全な場所（例えばデイサービスや入院先など）で本人の意思を確認すると、適切に本人意思を把握できることがあります。
- なお、本人が、施設への入所を嫌がるなどの拒否がある場合には、老人福祉法10条の4によって、居宅サービスの「やむを得ない事由による措置」を行うことも可能です。老人福祉法の「やむを得ない事由による措置」が可能である居宅サービス種類もあります。下記が参考になります。

- ・ 訪問介護           ・ 通所介護           ・ 短期入所生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護           ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 特別養護老人ホーム

東京都福祉保健局（2006）「東京都高齢者虐待対応マニュアル」p.134より引用

- 安全な空間を確保し、そこにこれまでの経過から信頼関係を築いていると思われる人の同席を求め、客観性の保てる人間が本人の意思確認を行うと、面接がうまくいくことがあります。
- 本人との面接がうまくいかず、信頼関係が築けていないと感じるような時には、次のポイントに留意して面接場面を設定し直してみる等の工夫も役立つと思われます。

## 【高齢者虐待対応における本人面接の留意点】

### 《面接の心構え》

- 虐待などによって奪われた本人の力は、周囲の人から気持ちを分かってもらえたり、信じてもらえたりすることで徐々に回復する可能性があり、エンパワメントに努める。
- 支援者が予想・期待するような方向に、本人が行動したり、判断を下すとは限らない。本人の方が自分の置かれている状況をよく知っているのと捉え、面接する際は本人の気持ちのゆれを理解しながら支援する。
- 虐待を長期に渡って受け続けていると、「麻痺」（感情を閉ざす）「覚醒の亢進」（常に緊張し不安定な状態になる）、「解離」（急に様子が変わり、脅えたり、ぼうっとしたりする）などの心理的な反応がある場合があるため、そのような症状の有無に留意する。

### 《面接の前に考えておくこと》

- 面接を行う場所が、本人にとって、安全な環境であるかを確認する。
- 本人の身体的・精神的安全を確保できるよう準備する。例えば、治療を優先させなければならない場合は、速やかに身体的・精神的疾患の治療を受けられるよう手配しておく。
- 本人にとって、適切な時間を選んで面接を設定する。
- 事前の情報から考えられる範囲で、本人にとって、適切な面接者とは誰かを考慮して面接者を決定する。
- 本人が、何によって落ち着くのか、何によって落ち着かなくなるのかを考慮し、落ち着いて面接が行えるようにする。
- 本人が、安心するために、どのようなことを伝えたらよいかを考える。
- 本人が知らない語（専門用語など）を使わないような質問内容を考える。
- 「はいいいえ」の質問はできるだけ用いず、本人が質問に自発的に答えられるように質問の仕方を考える。（ただし本人の意思表示能力に応じては「はいいいえ」の質問方法を取ることも求められる。）

### 《面接時に留意すること》

- 面接開始時に、本人に自己紹介を行い、支援するスタンスを明確にして面接に入る。この際の本人の反応にも留意する。
- 本人の安全と健康を心配していることを伝える。
- 本人に、質問した内容について「分からない」「言いたくない」と言って良いことを伝える。

- ▶ 本人が話した内容を組み立てられるように支援する（叩かれるきっかけの言動や、時間、場所、叩かれた後どうしたかなど）。ただし、本報告書 p.79 の「被害者を傷つける言葉の例」を参照し、言葉使いに注意する。
- ▶ 代名詞の用法について誤解が生じないようにする。「それ」や「あの人」などの代名詞を用いた時、対象を常に明確にできるようにする。
- ▶ 本人にとって辛い体験の話は、「体験」として大切に聴き、「事実」としての厳密な追求などを即時には行わない。
- ▶ 面接において、本人が話した内容が、開示されることを恐れたり、話す事を恥ずかしがったりしないように対応する。
- ▶ 本人が自分のことを情けなく思っていたり、恥ずかしく思っていたり、こうなったのは自分のせい、自分さえ我慢すればいいと思っている場合もあり、虐待などを受けている状況下で生活し続け、生き延びてきたことに敬意を払い、本人の複雑な心境に理解を示す。
- ▶ 本人が言いたいことを表す言葉を見つけられない場面では、本人が伝えたい内容が伝えられるように留意する。「考えていらっしゃる間、お待ちしますね」と少し沈黙し、本人の伝えたい言葉が見つかるのを待つことも効果的である。
- ▶ 本人が主観的で混乱しているように感じられる場合は、それについての本人の対処の仕方を話題に盛り込むと事態が理解しやすくなり、話題が多角的になる場合がある。（「そのときは誰かにそのことをお話しましたか？」「眠れないときは、どんなふうに過ごしていらしたのですか？」）
- ▶ 虐待などを受けた身体的部位を正確に把握できるようにする。伝えるのに困難がある場合、身体図などでその部位を特定できるようにする。
- ▶ 本人が、虐待などに対する感情を、面接者に伝えることができるようにする。本人はどのような言葉を使ったか（たとえば「怖い」のような一般的な言葉か、「体が動かなくなった」などより特定の言葉か）に留意する。
- ▶ 本人を、保護やサポートをしてくれる人の存在の確認を行い、相談や面接の事実を伝えている人、伏せている人、連絡方法などを確認する。虐待を見聞きし心配している近隣住民や親族などへのケアの必要性を確認する。
- ▶ 本人の話を「私は～と理解したのですが、それであっているでしょうか？」などととなり、明確化・認知の確認を行う。

#### ◀面接中及び面接後に吟味すること▶

- ▶ 本人が受けたと思われる虐待などについての話に対して、本人がどのように反応する（した）かに注意し、何故そのような反応をしたのか、何故反応しないのかに留意する。

- ▶ 本人が、十分に話す時間や機会を得られるようにする。1回目の面接の後に、2回目以降の機会を設けるなどして十分な時間と機会を確保する。2回以上の機会があった場合、本人はさらなる情報を提供したか、また、各面接で語った内容に矛盾がなかったかに留意する。
- ▶ 本人が話した内容で、欠けていた情報があるかどうかをチェックする。質問したことについて、なぜ、いつ、どこで、誰が、何を、どのように、などの情報が得られたかを確認する。
- ▶ 本人は、虐待などについて、なぜ起きたのかについてコメントしたり、どのように感じているかを話したりしたかどうか留意する。
- ▶ 本人は虐待などについて、どの程度話したかを確認する。一般的な言葉（脅された）を用いたか、より具体的な描写（包丁をちらつかせて、近寄って来た）であったかなど言葉の表し方に留意する。
- ▶ 選択肢のある質問では、本人は、最初の選択肢（あるいは最後の選択肢）だけを答えるという、偏った答え方をすることはなかったかどうか留意する。
- ▶ 誘導的な質問はしない。もし誘導的な質問となった場合、それを書き出し、どのようにすれば非誘導的な形で尋ねることができたかを考える。
- ▶ 質問の繰り返しで本人の応答が変わってしまったことがあるか（あったか）どうか留意する。

参考文献：

- M・アルドリッジ、J・ウッド著 仲真紀子編訳（2012）「司法手続きにおける子どものケア・ガイドー子どもの面接法」北大路書房。
- 宮地尚子（2008）「DV被害者への対応ハンドブック」明石書店。
- 中島聡美（2010）「第5章犯罪被害者治療の実践的組み立てと連携」小西聖子編『犯罪被害者のメンタルヘルス』誠信書房。
- 山下俊幸（2008）「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引ー精神保健福祉センター・保健所における支援ー」平成17-19年度厚生労働科学研究犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究。
- 渡部律子（2007）「高齢者援助における相談面接の理論と実際」医歯薬出版。
- 宮地尚子編（2008）「医療現場におけるDV被害者への対応ハンドブック」明石書店。

- 上記のような、虐待対応担当者による面接時の工夫だけでなく、高齢者を支える関係機関全てが高齢者をエンパワメントするような言葉掛けを行うことも、高齢者の適切な意思表示や意思決定への支援上では大切になると思われます。この際、次頁のようなDV被害者への言葉掛け例が参考になるものと思われます。

### 【参考】DV被害者にける望ましい言葉の例

- ▶ よく打ち明けてくれましたね。
- ▶ あなたの言うことを信じています。
- ▶ あなたは一人ぼっちではありません。
- ▶ あなたが悪いわけではありません。
- ▶ 暴力を受けているのは、あなたのせいではありません。
- ▶ 暴力を受けていい人なんか存在しません。
- ▶ あなたは暴力を受けても仕方がないような人ではありません。
- ▶ あなたがおかしいのではありません。
- ▶ あなたの安全と健康が心配です。
- ▶ いろいろなサポートを得ることができますよ。
- ▶ ゆっくり考えて、自分で決めていいですよ。
- ▶ 状況が変化したら、わたし（または関連機関）が情報を提供したり、力になります。

宮地尚子編（2008）「医療現場におけるDV被害者への対応ハンドブック」明石書店 p.27 より引用

- 上記について、高齢者虐待対応の場合、本人の危機回避能力が低く深刻な身体的虐待があるような緊急性が高い事案や、認知症等高齢者への虐待事案等、「ゆっくり考えて、自分で決めていいですよ」という言葉かけを行うことが、適さない場合もあり得ます。そのため、言葉掛けの内容については、個別に検討しておくことが大切になります

### 【参考】被害者を傷つける言葉の例

- ▶ それくらいのことは、よくあることです。
- ▶ なぜそんなにご主人を怒らせるんですか。
- ▶ もっとうまく操縦すればいいのに。
- ▶ あなたのどんな行為が暴力に結びついたのでですか。
- ▶ いつまでこんな状況に我慢しているつもりですか。
- ▶ あなたが今の状況を変えようとしなければなら、これ以上、わたしにできることはありません。
- ▶ わたしなら、そんな関係はさっさと清算してしまうでしょう。
- ▶ なぜいつまでもそんな人と一緒に暮らしているのですか。

宮地尚子編（2008）「医療現場におけるDV被害者への対応ハンドブック」明石書店 p.27 より引用

（報告書 p 75～79より）



## 第9章

### 立入調査

## ①立入調査の考え方

### 1) 立入調査

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じているおそれがあるにもかかわらず、調査や介入が困難な場合には、行政権限として認められている立入調査の実施について緊急的な対応措置として検討する必要があります。

#### ア. 立入調査の法的根拠

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員や、直営の地域包括支援センターの職員に、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています

(第11条)。立入調査は第17条に規定する委託事項には含まれませんので、立入調査が可能なのは、市町村又は市町村直営の地域包括支援センターに限られます。

市町村長は、立入調査の際に必要な応じて適切に、高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています(第12条)。

また、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとなっています(第30条)。

(厚生労働省<H30>p52より引用)

#### 警察への援助要請

高齢者虐待防止法は、立入調査を実施する場合において必要があるときは、警察署長に対し援助を求めることができると規定しています(第12条第1項)。それは、虐待を受けている高齢者や、立入調査を行う市町村担当部署や地域包括支援センターの職員などの生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求め(第12条第2項)、警察官に立入調査の現場に臨場してもらったり、現場付近で待機してもらうことができる趣旨の規定です。

そして、警察官が立入調査の現場に臨場したり、現場付近で待機しているときに、養護者が暴行や脅迫等により、立入調査を妨害しようとする場合や、高齢者や市町村担当者に対して加害行為が行われようとした場合には、これを阻止するため、警察官は警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し、又は行為を制止し、あるいは警察官職務執行法第6条第1項に基づいて住居などに立ち入ることにより、養護者の妨害を止めさせることが可能です。

さらに、養護者によって現に犯罪行為が行われている場合は、刑事訴訟法第220条に基づき、現行犯として養護者を逮捕するなどの検挙措置を講じ、介入拒否を止めさせることも可能です。

(日本社会福祉士会手引き p113より引用)

#### イ. 立入調査の制約

立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容等を組織的に判断する必要があります。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の条文がない以上、これをできるとは解されていません。

このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備(例えば、親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けるように説得する、出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等)を綿密に行うことが必要です。

## ウ. 立入調査の要否の判断

市町村や関係者からのアプローチや親族・知人・近隣住民等を介したかたちで養護者や高齢者とコンタクトがとれると判断した場合には、その方法を優先する方が効果的です。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ高齢者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討する必要があります。その際、タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定することが必要となります。

※立入調査は、強制力の行使にあたることから、その要否については、市町村担当部署の管理職が出席する会議で判断することが重要です。要否の判断に当たっては、それまでに様々な手段で高齢者の生命や身体的安全確認を試みたが確認できず、他に手段がないことを、組織内で確認することが必要です。

### 立入調査の要否を判断するための確認事項の例

- ① 訪問者  
担当の介護支援専門員や訪問介護員、主治医などへの同行依頼あるいは紹介依頼、担当の民生委員、親交のある親族などへの同行依頼などを工夫したか。
- ② 訪問場所  
事前の情報収集により、高齢者が介護保険サービスを利用していたり、定期的に医療機関を受診していることが明らかになった場合には、介護保険サービス事業所や医療機関で高齢者から聞き取りを行うなどの、柔軟な対応を行ったか。
- ③ 訪問日時  
事前の情報収集により、高齢者や養護者が在宅又は不在の日時を確認し、日時を変えながら訪問を重ねる、あるいは近隣の方の協力を得て家の灯りがついたら訪問するなどの工夫をしたか。

※立入調査の要件を満たすためには、上記のような様々な工夫を重ねてもなお、高齢者の生命や身体的安全を確認することができなかった、ということが根拠として確認できることが必要になります。実施した訪問すべてについて、訪問日時とその結果を正確に記録に残していく（例「〇月〇日〇時訪問 留守で会えず」）ことが求められます。立入調査が必要と判断される状況の例と照らして、「立入調査の実施」又は「事実確認の継続」について判断を行います。

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版, 2011, 207p., p117-118.

(厚生労働省<H30> p52~53より引用)

### 立入調査が必要と判断される状況の例

- 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、高齢者に接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 高齢者が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど、非協力的な態度に終始しているとき。
- 高齢者の不自然な姿が目撃されたり、うめき声、泣き声などが確認されているにもかかわらず、養護者が他者のかかわりに拒否的で接触そのものできないとき。
- 入院や医療的な処置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断され、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

(厚生労働省<H18> p52より引用)

## ②立入調査の事前準備

### エ. 立入調査の事前準備

立入調査の実施にあたっては、事前に綿密な準備を行う必要があります。

- 立入調査ではタイミングがポイントであり、事前に行った訪問調査の結果や高齢者、養護者等の生活状況に関する情報を整理し、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、高齢者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討を要します。
- 立入調査の執行について、養護者等には事前に知らせる必要性はありません。
- 立入調査を実施するにあたり、高齢者の状況（例：安全にくらしている、衰弱している、死亡している等）や養護者等の態度など、様々な状況が予測されます。同行者と役割分担、対応、関係機関との連携などを具体的にシミュレーションしておくことが重要です。
- 同行者と役割分担の確認、確認事項の整理等を行う必要があります。
- 養護者がドアを開けないなど拒否的な場合には、親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けるように説得をしたり、住居への立入りが許されている親族の立ち会いを依頼したり、不測の事態や緊急事態が予測される場合は、あらかじめ警察署長への援助要請を行うことが大切です。

### オ. 立入調査における関係機関との連携

#### ○警察との連携

高齢者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています（第12条）。

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど市町村職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察所長あてに援助依頼（57 ページ参照）を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

#### ○その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられます。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などをあらかじめ行っておく必要があります。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合があります。ただし、いずれの場合でも事前に周到な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要となります。

### カ. 立入調査の執行手順

○立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯します。【身分証明書様式は次ページ】

#### ○立入調査の執行にあたる職員

- ・予測される事態に備え、複数の職員を選任します。
- ・担当職員を基本に入院等の必要性を的確に判断する事のできる医療職の同行も有効です。
- ・直営の地域包括支援センターの職員が行う場合には、必ず市町村担当部署の職員も同行するようにします。

(表)

	証	票	
第	号	年 月 日	交付
所 氏	属 名		

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

市 町 村 長 名

市町村  
長 印

(裏)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(日本工業規格A列7番)

○立入調査時の対応と留意点

立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。また、高齢者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

○高齢者の生命や身体の安全確認と保護の判断と実行

高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、同行の医療職による身体状況を確認します。高齢者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、高齢者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。高齢者の心身の状態

養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や老人福祉法による措置を通じて、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、多少摩擦があったとしても実行に踏み切ることが必要です。

○緊急に高齢者と養護者の分離が必要でないとは判断されたとき

緊急に高齢者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。なお、緊急の対応が不要になったとしても、高齢者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

#### キ. 調査記録の作成と関係書類等の整備

○立入調査執行後は、調査記録を作成します。ここで記載した事実をもとにコアメンバー会議において、虐待の有無や緊急性の判断を行うことが求められます（51 ページ参照）。

○関係書類については、高齢者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

(厚生労働省〈H30〉p 53～56より引用)

#### 【参考】予想される事態とシミュレーションの例

○養護者等が立入調査に対する協力を拒否し、ドアを開けない場合

- ・時間を決め、市の職員がドアをたたいたり、何回も声かけをする。
- ・どうしても開けない場合は、警察からも声かけをしてもらう。  
「〇〇警察です。」ということで、開ける場合もある。
- ・玄関からだけでなく、開いている窓などがあれば、そこから声をかける。

○養護者等からの暴力や暴言が予測される場合

- ・事前に養護者等から暴力や暴言が予測される場合は、警察官が待機した状態で男性職員が複数で対応し、養護者の様子により警察への対応に切り替える。

○高齢者を緊急で保護することが必要な場合（入院先、入所先）

- ・高齢者の健康状態などから救急搬送が必要な場合は救急車を要請し、救急車には市町村担当部署または直営型地域包括支援センターの職員が付き添う。
- ・養護者に対しては、家で別の職員が対応し、養護者の生活状況の聞き取りなどを行う。
- ・やむを得ない事由による措置を行う場合は、市町村担当部署または地域包括支援センターの車で、あらかじめ連絡・調整してあった施設に高齢者を保護する。車の名称などで、保護先が養護者にわかる場合もあるため、家から施設までの搬送には、施設の車は利用しない。

(日本社会福祉士会手引き p 117より引用)

## ③立入調査（介入的訪問）を実施する際の留意点

## 【立入調査（介入的訪問）を実施する際の留意点】

- 立入調査(介入的訪問)の目的、予測される事態への対応方針を検討した上で行う。
- 本人の保護・分離が必要な場合何をしていくのかを予め決めておき、次の対応内容とその予定日を本人・養護者と約束する。  
例：医療機関を受診させる、介護保険の申請、サービスの導入の約束
- 介護サービスの利用についてその場で決める等の対応をすることにより、区市町村職員の退室後に養護者から本人への報復的虐待が起こることが予測される場合には、区市町村職員の訪問時に本人の状態が悪くなかったとしても、この予測をもって「生命・身体に重大な危険が生じるおそれがある」ととらえ、やむを得ない事由による措置等による分離・保護を実施すべきである。
- 立入調査を実施して結果的に虐待が無かったとしても、安否確認ができないような状態が続いた場合は、要注意事例として事実確認の継続や、見守り支援体制の構築などを行い、再度立入調査等を実施する必要があるかどうかを検討する必要がある。一度の訪問により、虐待が無かったことで安心してはならない。

(報告書 p87 より)

## 参考

## 「正当防衛・緊急避難」の考え方

虐待されている高齢者が生命の危機に瀕しているなどの場合に、第三者がその救出のために行った行為については、正当防衛、緊急避難が認められる場合がある。

民法は、ある人が虐待を受けている場合に、その人を救出するためにやむを得ず、その虐待者に加害行為をしても不法行為とはせず、適法と扱うこととしており(民法第 720 条第1項)、刑法も同様の規定を置いて、犯罪とは扱わないこととしている(刑法第 36 条、第 37 条)。「やむを得ない」といえるためには、第一に適法行為を選択しうる余地がないほどの緊急状態にあること、第二にその加害行為の程度が「守ろうとしている利益」との関係で均衡を失っていないことが要件とされる。

したがって、虐待を受けている高齢者の生命を守るために建物のドアを損壊して立ち入ること、あるいは、同様の目的のために、守秘義務を犯して通報することなども適法と扱われることになる。

「高齢者虐待に挑む一発見、介入、予防の視点―」中央法規出版、2004、p 65 より一部改変

注) 高齢者虐待防止法に基づく適法ではなく、違法性が阻却されると考えられています。いずれにせよ警察とよく相談することが大切です。

【参考様式】高齢者虐待事案に係る援助依頼様式

警察への援助依頼様式

第 号 高齢者虐待事案に係る援助依頼書 年 月 日 ○○警察署長 殿 ○○市（町、村）長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span> 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依頼事項	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
	場 所	
援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所と同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	電 話 番 号 職 業 等	（ ） - 番
養 護 者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所と同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	電 話 番 号 職 業 等	（ ） - 番
虐待の状況	高 齢 者 と の 関 係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	行 為 類 型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
虐待の内容		
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話（ ） - 番 携帯電話 - 番	内線 番

(厚生労働省<H30>p57より引用)

## 立入調査に関するQ&amp;A

**Q1：養護者や高齢者から訪問を拒否された場合でも、立入調査を実施することができますか。**

⇒ 市町村の立入調査は、養護者や高齢者から訪問を拒否された場合でも実施することができます。高齢者が養護者をかばって立入を拒否する場合でも、高齢者の生命や身体安全や疑われる虐待の事実についての確認ができず、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合には、立入調査を実施することが重要です。立入を拒否されることがあらかじめ予想される場合には、以下のような対応を検討してみることが必要です。

① 抵抗する養護者等が出入りする時間帯をチェックして、不在を見計らって施錠されていない居室に立ち入ることは可能です。

この場合には、鍵を壊したり、ドアを破るなどの有形力を行使することはできません。不在を見計らって施錠されていない家に入ることは、住居の平穏は害されますが、有形力は行使されていませんので、高齢者虐待防止法の立入調査として許されます。玄関での呼びかけに応答がない場合に立ち入り、結果として留守であったとしても、この立ち入りは許されます。

※「有形力の行使」における「有形力」とは、物理的な力のことです。「有形力の行使」の典型は、殴る、蹴るなど他者に暴力を振るうことです。物を破壊するなど器物損壊行為も「有形力の行使」に含まれます。

※「住居の平穏」とは、住民の私生活の穏やかなさまを指します。住民は、自分の住居において他人から干渉されず穏やかに生活するものであることを、法律用語では「住居の平穏」と言います。高齢者虐待防止法第11条は、一定の要件を満たす場合には、立入調査により「住居の平穏」が害されてもやむを得ないという考えに基づく規定です。

② ドアの開け閉めについて養護者を含めた家族から許されている親族に立ち会いを依頼し、立入調査を実施することは可能です。

このような親族は、住居へ立ち入る権限を有していますから、その権限に基づいて住居に立ち入ることは許されます。

他方、管理人に事情を説明して合鍵を借り、その鍵を利用して住居に立ち入ることまで許されているものではありません。なぜなら、管理人にはそもそも当該高齢者の居室の鍵をあける権限は付与されておらず、市町村が権限のない人に対して違法行為を教唆する（そそのかす）ことは許されないからです。

この場合は、手をこまねいているのではなく、住居への立ち入りが許されている親族に立ち会いを依頼したり、養護者や高齢者を説得するなど他の方法を検討します。

また、不測の事態や緊急事態が予測される場合は、あらかじめ警察署長への援助要請を行うことが必要です。

## 立入調査に関するQ&A

### Q2：立入調査の実施にあたって、どのような職種が必要でしょうか。

⇒ 立入調査の場合には、不測の事態に備えて、必ず複数の関係者で対応することが必要です。その関係者の中に、高齢者の心身の状況を迅速かつ適切に把握できる医師や保健師といった医療・保健専門職に同行してもらうことは非常に有効です。高齢者の身体的な外傷の有無やその程度、認知症の状況、養護者に対する態度や怯えの有無などを専門的な見地から判断し、その状況によっては入院の手続などにつなげていくことができます。

一方、立入調査は高齢者虐待防止法第 17 条に規定する委託事項には含まれないため、委託型地域包括支援センターが単独で実施することはできません。

委託型地域包括支援センターは、市町村からの依頼に応じて、関係機関のひとつとして市町村職員が実施する立入調査に同行し、高齢者の生命や身体の安全や生活状況等の確認などの役割を遂行します。

### Q3：養護者が精神障害等で判断能力が低下している場合、立入調査を行うことができますか。

⇒ 「養護者」の定義について「判断能力の有無」について言及したものはなく、したがって、精神疾患等により判断能力のない養護者が虐待を行っていることが、立入調査の可否の判断に影響を与えることはありません。ただし、このような場合、精神科医療につなげて保護をする必要性のある場合もあり、その場合には精神保健福祉の専門関係機関と連携していくことが必要です。

### Q4：小規模市町村では、職員と養護者とが顔見知りの場合もあり、立入調査を実施することが難しいのですが、都道府県に代行してもらうことはできますか。

⇒ 立入調査の実施は市町村が責任を負っており、他の市町村の職員や都道府県担当部署の職員が代行できるものではありません。

しかしながら、立入調査の同行には「その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員」が認められています。また、高齢者虐待防止法では、都道府県に対し、市町村が行う措置の適切な実施に関し、必要な援助を行うことが規定されています（第 19 条第 1 項）。当該市町村が立入調査を実施する際に、都道府県担当部署の職員が広域対応という趣旨で立入調査に立ち会うことは可能と考えられます。

(日本社会福祉士会手引き p121~122より引用)

## 第10章

### 居室の確保・分離

## ①居室の確保の考え方

### ③虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保

#### ○ 法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第 10 条）。

#### ○ 居室の確保等

高齢者虐待防止法第 10 条に規定する「居室を確保するための措置」としては、地域によってベッドの空き状況などが異なることから、各自治体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。いずれにしても、介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象とならないことを、市町村が事業所に対して周知することもこれに該当します。

※管内の施設に限られており、養護者に居場所がわかってしまう可能性がある場合、広域的な調整を行うなど、都道府県の支援が求められます。

（厚生労働省<H30> p 60 より）

### 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

#### 1) 法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に高齢者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第 14 条）。

直接高齢者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば高齢者虐待につながりうる場合、あるいは高齢者が要支援や非該当であっても緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などについては、養護者の負担を軽減する観点から、積極的にこの措置の利用を検討すべきです。

#### 2) 居室の確保策

高齢者虐待防止法第 14 条第 2 項に規定する「居室を確保するための措置」としては、市町村独自に短期療養するための居室を確保して対応する方法も考えられますが、地域によってベッドの空き状況などが異なることから、各自治体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。

なお、国 2 / 3、都道府県 1 / 3 で負担する地域医療介護総合確保基金において、緊急ショートステイの整備に対する支援も対象となっています。

（厚生労働省<H30> p 73より）

#### 高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

##### （指定基準の取扱い）

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）（抄）

##### 第 25 条

指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超過して入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

##### （指定基準の取扱い）

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）（抄）

##### 第 138 条

指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

##### （報酬の取扱い）

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）

##### 第 2 の 1 (3) ⑤

災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

（厚生労働省<H30> p 60及び73を参考に高齢者権利擁護支援センターにて改変）

## ②高齢者の保護

### 2) 高齢者の保護

#### ア. 養護者との分離

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、高齢者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

#### (対応体制)

事例によっては可能な限り速やかに分離することが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

#### (保護・分離の手段)

虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段としては、契約による介護保険サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（特養、養護、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町村独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

高齢者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討することが必要となります。

#### 家族分離の手段の例

対応手段	備考
契約によるサービス利用	・本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。 ・ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態にもっていくなどの工夫が必要。
緊急一時保護	・区市町村が特別養護老人ホームのベッド等を確保して実施する緊急一時保護事業を利用し、一定期間被虐待者を保護する。 ・自費負担による有料老人ホームのショートステイもある。 ・自立している高齢者の女性が夫から暴力を受けている等の場合は、東京都女性相談センターの一時保護や民間シェルターも利用することができる。
やむを得ない事由による措置	・老人福祉法に基づく区市町村の決定事項として、虐待等の理由により契約による介護サービスの利用が著しく困難な65歳以上の高齢者について、区市町村が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの。 ・家族分離の効果があるサービス種類としては、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等がある。
養護老人ホーム入所	・65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設。
軽費老人ホーム入所	・老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設。
公営住宅入居	・公営住宅は原則として、同居親族があることが入居の条件だが、DV等の虐待被害者や知的障害者、精神障害者、身体障害者など、「特に居住の安定を図る必要がある者」には、単身での入居が認められる。 ・高齢者の場合、介護保険サービス等を使用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、単身でも入居可能。
保護命令	・配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振った配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条）。

出典：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都）

（厚生労働省<H30> p58より）

- 高齢者と養護者の生活分離が必要な場合、以下の方法が考えられます(医療機関への入院による分離、養護者を分離する方法を除きます)。

### 【高齢者と養護者の分離の方法】

#### ▶ 介護保険サービス等の契約利用（老人保健施設や特別養護老人ホームへの入所）

- ・ 費用負担が発生する。
- ・ 本人に契約能力があれば本人契約となるが、緊急連絡先をどこにするかを考える必要がある。
- ・ 契約能力が無い場合には、後見人等の選任が求められる。
- ・ 高齢者虐待対応の事案であること、施設には高齢者虐待防止法 5 条 2 項に基づく協力義務があることを施設に伝えた上で、高齢者の優先入所の調整を行い、本人契約や他の親族の支援による契約入所で分離を図る場合がある。

(参考)

- ※ 介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算にならない。

厚生労働省老健局（平成 30 年 3 月）「市町村・都道府県における 高齢者虐待への対応と養護者支援についてマニュアル」 p.60 より

（「高齢者虐待と定員超過の取り扱いについて（指定介護老人福祉施設の人員、説明及び運営に関する基準 第 25 条）」）

#### ▶ 緊急ショートステイの利用（緊急一時保護事業）

- ・ 区市町村がそれぞれの実施要綱に基づき実施。
- ・ 費用負担や条件、利用期間等の仕組みが区市町村によって違っている。
- ・ 本人に費用負担が発生する仕組みを持つところが多いため、養護者の同意を得ない利用の場合、費用の支払いが問題となることがある（養護者が本人の財産を管理している場合）。
- ・ 状況に応じて、本人負担分を区市町村が負担できる体制のところもある。

#### ▶ 養護老人ホームへの措置入所

- ・ 本人の身体状況、経済状況が合致すれば、利用可能。内部で介護保険の在宅サービスを利用することも可能であるが、重度の要介護状態での入所は難しい。
- ・ 基本的に出入り自由のところが多いため、「面会制限」が必要なケースの場合には、安全を守る意味では、困難を伴うことがある。

#### ▶ 軽費老人ホームの契約利用による入所、サービス付高齢者向け住宅の契約利用

- ・ 費用負担が発生する。
- ・ 本人に契約能力があれば本人契約となるが、緊急連絡先をどこにするかを考える必要がある。
- ・ 契約能力が無い場合には、後見人等の選任が求められる。
- ・ 本人の身体状況、経済状況が合致すれば、利用可能。
- ・ 職員の配置が少ないため、「面会制限」が必要なケースの場合には困難を伴う場合がある。

### ➤ 転居

- ・ 認知症もなくADLも自立していて、経済的に自立できる高齢者の場合は、転居という方法もある。
- ・ 女性高齢者で配偶者間暴力を受けている虐待の場合には、女性相談の利用によって、アパート転宅支援等を受けることも可能である。

### ➤ 親族宅や友人宅への避難

- ・ 親族・友人の協力が得られる場合、親族・友人宅へ避難するという方法もある。この場合は「協力者が攻撃されないようどう守るか」という視点と、「協力者から高齢者が新たな人権侵害をうけないか」という視点での両方の関わりが、区市町村・地域包括支援センターには求められる。
- ・ 特に、養護者と協力者が推定相続人であり、高齢者の財産相続をめぐって対立関係にあるという場合には、注意が必要である。ただし、区市町村・地域包括支援センターに中立な立場での支援が求められているからといって、高齢者虐待が放置されることのないようにしなければならない。
- ・ 管轄外への転居の場合には、転居先の区市町村・地域包括支援センターへ見守り依頼等を行うと、その後の支援が切れ目なく行われる。

### ➤ 「やむを得ない事由による措置」による入所

- ・ 区市町村の権限行使にあたるので、組織決定が必要となる。

### 【条文での整理】

#### 高齢者虐待防止法 9条 2項

「市町村又は市町村長は、

第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、

当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、

目的

養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、

例示（要件ではない）

適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。」

老人福祉法のやむを得ない事由による措置や区市町村長申立てを行う措置のこと

- ・ 高齢者虐待防止法9条2項は、高齢者虐待の防止及び高齢者の保護のために、老人福祉法の「やむを得ない事由による措置」を適切に行うことを求めている条文である。「生命・身体に重大な危険が生じているおそれ」は、あくまでも例の一つとして示されているものであり、やむを得ない事由による措置を行う「要件」として示されているものではない。また、「生命・身体に重大な危険が生じているおそれ」という予見を示しており、「生命の危機」という状態になるまで措置ができないというものではない。なお、生命・身体に重大な危険が生じることが予見されるにも関わらず、対応を行わないという場合には不作為責任が問われる場合がある。
- ・ 老人福祉法と独立して、高齢者虐待防止法に「やむを得ない事由による措置の要件」が示されている訳ではないため、あくまでも「やむを得ない事由」については、老人福祉法や関連通知等に基づいて判断されるものである。

## 【参考】「養護受託」の考え方

(市町村へのアンケート調査を踏まえた)

### 高齢者虐待対応マニュアル掲載用 高齢者虐待対応関連 Q&A

Q8	やむを得ない事由による措置については、医療機関や老人保健施設等が対象になっておらず、分離保護が求められるケースにおいて、(透析、胃ろう等の) 医療的処置が必要な高齢者について、受け入れ先がないが、どのように対応すべきか。
A8	ご指摘のとおり、法上、被虐待高齢者の医療機関等への措置入院の制度はなく、老人福祉法上のやむを得ない事由による措置も老人保健施設はなっていません。 基本的には、本人を説得して入院、契約による入所を行いことになります。 関係者の協力が得られる場合、状況に応じ、医療機関や老人保健施設の長等を老人福祉法第11条1項第3号の「養護受託者」として対応することも考えられます。

(厚生労働省<H30>資料②-1より)

(参考)

○老人福祉法第11条1項第3号

「六五歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護されることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること」

○政令・指針・通知等

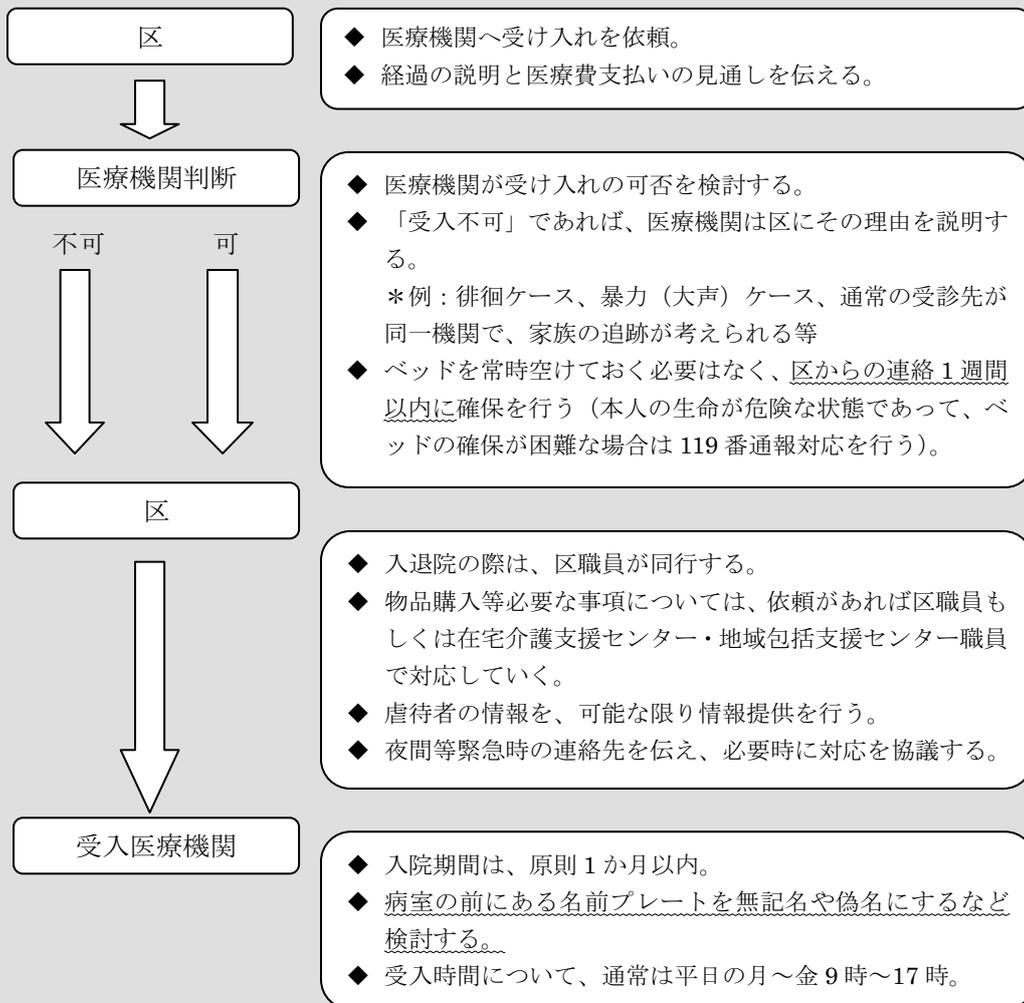
- ◆ 老人福祉法施行令7条
- ◆ 老人福祉法施行規則1条の7
- ◆ 平成18年3月31日老発第0331028号厚生労働省老健局通知「老人ホームへの入所措置等の指針について」 第6 養護委託の措置の基準
- ◆ 昭和62年1月31日社老第9号「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」  
各都道府県・指定都市民生主管部（局）長あて 厚生省社会局老人福祉課長通達 第4 養護委託の際の手続等

## 【参考】江東区緊急一時保護施設(医療機関)について

### 1 対象者

区にて、高齢者虐待として対応しているケースで、生命身体に重大な支障が生じているケース。

### 2 医療機関における受け入れの流れ



### 3 医療費・日用品代の支払い

病衣代・オムツ代・差額ベッド代は、実費分高齢者支援課より支払う。医療費は本人負担（虐待者以外の家族が払う場合も含む。）又は生活保護対応になる。その他の経費については応相談。

### 4 家族から医療機関への問い合わせへの対応

個人情報であることを理由に断り、至急区に報告。また、何らかの事情で場所を知られ、面会に来た場合は「区から許可が出ていない」と伝え、面会させない。

保護している高齢者は、区の責任で早急に転院の対応を図る。

## 5 本人の帰宅願望が強い場合の対応

区が説得を行うが、それでも帰宅願望が強ければ区が引き取り、帰宅させる。区職員が来る前に帰ってしまいそうな場合は、通常の入院ケースと同じ対応を行う。医療的に問題がなければ退院となる。

また、無断で退院してしまった場合は、院内に居ないことが確認できた段階で、医療機関が区に報告を行う。

## 6 保護中にケースが死亡した場合の対応

夜間等であっても区へ至急連絡を行う。区職員が医療機関に駆けつけ、区職員から家族に報告を行う。

家族が医療機関にクレームを言ってきた場合は、「救急対応の結果、たまたま当該医療機関になった。区から口止めされていた」と説明を医療機関が行う。

区としては、死亡の場合、死亡診断書に医療機関名が記載され、生命保険等の手続きを理由に死亡診断書の交付を求められる場合もあり、家族に医療機関名を伝ええない対応は困難であると判断している。

## 7 医療行為の無いケースへの対応

医療行為の必要性が全くない場合は、別枠で確保している保護施設（介護施設）に入所対応を行う。

※上記では医療費についての予算措置は行っていませんが、他の区市町村には、医療費の予算をとっているところもあります。

- 前頁のような協定・予算措置がない場合でも、単身世帯として本人のみ生活保護法の適用を行うなど、費用が確保できないために高齢者が必要な医療サービスを利用できない事態を防止するため、各区市町村で工夫した対応が行われているところです。本人に預貯金等資産がありながらそれを活用することができない場合は、同法 63 条を適用します。この場合、費用の 10 割返還が原則となりますので、事前に理解を得ることも求められます。

(報告書p92～93より)

- 虐待の事実の有無がどう判断されているか、本人の身体状況、自立度、契約能力、分離・生活への意思・意向、経済状況、緊急性やその後の見通しによって、受け入れ先やその方法が変わってくるため、丁寧な事実確認とアセスメントをしておく、迅速な分離を図ることができます。
- やむを得ない事由による措置に基づく分離後についても見通しをもち、起こりうる状況へ対処していくことが求められます。養護者の同意が得られない場合の分離の場合には、面会制限を行うか、それをどのような形で行うかについても考えておくことが求められます。

#### 【分離を図る場合に考えておく必要があると思われる項目】

- 施設での本人支援
  - ◇ 必要なケア、特に配慮が求められる本人の状況（誰から情報収集し、誰がどのような形で施設に伝えるか）
  - ◇ 施設では提供できない医療が必要となった場合の対応
  - ◇ 把握しておいてほしい本人の状態像（意思・意向の変化、必要としている介護等）
- 面会制限の必要性 ⇒詳しくは p.106「面会制限」参照
  - ◇ どのような形で行うか（措置先を告げない形か、部分的制限か）
  - ◇ いつ見直すか（解除についての検討を行うことを考えておく）
- 養護者への対応
  - ◇ 分離（面会制限）については、いつ、誰が、どのように、どのような方法で説明するか
  - ◇ 分離の前後に必要な養護者への支援
- 準備しなければならない物品、現金等（薬、保険証等、現金など）
- 連絡体制（急変時の対応、土日の連絡体制）

（報告書 p 102 より）

## 【参考】施設との協議メモ（記入例）

本人名前：〇〇△×	生年月日：昭和××年〇月△日生（80歳）	住所：東京都〇〇市××町1-2-3
入所予定日時：△△年7月15日（水）	午後10時00分	
入所同行者とその日の予定 同行者（〇〇課〇〇係 係長〇〇、保健師×××、△△） ・予定（午前9時本人宅、施設への移動は庁用車を使用予定）		
虐待対応の方針	今年4月、訪問した民生委員に本人より「殴られたり食事を食べさせてもらえなかったりする」「保護して欲しい」という訴えがあったため、市が虐待対応を開始。身体的虐待、放棄・放任の虐待があり、養護者である長男による介護の改善可能性がないことから、措置による特別養護老人ホームの入所を決定。長男の連れ戻しの危険もあるため面会制限も実施する。今後は首長申立てを行い、成年後見人による契約利用へと切り替えていく予定。	
今後協議が必要となると思われること	本人の入所後の様子を確実に、市職員は2週間後に訪問を実施する予定。認知症専門医受診の支援について、協議が必要となる。後見人候補者等と、施設職員、市職員とで協議する場を設定する必要がある。	

		今までの状況	現時点の状況	今後の見通し 措置入所後に想定される状況 リスクなど	お願いしたいこと	
					区市町村→施設	施設→区市町村
高齢者	意思 意向	不明	殴られたり食事を食べさせてもらえなかったりするので、保護して欲しい。	帰宅願望、養護者への面会希望、養護者以外の親族への面会希望、友人（近隣等）への面会希望が生じる恐れがある。	入所後は、当面、面会制限を行う必要がある。高齢者の意思意向の変化に注意を払い、次の協議の際に報告して欲しい。	高齢者が養護者に面会したいと言った場合の対応を事前に指示して欲しい。
	身体状況	平成18年10月脳梗塞発症	要介護5 食事、排泄、移動、清潔等すべてにおいて全介助。仙骨部褥創あり。	褥創は軽度で改善の見込みあり。感染症のリスク、病状の急変のリスクも通常入所の場合と同様にあり得ると見られる。	適切なケアの提供と褥創の処置をお願いしたい。	緊急連絡先の確保。医療同意が必要な場合の対応方法を示して欲しい。
	精神状況	脳梗塞に伴い、認知症を発症していると思われる。	認知症の専門診断なし、短期記憶がかなり保たれている。財産管理は難しい。	入所後のBPSD悪化、場所を移動したことによる不安からくる不穏、抑うつ傾向等による精神的不安定等が見込まれる。	BPSDが悪化した場合は適切な対応をお願いしたい。	施設での対応が困難になった場合は、専門病院等への入院を調整してほしい。
	生活状況	家に閉じこもりきりの生活をしてきた。	訪問介護を週に1回使用する以外はサービス利用なし。	生活習慣の違い、本人の知らない場所で愛用品がない生活を始めるため、孤立感を抱くおそれあり。	本人が生活の上で何にこだわっているか、気にしているか、わかったことを知らせてほしい。	本人が今まで使ってきた物一つでもいいので、持参してほしい（愛用品きた手鏡等）。
	経済状況	国民年金・遺族年金が月16万あり。養護者が高齢者の年金を使って生活していた。	国民年金・遺族年金月16万あり。自宅は土地・家屋とも本人所有。	成年後見人等の選任によって措置解除を行う予定。最終的には契約利用にきりかえる。	当面は措置費から支払い、後見人選任後は契約に移行する。	利用料の支払いを確保して欲しい。
	養護者以外の家族等との関係	長女（養護者の姉）がいたが、長女が幼いころに病死した模様。夫は8年前に心疾患で病死。	養護者以外には、〇〇県に長く連絡をとっていない本人の姉がいるのみと聞いている。	成年後見の首長申立てを行うため、今後親族調査を実施する予定であるため、親族から本人に連絡が入る可能性もある。	養護者以外の家族等から連絡があった場合は、担当課に連絡してから、対応をして欲しい。	苦情などがあった場合は対応して欲しい。
養護者	意思・意向 高齢者への思い	母親への思いが強く、自分が介護すると言いつつも、実際には十分な介護は出来ていない。	在宅で介護を続けると言っている。	措置入所できなくなる可能性があり、精神的に不安定になる可能性がある。	「いる」「いない」とも言わず、「答えられない」と言ってほしい。全職員にこのことを徹底してほしい。	他の施設に対しても、問い合わせに対し、同様の返答をするよう依頼してほしい。施設に対する訴えが出た場合、行政の判断で行っていることを伝えられる文書を残してほしい。
	心身・生活 状況等	高齢者に介護が必要になる前から安定した職につくことができず、父の遺産で生活してきた。	父の遺産は使い切っており、母の年金を使って生活している。近隣のトラブルも多い。	介護が生活の中心となっていたことから、不安定になる恐れがある。保健所とともに精神保健上の関わり、生保の関わりが必要かどうか見極めていく。	入口で騒ぐ、居座る等の行為があった場合には、市への連絡とともに警察へも連絡を入れてほしい。警察署内の連絡体制は生活安全課→〇〇課〇〇氏へ。	施設に対する訴えが出た場合、行政の判断で行っていることを伝えられる文書を残してほしい。直接的な対応は措置権を行使した行政が対応してほしい。
	行動特性 (背景要因)	今までも母の介護事業所へ苦情をいい、聞き入れられないと訴訟を起こしてきた。	虐待対応をしている市を「訴える」と言っている。	退居を求めても退居しない、大声で高齢者を出せと言いつつも行動をとるおそれがある。		
連絡	区市町村との連絡方法 (夜間・休日対応含む)			養護者対応や高齢者へのケアについて区市町村との協議が必要となると考えられる。	連絡先 ①〇〇課〇〇係 電話・・・・・ ②夜間・休日 電話・・・・・	必ず電話に出られる体制にしておいてほしい。
支払	利用料等 請求			請求書等の送付を、養護者宅へ送ってしまうことにより、居場所が知られる可能性あり。	利用料請求は、本人住所（養護者宅）へは郵送せず、後見人選任までは市へ送付して欲しい。	利用料が未払いでは絶対に困る。利用料の支払いを確保して欲しい。

### 必要物品について

高齢者が施設に持参する予定の物	現金・介護保険証・医療保険証・年金証書・貯金通帳及びキャッシュカード・印鑑・土地権利証等の貴重品、当面の衣服や日用品、内服薬、電話帳
今後必要となると考えられる物	衣服や日用品、嗜好品

公益財団法人 東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

（報告書 p 104より）

### 高齢者虐待対応で、分離後、在宅生活を再開する場合の留意点がありますか？

一時分離後の在宅生活の再開だけでなく、退院や退所等、さまざまな在宅生活の再開が想定されます。

そのような場合は、以下のポイントに気をつけて、支援体制を組んでみましょう。

#### 【在宅生活を再開する場合の留意点】

- 1) 本人が自宅に帰りたいているかどうか？  
本人が自宅に帰りたくないと思っているのに、無理に帰すことは適切ではありません。
- 2) 虐待発生要因が解消・軽減できているかどうか？  
解消・軽減が難しい場合には、少なくとも3)の検討が必要になります。
- 3) 虐待発生を抑制するような支援が導入できているかどうか？  
そのためには、虐待発生メカニズムを押さえておく必要があります。
- 4) 虐待の再発生をキャッチできる支援体制かどうか？  
介護保険サービスだけでなく、民生委員や警察等による見守りも考えられます。
- 5) 虐待が発生した場合や、サービス・支援を養護者が拒否した場合にとられる対応について、在宅生活再開前に養護者に示されているかどうか？  
いざ、ことが起こった時には「前に約束していたとおり、〇〇します」とスムーズに動けるようにしておくこともポイントの一つです。
- 6) 支援体制についてのモニタリング・評価をいつ行うかが決まっているかどうか？  
次の会議をいつ行うのかを決めておくと、支援が不十分・不適切な場合、すぐに見直しをすることができます。

本人が「自宅に戻りたい」と言ったし、養護者も「自宅に戻してほしい」と言ったので、在宅生活再開を決定、しかしその後の支援については検討されていないということになると、虐待が繰り返されることが予想されます。「二度と分離させないぞ！」と養護者が強い介入拒否をして、より危険が高まる場合もあります。

虐待解消のための課題をとらえ、どのような支援が求められるのかということを考えて「支援計画」を立案しておくこと、ケアプランがこれらに連動して立てられていることが重要だといえるでしょう。

虐待対応の終結を検討する場合にも、この「留意点」をチェックしてみるとよいでしょう。

(公社)あい権利擁護支援ネット監修「事例で学ぶ『高齢者虐待』実践対応ガイドー地域の見守りと介入のポイントー」  
中央法規出版、2013、p169より一部改変

【参考】進行管理会議録（記入例）

虐待対応進行管理会議日（2012年5月26日）

No.	初回相談日 (虐待事実の 判断日)	虐待 種別 (疑いの 場合)	本人氏名 (性別、年齢) 自立度 認知	本人要介護度	サービス 利用	経済 状況	世帯構成	養護者 氏名 状況	行政処分等 の実施状況	事例対応概要 本人の現在の状況と意向	最終 日付安否確認 と方法	担当 者 状況による グ	検討が必要な内容				次回 会議の 予定 スケジュール	担当 (前担当)	進行 管理 結果
													分離・ 措置	面会制 限	後見申 立	立入調 査			
1	2011/06/7 (2011/9/25)	身体	財団 花子 (女性、79) アルツハイマー ADL自立 認知Ⅲa	介護3	分離以前は DS2回/W	生	本人・長男	財団 太郎(58、長男) 単身、パート収入不安定 今は虐待対応担当者へ のリアクションなし	シヨート(措置) (H23.4/27~ 7/28)	本人のケアマネから相談。 暴力は以前からあり、助産を専折、緊急受診後 に措置シヨート利用。現在、今後の対応方針を検 討中。本人はシヨート先で安定して生活、帰宅意 向なし。	SS利用中	2012/5/25 (包括施設 へ電話できき とり)	SS後 措置 入所 検討	無	首長 申立 検討 要	検討 要	ケース会議 日程調整中	山田 (鈴木)	措置につ いて検討 の上、O月 O日まで に報告
2	2009/8/4 (2010/10/18)	放置	東京 太郎 (男性、72) 受診なし 手引き歩行 認知Ⅱb?	未申請	未利用	国保 不動産 所有	本人・甥	関西 参太(44、甥) 単身、就労中 なかなか連絡が取れな い 今後、関西へ転居予定	なし	徘徊放置より近隣からの通報で関与を開始。 2010年10月本人ADL低下より安否確認が難 航。現在、甥に連絡をとり介護保険申請を進め ているが、関西へ転居予定(具体的には未定)を 理由にながながサービス利用となり、3月以 降、甥より折り返しの電話なく本人の安否確認で きていない。	2012/3/4 (本人を包 括が訪問)	同左	検討 要	首長 申立 検討 要	検討 要	未定	鈴木 (佐藤)	早急に コアマン バー会議 を開催	
3	2012/4/27 (2012/5/9)	身体 (経済)	関東 正夫 (男性、92) 小脳梗塞 嚥たきり 認知なし	介護5	HN2回/W DS3回/W	年金 250万	本人・妻	関東 ゆめ子(77、妻) 年金なし 糖尿病あり	なし	ケアマネからの通報。 妻によるサービスの利用拒否、入院先からの運 れ帰りが以前よりあったが、夜間尿漏れ時に暴 力をふるってしまおうことを確認。サービス増量が できたため、見守り支援中。	2012/5/24 (DS利用)	同左 (包括職員が 電話で開取)	無	無	無	来月サービス 担当者会議と 同時開催予 定	佐藤 (山田)	特になし	
4	2012/2/22 (2012/2/23)	身	神楽 美子 (女性、77) 関節リウマチ ADL自立 認知なし	支援1	SS利用 中	年金 120万 不動産 収入有	分離以前は 本人・弟夫婦	神楽 太郎、はな(弟夫 婦63・59) 2009年より無理やり同居	なし	あざだらけになり警察に保護を求めた本人が、警 察と一緒に市に案内し、暴力がひどいので家を 出たい届出。本人契約によりサリ住宅利用中。 弟夫婦に本人の居場所を伝えないという支援を している。	サ付住宅 利用中	同左 (市担当者 訪問)	無	無	無	5/22~2週間 以内に弁護 士含めたコア メンバー会議 開催予定	佐藤 (鈴木)	特になし	
5	2011/12/16 (認定なし)	(身) (経)	飯田橋 坂子 (女性、69) 脳梗塞後遺症 車いす 認知Ⅱb	介護4	DS5回/W	未確認	本人・長女	飯田橋 いち子(42) 単身、無職(介護のため3 年前に仕事を辞職?)	なし	デイサービス→ケアマネより通報。本人が説明し たがらない不自然な内出血があり(長女は「転 倒」と説明)、事業確認中。 本人は楽しましにしているにも関わらず、サービス 利用に差慮がらであることから経済的虐待の可 能性もあり。	2012/5/25 (DS利用)	同左 (包括職員が 電話で開取)	無	無	無	未定	山田 (鈴木)	次回進行 管理会議 までに事 実確認の 方針見直 し	

(報告書p114より)

## 第11章

### やむを得ない事由による措置

## ①やむを得ない事由による措置の考え方

### イ. やむを得ない事由による措置

#### ① やむを得ない事由による措置を行う場合

サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などについて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第 10 条の 4（居宅サービスの措置）、第 11 条第 1 項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な 65 歳以上の高齢者に対して、市町村長が職権により介護保険サービスを利用させることができるというものです。利用できるサービスは以下のとおりです。

#### やむを得ない事由による措置のサービス種類

- |               |        |                |
|---------------|--------|----------------|
| ・ 訪問介護        | ・ 通所介護 | ・ 短期入所生活介護     |
| ・ 小規模多機能型居宅介護 |        | ・ 認知症対応型共同生活介護 |
| ・ 特別養護老人ホーム   |        |                |

いずれの場合が老人福祉法に規定する「やむを得ない事由」に該当するかについては、老人福祉法施行令に規定されています（特別養護老人ホームを除く）。

- |  |
|--|
| <p>① 65 歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（※）により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合<br/>（※）政令に定める「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指します。</p> <p>② 65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は 65 歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合（「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成 18 年政令）により老人福祉法施行令を改正して規定）</p> |
|--|

高齢者虐待のケースでは、①に該当するケースとして措置が行われることが中心であると考えられますが、②の規定を追加したことにより、老人福祉法に基づく措置は、要介護者又は要介護認定を受けうる者のみならず、例えば、高齢者虐待により一時的に心身の状況に悪化を来たしてはいるものの、要介護認定を受けうるかどうか判断できない高齢者についても、保護・分離が必要となる場合には適用できることを明確にしました。

なお、政令に委任していない特別養護老人ホームへの措置についても同趣旨であると解されます。

「やむを得ない事由による措置」に関しては、以下の項目に配慮して適切に運用することが求められています。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、当該高齢者の保護を図るため必要がある場合に措置を行います。</li><li>○措置の際、虐待者の同意は必要とせず、措置先は虐待者に伝える必要はありません。</li><li>○本人の同意は事実上必要ですが、判断能力が不十分な場合は措置が可能です。</li><li>○本人が費用負担できない場合でも措置が可能です。</li></ul> |
|---|

＜参考＞ 平成15年9月8日開催 全国介護保険担当課長会議資料より

- 「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。
- 高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべき時は、まず措置を行うことが必要である。
- 高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能である。

＜参考＞積極的な措置権限の行使が求められる状況

- ①「生命または身体に重大な危険の生じるおそれがある」場合に、高齢者の判断能力の有無にかかわらず、「やむを得ない事由による措置」をとる典型的な場合
- ②高齢者の判断能力が低下し、必要なサービスが利用できない場合  
(例)・緊急性はないものの、認知症等で高齢者の判断能力が減退して高齢者の意思が確認できず、かつ、養護者が高齢者の生活に必要なサービスの利用を拒否している場合
- ③経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合  
(例)・高齢者の金銭管理能力が低下し、養護者が金銭管理を行っている状況で、高齢者の生活に必要な医療・介護等のサービスが受けられていない、適切な食事が提供されていない、等の場合  
・高齢者に判断能力はあるが、経済的虐待があつて、介護保険制度によるサービス利用の利用者負担金を支払うことができない場合
- ④高齢者が自ら助けを求められない場合（または求めようとしない場合）  
(例)・高齢者に判断能力はあるが、養護者の虐待をおそれ、あるいは養護者のことをかばい（共依存の場合も）、サービス利用を拒否する場合  
・施設や介護保険サービスへの無知や偏見等から、虐待を耐えてでもサービス利用を拒否する場合
- ⑤面会制限の適用が必要な場合  
(例)・高齢者自らが養護者等との分離を望んでいるにもかかわらず、養護者の過去の言動から、高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合

※①～④は老人福祉法第10条の4、第11条第1項すべてに該当する状況。

※⑤は第11条第1項に該当する状況。

（日本社会福祉士会手引き p125 より）

＜参考＞養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置について

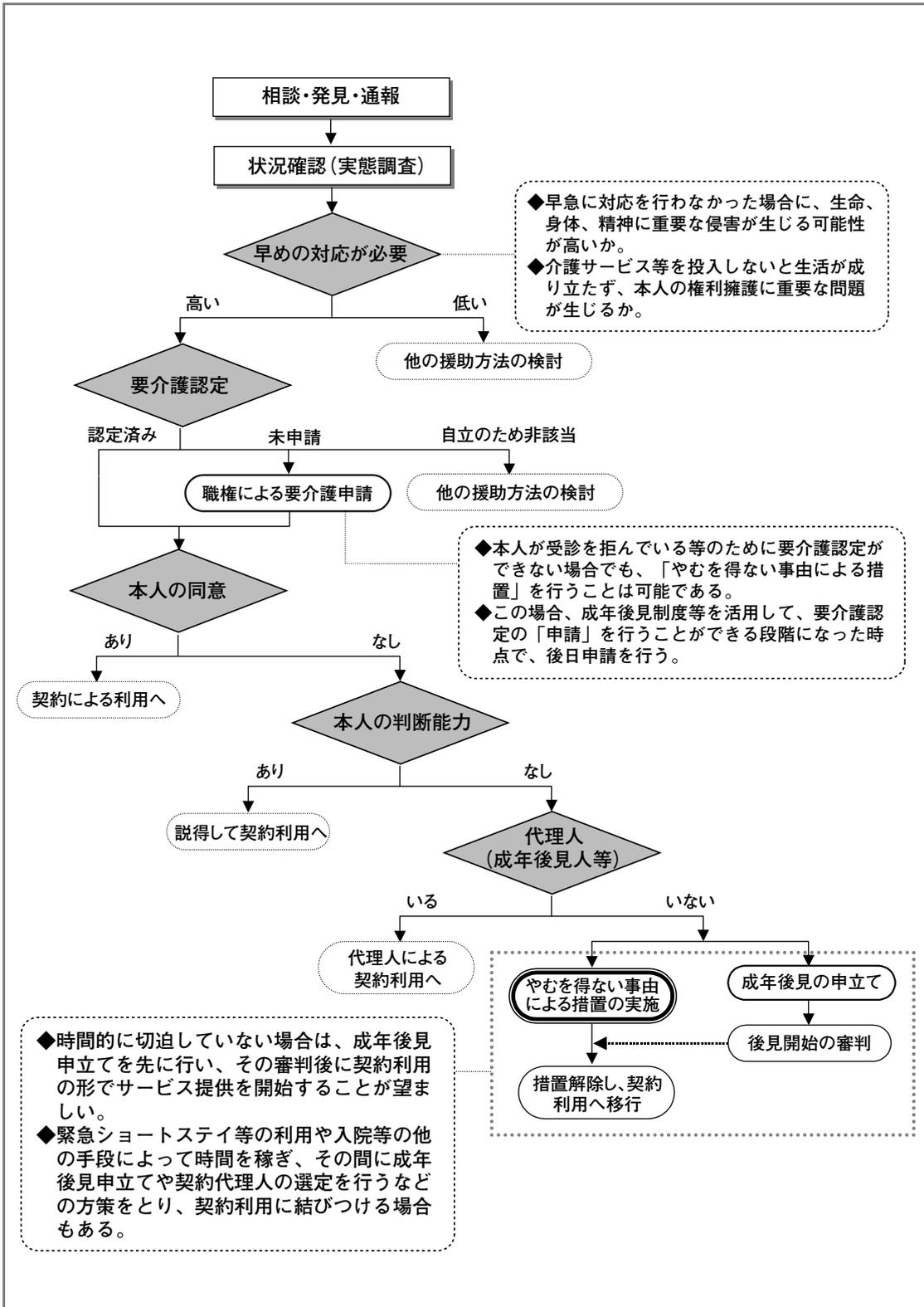
- 老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日老発第0331028号 厚生労働省老健局長通知）（抜粋）

第3 入所判定委員会の設置

3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者等に対する支援等に関する法律第9条の規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができるものとする。

（日本社会福祉士会手引きp126 より）

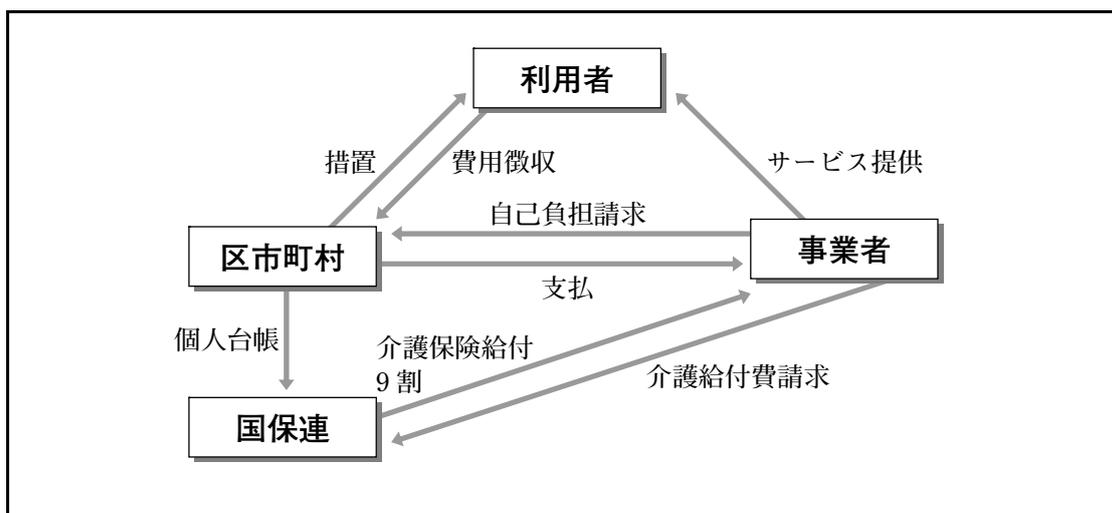
[図表 5-8] やむを得ない事由による措置活用の検討フロー (例)



[図表5-4] 「やむを得ない事由による措置」と契約によるサービス利用との違い

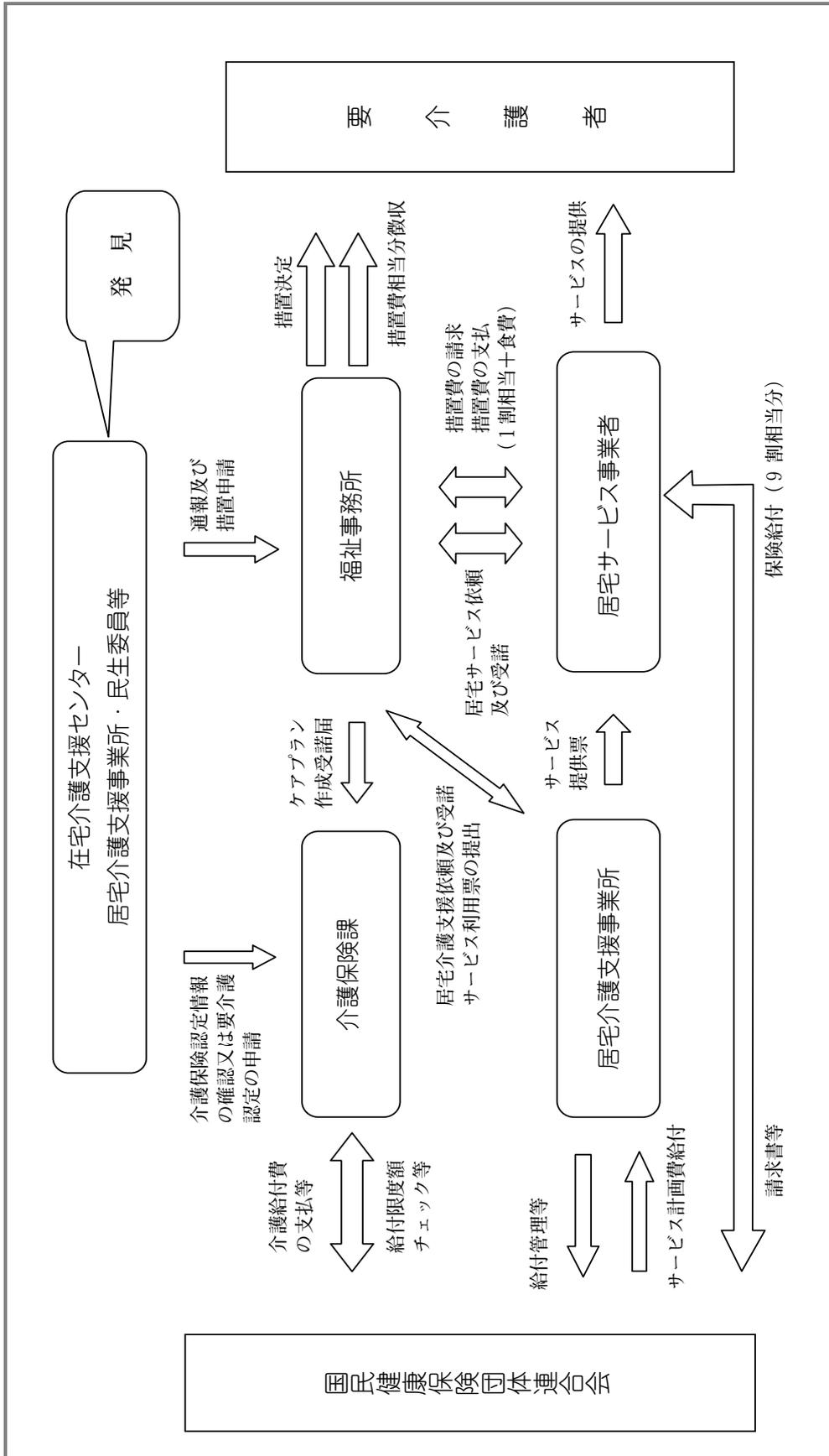
項目	やむを得ない事由による措置	契約によるサービス利用
要介護認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に要介護認定がされていなかった場合、区市町村が職権により要介護認定を行う。</li> <li>・本人が医師の診断を拒否する場合などで要介護認定ができない場合でも、やむを得ない事由による措置を行うことは可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が保険者（市町村）に要介護認定を申請</li> </ul>
サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村の委託に基づき、事業者が利用者に対してサービス提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者と事業者の契約に基づくサービス</li> </ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険を利用した措置の場合、9割が保険給付、1割を市町村が支弁し、負担能力の応じて区市町村が本人から費用徴収する。</li> <li>・介護保険を利用できない場合の措置については、全額区市町村が老人保護措置費として支弁する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険給付が9割、利用者負担が1割</li> </ul>

[図表5-5] 老人福祉法によるやむを得ない事由による措置の流れ



(東京都 p140より)

【図表5-6】 居宅におけるやむを得ない事由による措置の手順（葛飾区）



(東京都 p143より)

### ④ 措置による入所後の支援

やむを得ない事由による措置によって高齢者を保護したことで、虐待事例に対する対応が終了するわけではありません。措置入所は、高齢者と養護者の生活を支援する過程における手段のひとつと捉え、高齢者や養護者が安心してその人らしく生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

施設に保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、高齢者に対する精神的な支援は非常に重要です。また、保護された高齢者が特に介護の必要がなく自立している場合などには、高齢者施設の環境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題として出てきます。可能な限り高齢者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、高齢者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

また、やむを得ない事由による措置に伴って面会制限をした場合には、その解除の可否、時期等についてコアメンバー会議を開催して、定期的に検討しなければなりません。なお、後見人が選定された場合、一律に契約に切り替え、面会制限解除ということにならないよう留意が必要です。

この他にも、年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更するなど関係機関との連携が必要になる場合もあります。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、高齢者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。養護者に対しても、保護した高齢者と同様に精神的な面での支援が必要です。また、場合によっては生活保護などの措置が必要となる場合も考えられます。

### ⑤ 措置による入所の解消

老人福祉法の規定による措置によって施設に一時入所した高齢者の措置が解消する例としては、以下のような場合が考えられます。

#### ○家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活が可能と判断される場合。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による高齢者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。

※措置期間中に、関係者とともに情報共有を図るとともに、高齢者本人、養護者等と面会などを定期的に行うなどの取り決めをし、家庭の生活状況、それぞれの心身状況などにも配慮し、必要に応じて社会資源情報の提供を行います。措置の解消は、関係者を含む会議や面会状況などの情報をもとに、コアメンバー会議で検討します。高齢者本人、養護者等の生活状況を踏まえて段階的に措置解消を進めていくことも併せて検討します。

○支援状況だけでなく、虐待の原因となる課題などの解決が図られた、又は、解決に向けて順調に支援が進められているかについても、検証しておく必要があります。

#### ○介護サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

養護者等からの虐待や無視の状況から離脱し、要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、成年後見制度等に基づき、本人を代理する成年後見人等によって要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合など。ただし、前述の通り、後見人が選定された場合も一律に契約に切り替え、面会制限解除ということにならないよう留意が必要です。

[図表 5 - 9] 措置の実施後の現在の課題

現在の課題	現在の課題の具体的内容 (例)
契約への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族等の関わりを見守りながら、契約につなげていくことが課題。</li> <li>・ 成年後見人をつけ、契約に切り替えることを検討</li> <li>・ 家族が支払いについての約束を守らないため「措置入所」となった事例で、措置費請求に対する対応を観察した上で、契約への移行を考える。</li> </ul>
成年後見制度の活用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族に疾患による心身問題があるため、任意後見契約等の利用検証</li> <li>・ 成年後見人をつけても、虐待者が握っている金銭を取り上げることに大混乱が予想される。</li> </ul>
虐待者からの保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待者が障害を持っているため、特に面会の際の対応が難しい。</li> <li>・ 虐待者に本人の居場所を教えないようにするなどの徹底した対応が求められる事例がある。</li> <li>・ 虐待者は、本人の養護をしていたと主張し、措置を不服としている。</li> </ul>
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神疾患等を有する家族（虐待者含む）に対する支援（精神障害所管課等との連携による処遇）</li> </ul>
経済的虐待の再発防止や金銭管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金担保貸付金によって経済的虐待があった事例で、償還完了を機にふたたび再燃するおそれがある。</li> <li>・ 今後の金銭管理について、(虐待者以外の) 家族に任せるべきか、第三者の後見人を選任すべきか、見極める必要がある。</li> </ul>
本人の費用負担能力について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所持金が少ないために今後の入院等の費用負担に懸念がある。生活保護を受給する場合は、関係機関と連携をとっていくことが課題となる。</li> </ul>

(東京都p146より)

やむを得ない事由による措置に関するQ&A

**Q1：治療が必要であるにもかかわらず、金銭負担ができないために高齢者が医療機関を受診できない場合、どのように対応すればよいでしょうか。**

⇒【収入がない場合】

医療法等には、老人福祉法における「やむを得ない事由による措置」のような制度はないため、職権で医療サービスを受けさせ医療費を支弁することはできません。

入院治療の緊急性・必要性が高い場合には、救急搬送などの手段で病院へ連れて行き、入院後に生活保護の申請をして保護費から支払う方法を検討する必要があります。

【収入がある場合】

親族が経済的虐待をしているために、高齢者自身の収入から治療費を支払えない場合には、医療機関に対し、虐待対応後、速やかに清算手段を検討することを説明します。

しかし、収入の有無に関わりなく、高齢者の判断能力が低下している場合には、成年後見人等を選任し、後見人等が法定代理人として、高齢者の財産管理や身上監護をすることになります。後見人等は、管理財産から治療費を支払ったり、高齢者本人の意思を尊重して外来診療や入院治療を受けるための医療契約を結ぶことができます。

**Q2：高齢者本人が明確に分離を拒否している場合であっても、コアメンバー会議で「生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがある」と判断した場合、やむを得ない事由による措置を行うことは可能でしょうか。**

⇒ 高齢者本人に判断能力があって、明確に分離に対して拒否をしている場合、やむを得ない事由による措置を適用しての分離はできません。その場合、粘り強く接触を続けて、高齢者本人の理解を求めて行くことが重要です。

**Q3：住民票所在地と居住地が異なる場合、居住地の市町村は当該高齢者に対して、やむを得ない事由による措置を実施することができますか。**

⇒ 老人福祉法の規定により、65歳以上の者（65歳未満の者が必要であると認められるものを含む）又はその養護者に対する福祉の措置は、居住地の市町村が行うものとされています（第5条の4）。そのため、住民票の有無にかかわらず、当該高齢者が居住する市町村がやむを得ない事由による措置を行う必要があります。

その後、高齢者が居住する市町村は高齢者の転入届を受けて、又は職権により本人の住民票を作成して要介護認定を行い、契約による介護保険サービスの利用へと切り替えることとなります。

## やむを得ない事由による措置に関するQ&A

### Q4：職権による要介護認定申請とはどのようなものなのでしょうか。

⇒ 老人福祉法第10条の4、第11条第1項では、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護保険サービスの利用や、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、市町村が措置を採る（＝職権を持って介護保険サービスの提供に結びつける）ことが規定されています。

### Q5：要介護認定を受けていない高齢者に対し、やむを得ない事由による措置を適用することはできますか。

⇒ 虐待を受けている高齢者の生命や身体への安全確保の必要性がある場合の高齢者の保護要請は要介護認定の有無に拘わらないわけですから、やむを得ない事由による措置を適用することが可能です。

### Q6：養護者や家族に措置先を伝えなければいけないのでしょうか。

⇒ 本人を保護するために分離措置をするわけですから、保護にマイナスになるようなことをすべきではありません。虐待している養護者に措置先を知らせれば、養護者が措置先の施設を探し、高齢者本人と施設が混乱するおそれがあります。

また、家族のなかで、本人保護のための分離措置に賛成してくれる方にも、家族間のやりとりまで制限することができないため、組織的に検討することが必要です。

### Q7：やむを得ない事由による措置を実施した場合、費用負担はどうなりますか。

⇒ やむを得ない事由による措置を実施し介護保険サービスを利用した場合には、9割相当分は保険給付から行われます。そのため、市町村は、残りの1割（特別養護老人ホームに入所した場合には、居住費と食費相当分も加算）を措置費として支弁することになります。また、措置費で支弁した費用については、介護保険制度に準じる考え方で、高齢者本人等の負担能力に応じて徴収することとなります（平成12年3月7日、全国高齢者保健福祉関係主管課長会議資料）。

（日本社会福祉士会手引き p128～129より引用、一部改変）

## 【参考】老人ホームの入所措置の基準について

○老人ホームへの入所措置等の指針について（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知）（抜粋）（下線部分は「老人」を「高齢者」に置き換えて記載）

### 第 5 老人ホームの入所措置の基準

#### 1 養護老人ホーム

法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、高齢者を養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該高齢者が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（1）環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（注）法では、養護老人ホームへの入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」と規定しているが、これは、措置に当たり改正前に規定されていた「身体上若しくは精神上」の理由は問わないこととする趣旨であり、「身体上若しくは精神上」の理由を有する者を措置の対象外とするものではない。

（2）経済的事情については、老人福祉法施行令第 2 条に規定する事項に該当すること。

#### 2 特別養護老人ホーム

法第 11 条第 1 項第 2 号の規定により、高齢者を特別養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該高齢者が、要介護認定において要介護状態に該当し、かつ健康状態が 1（1）アの基準を満たす場合において行うものとする。

なお、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって、入所措置を行わない理由とはならないものであること。

## 【参考】居宅における介護等にかかる措置について

○老人ホームへの入所措置等の指針について（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知）（抜粋）

### 第 9 居宅における介護等にかかる措置

法第 10 条の 4 第 1 項各号に規定する措置については、特別養護老人ホームへの入所措置と同様、65 歳以上の者であって、身体又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、介護保険法に規定する居宅サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（以下「訪問介護等」という。））を利用することが著しく困難とみとめられるときに、必要に応じて市町村が措置を採ることができることとされているものであり、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく訪問介護等の利用が可能になった場合には措置は廃止するものとする。

（日本社会福祉士会手引き p 130より引用）



# 第12章

## 面会制限

## ①面会の制限の考え方

### ⑥ 面会の制限

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるかとされています（第13条）。

※分離保護の措置を受けた高齢者に対し、養護者からの様々なアプローチが行われると、虐待を受けた高齢者は、さらなる精神的ダメージや養護者が高齢者を自宅に連れ帰り虐待が再開する可能性があります。また、養護者からの依頼で親族が施設に面会に訪れ、帰宅を促す等の可能性も考えられます。そのような事態に備えるため、市町村は施設長と連携の上、本条に基づき面会を制限することができます。

また、施設も、独自の施設管理権に基づき面会を拒絶することもできます。ただし、虐待対応における施設管理権による面会制限は施設の負担となるので、注意が必要です。原則として虐待対応における面会制限は行政責任で行うことが必要です。

面会を求める養護者等には必ずしも「高齢者と面会をする権利」があるものではないことを前提に、市町村の権限と施設管理権を活用し、市町村と施設が密接に連携したうえで保護場所の秘匿含め、慎重に対応する必要があります。

#### ○面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から高齢者への面会申し出があった場合には、担当職員は高齢者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、コアメンバー会議で面会の可否に関する判断を行います。その際には、高齢者の安全を最優先することが必要です。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市町村職員が同席するなど、状況に応じた対応が基本となります。

※当該高齢者虐待を行った養護者（虐待者）以外の者が面会を求めてきた場合の対応においても原則の考え方は同じです。

#### ○施設側の対応について

高齢者虐待防止法では、養介護施設長も面会を制限することができるかとありますが、その際には事前に市町村と協議を行うことが望ましいと考えられます。

入所施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対して、市町村職員に面会の要望について連絡し判断をおおぐ旨を伝え、施設単独での判断は避けるようにします。最終的な責任を負う市町村が判断し、施設は措置された高齢者の生活を支援するという考え方での役割分担が適切と考えられます。

#### ○契約入所や入院等の場合

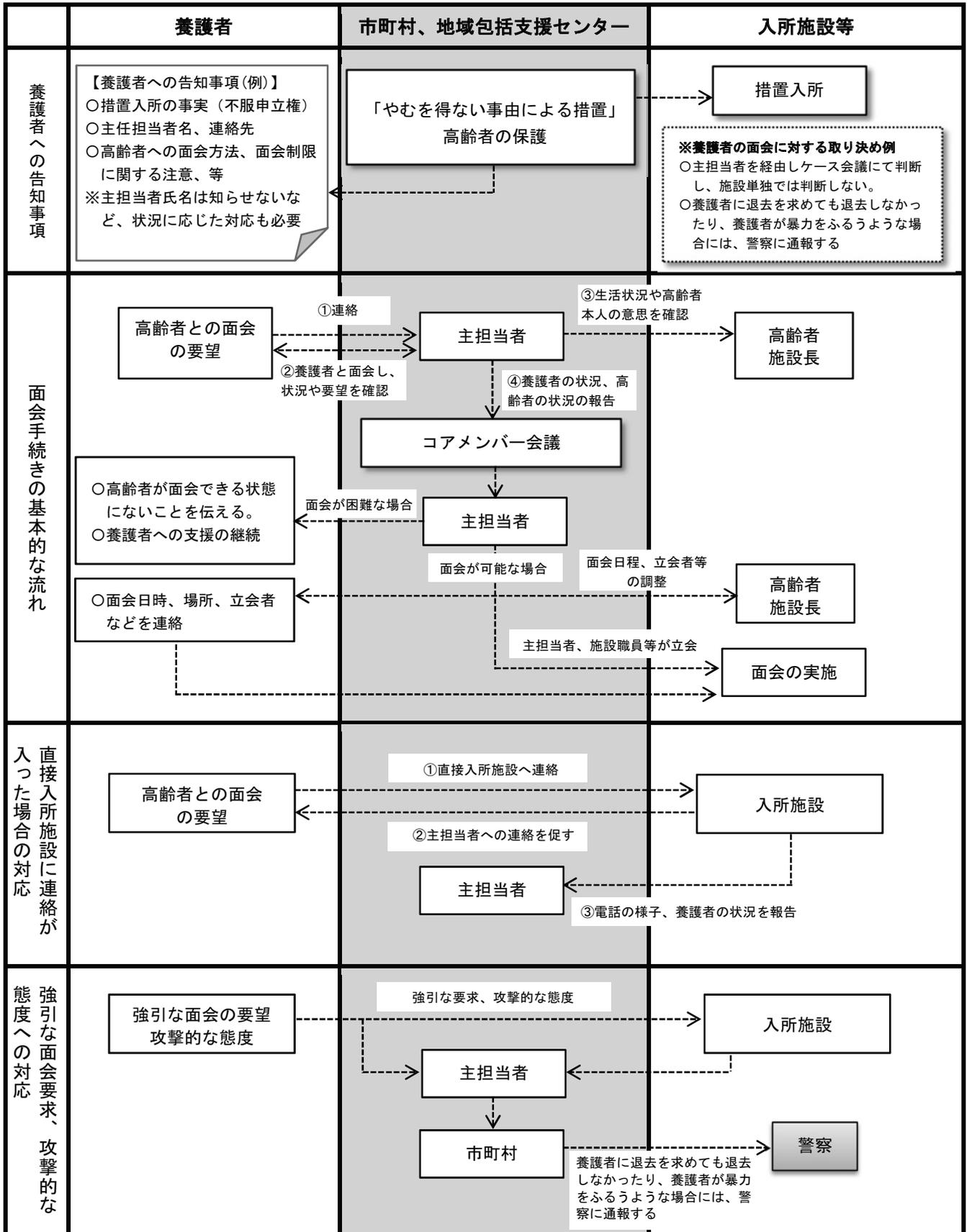
虐待を受けた高齢者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や医療機関に入院した場合には、高齢者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合でも、養護者と面会することによって高齢者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、前述の通り虐待対応の一環として、市町村と施設長が十分に協議し、一定の基準に従って施設管理権による面会制限を行うことができます。養護者に対して高齢者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することが必要となります。

※医療機関への入院の場合、施設への措置入所と異なり、面会制限の措置は行えません。このため、医療機関と相談し、ナースステーションに近い部屋にする、名札を表示しない等の対応を検討する必要があります。養護者が来院した場合は、市町村虐待担当者あてに連絡をもらう、面会時にはカーテンを開ける等、事例に応じた対応について、病院に協力依頼します。

（厚生労働省＜H30＞p62より）

## ②面会制限の基本的対応について

### 措置入所者の面会に関する基本的な対応



○高齢者虐待防止法では、面会の制限は「やむを得ない事由による措置」で保護した場合が対象となっていますが、契約による一時入所等の場合でも同様の対応が必要です。

(厚生労働省<H30>p64より)

## 対応の流れ



### (2) 面会制限の要否の判断

面会制限や高齢者の分離保護先を秘匿するかどうかの決定は、市町村の判断と責任で行います。高齢者虐待防止法においては、どのような場合に面会制限を行うことが適切かという要件は明記されていませんが、高齢者の生命や身体の安全確保のために必要かどうかを判断する上では、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や被害も考慮し、総合的に検討することが重要です。

また、面会制限が必要と判断した場合には、制限する期間を定め、見直す時期を定めておくことが必要です。

面会制限の要否は、やむを得ない事由による措置により特別養護老人ホームに入所を依頼することと直接的な関係があるため、措置の適用とともに、市町村担当部署の管理職が出席する会議で判断する必要があります。

#### 【参考】面会制限を行うことが望ましいと考えられる状況の例

- 保護した高齢者が施設的环境に慣れ、安心して、施設職員への信頼等が生まれるまでに一定の期間を要すると考えられる場合
- 情報の収集が不十分で、虐待に関する事実確認が不十分な場合や、養護者の反応や状況が把握できていない場合など、情報が揃うまでの一定期間
- 高齢者が養護者との面会を望んでいない、または面会することによって高齢者の心身に悪影響が及ぶと考えられる場合
- 養護者の過去の言動や、高齢者と養護者の関係性から、強引に高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合  
など

### (3) 面会制限中の対応についての検討

面会制限中も、養護者はさまざまな方法で、高齢者への接触を求めてくることが予想されます。

例えば、強引に高齢者を自宅に連れ戻そうとする（またはそのようなことが予測される）場合、高齢者や他の入所者、施設の職員に対して、養護者が暴力をふるったり、物を壊したりする（またはそのようなことが予測される）場合などに備え、市町村担当部署と施設は常に緊密に連携を取りあいながら、養護者が施設に現れた時点で市町村担当部署に連絡を入れる、警察に事前に連絡を入れる等の対応を協議しておくことが不可欠です。

### ③面会制限の解除

#### (4) 面会制限の解除の判断

面会制限の解除が可能かどうかの判断は、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討することが必要となります。これらの状況の評価は、評価会議で行います（74、103 ページ参照）。

以下に、面会制限の解除が可能と判断する際に確認すべきことを例示します。

#### 【参考】面会制限の解除が可能と判断する際に確認すべきこと

- 高齢者に、養護者との面会の意思があるか
- 高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているか（養護者の話題を出しても、話をそらしたり、怯えたり、不安がったりする様子がないか など）
- 養護者の態度や生活態度が改善できたと判断できる根拠があるか など

※特に「高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているかどうか」については、施設側と密に連絡をとって判断する必要があります。

#### (5) 面会制限解除後の面会方法の取り決め

面会制限の解除が可能と判断した場合、虐待対応ケース会議を開催し、高齢者と養護者が面会する際の要件や役割分担を虐待対応計画で定めます（91 ページ参照）。ただし、高齢者の安全を第一に考え、当初は市町村担当部署、地域包括支援センターの職員等の同席でかつ時間を制限して行うことから始めるなど、面会方法に工夫をすることが求められます。

面会することで養護者が態度を急変させる可能性もあるなどの理由で、保護場所を秘匿しておく必要があると判断する場合には、保護先の施設とは別の場所で一時的な面会を行い、高齢者や養護者の様子を観察しながら、次の段階へ進めるかどうかを判断することも必要になります。

以下に、高齢者と養護者の面会方法の例を示します。

#### 【参考】高齢者と養護者の面会方法の例

- 市町村担当部署、地域包括支援センターの職員等が同席する
- 面会時間を制限する
- 施設以外の場所で面会する など

（日本社会福祉士会手引き p 134～135より）

- 本人に「養護者とは会いたくない」という意思があるという場合には、原則、本人意思を尊重すべきであると考えられます。しかし、高齢者が亡くなった際には養護者に相続が発生するという関係であることも多いため、施設に逃がして面会制限をかけ、養護者に高齢者の居所を伝えないまま虐待対応を終結するということが難しいという場合もあります。  
よって、「面会制限は解除していく」という前提にたち、解除の過程を想定した上で、どのように面会制限をかけるか、それをどう伝えるかを検討していくと、見通しをもった支援を行うことができます。
- 面会制限の解除方法やそのプロセスは、個別事案によって違います。解除については、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、コアメンバーや関係機関を交えた会議において総合的に判断します。  
現状では、一時的な面会（利用施設以外の場所での面会、時間制限や職員立会いのもとでの面会等）を実施しながら、その都度評価を行い、段階的に解除していく等の工夫がされているところです。
- 「やむを得ない事由による措置」を解除した場合には、高齢者虐待防止法 13 条による面会制限も同時に解除されることとなるため、措置の解除時期については検討が必要です。（やむを得ない事由による措置の費用は応能負担で、成年後見人等が選任された場合には求償することができます。予算関係から措置解除を急ぐ必要はありません）  
もしも、措置解除後に面会制限が必要とされる場合には、どのように面会制限を継続するか（本人意思に基づく面会制限か、施設管理権に基づく面会制限か等）についても、検討しておくことが求められます。
- 「やむを得ない事由による措置」以外での入所等（介護老人保健施設利用、医療機関の入院等）の場合、施設管理権に基づく面会制限について施設の協力が得られないことがあります。  
現在、出入りしやすい施設利用（養護老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームの利用等）をする場合、面会制限をかけたとしても、高齢者の安全が確保されるかについて、不安が残る場合もあります。  
また、「やむを得ない事由による措置」であるにも関わらず、短期入所生活介護（措置ショート）利用の場合には、高齢者虐待防止法 13 条に基づく面会制限とすることができません。  
これらの課題が解決されるよう、法整備が進むことが望まれます。

※本報告書 p.91 「医療機関への緊急一時分離」参照

**（報告書 p107 より）**

面会制限に関するQ&A

**Q1：高齢者虐待防止法第13条は、虐待をした養護者の面会を制限していますが、養護者以外の親族に対しても面会を制限することはできますか。**

⇒ 老人ホーム等の施設を管理している施設長は、施設を管理する権限を有しており、その権限に基づいて誰に対しても施設自体あるいはその一部への立入りを拒否することができます。施設長の指示に反して施設に立ち上がったときは、建造物侵入罪に該当する可能性があります。

高齢者虐待防止法は、高齢者を保護するため、養護者と高齢者とを分離し、特別養護老人ホームなどに措置した場合、市町村長または施設長は、虐待をした養護者と高齢者との面会を制限することができることを規定しています（第13条）。

この規定は、虐待をした養護者を対象としており、それ以外の者については面会制限の対象にしていません。しかし、虐待をした養護者に頼まれた者が高齢者本人と面会することで、高齢者が精神的に苦痛を伴う可能性も考えられます。

そこで、施設長は、高齢者本人を保護するため、施設管理権に基づいて、施設内に入ることや高齢者の部屋への入室を拒否することができます。結果、そのような人々との面会を制限することができます。

ただし、面会制限の要否の判断は、市町村と施設長が十分協議をしたうえで、一定の基準に従ってなされるべきです。

**Q2：やむを得ない事由による措置を適用して高齢者を特別養護老人ホームに入所させた場合、養護者から高齢者が入所先の施設を教えるように要求されることがありますが、どのように対応したらよいでしょうか。**

⇒ 高齢者と血縁関係がある養護者であったとしても、個人情報保護法上は「他人」にあたります。養護者に対して高齢者の居場所を教える法的義務はありません。

養護者が面会に来る、あるいは連れ戻しに来る等の可能性がある場合、面会制限の解除の判断がなされるまでは、養護者に高齢者の居場所を教えるべきではありません。

**Q3：養護者や家族、親族が「身内だから」という理由で面会を強要してきた場合、合わせる必要がありますか。**

⇒ 養護者や家族、親族であることを理由に面会を求めても、高齢者が養護者等と面会することで、高齢者への悪影響が予測される場合、そのような法的権利はないことを説明することが重要です。

## 面会制限に関するQ&A

**Q4：高齢者虐待防止法に基づく面会制限をすることができない（「やむを得ない事由による措置」によらない）老人ホームに入居している高齢者について、その高齢者を連れ戻して虐待を加えるおそれのある養護者等の面会を制限することはできますか。**

⇒ 前述のとおり、施設長は、施設管理権を有しています。そのため、この施設管理権に基づいて、高齢者に対してさらに虐待をする可能性のある養護者等に対して、施設自体あるいは部屋への入りを拒否することができます。

その結果、措置に基づく入所だけではなく、契約により施設に入所した場合や病院に入院している場合など、高齢者虐待防止法第13条の適用がないケースでも、高齢者を保護するため親族などの面会を制限することが可能であると理解できます。

ただし、面会制限の要否の判断は、施設長が単独でするわけではありません。あくまで虐待対応の一環として、市町村と施設長が十分協議をしたうえで、一定の基準に従ってなされるべきです。例えば、高齢者が養護者に会いたいとの意向を有しているか否か、その意向はどのような判断に基づいたものか、養護者に面会させることにより、高齢者の精神的な動揺を招き、その後の施設での生活に混乱を来たさないか否かなどについて、市町村と施設とで検討する必要があります。

**Q5：養護者に高齢者の居場所を知られないようにするために、高齢者の住民票の閲覧・交付等を制限することはできますか。**

⇒ 住民基本台帳法第12条1項では、「住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付を請求することができる。」としていますが、同時に、「市町村長は、第一項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる」と規定しています（第12条第6項）。

この条項については限定的に解釈すべきであるとの見解もありますが、ドメスティック・バイオレンス（DV）の場合と同様に取り扱うことが可能です。これらを制限する規定を設けている市町村もあります。

そのような規定を設けている市町村では、高齢者への影響を避けるために居所を秘匿したり面会制限をする必要がある場合には、市町村に申請して住民票の閲覧・交付等を制限することが可能です。

また、高齢者が成年後見制度を活用している場合、介護保険サービスや後期高齢者医療制度の利用状況の郵送先を後見人等が指定する場所に変更することが可能かどうか、庁内関係部署に問い合わせをするなど、養護者に高齢者の居所が特定されないような配慮も望めます。

（日本社会福祉士会手引き p136～137より）

## 【参考】住民票の閲覧・交付制限、マイナンバーの不開示措置について

住民基本台帳事務処理要領における「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」の一部改正等について（意見照会）（平成24年8月10日付け自治行政局住民制度課から各都道府県住民基本台帳担当課あて事務連絡）に係る質疑応答について

### 1 総論

(問1) 住民基本台帳事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第6-10-ア-（ア）-Dは具体的にどのような者が対象となるのか。高齢者虐待の被害者も対象となるのか。

(答) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護のために措置に係る支援措置申出書の様式の変更と児童虐待等の被害者の支援措置の実施に関する留意点について（平成24年9月26日付け総行住第89号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳担当部長あて通知）中「2 留意点（2）」において具体的に想定される被害者等を例示していますが、事務処理要領第6-10-ア-（ア）-AからCまでに該当する被害者と異なり、一律に市町村が意見聴取等を行うことができる相談機関を明確にすることが困難です。したがって、同Dに該当するものとして支援措置を講ずるかかどうかは、市町村判断によるため、高齢者・障害者虐待の被害者を同Dに該当するものとして支援措置を講ずることは差し支えありません。

なお、同Dには、これまで各市町村において、上乘せにより個別の支援措置を行っている対象者が含まれることとなりますが、これを狭めるものではありません。

(問2) 事務処理要領第6-10-ア-（ア）-Dに該当すると申出があった場合、支援措置を行うかどうかの判断材料とするため、どのような機関に相談すればよいか。

(答) 事務処理要領第6-10-ア-（ア）の意見聴取等を行う場合は、申出者が既に相談している機関に対して行っていただくことを想定しています。また、次に掲げる被害者がどの機関に対しても相談をしていない場合には、次の相談機関を教示することが考えられますが、最寄りの相談機関と事前に調整した上で、教示することとしてください。なお、例示した相談機関は、必ずしも同（ア）の意見聴取等に応じるものとは限りませんので、ご注意ください。

被害者	相談機関（例）	参考
高齢者・障害者虐待による被害者	市町村（高齢者・障害者担当部局）	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成一七年法律第一二四号）第七条第1項等 障害者虐待の防止、障害者

		の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第七条第1項 等
犯罪行為による被害者	犯罪被害者等早期援助団体 全国被害者支援ネットワーク 日本司法支援センター法テラス	各相談機関ホームページ参照
交際相手からの暴力による被害者	配偶者暴力相談支援センター	
事務処理要領第6-10-ア-（ア）-Cに基づき支援を受けていて18歳に達した後も引き続き支援を必要とする被害者	婦人相談所【女性の場合】 その他、児童相談所等に相談機関を紹介してもらう。 ※なお、これまで相談を受けていた児童相談所から婦人相談所等につながってもらいたいことが望ましい。	
18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかった被害者	婦人相談所【女性の場合】	
以下、省略		

（「住民基本台帳事務処理要領における「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」の一部改正等について（意見照会）（平成24年8月10日付け自治行政局住民制度課から各都道府県住民基本台帳担当課あて事務連絡）に係る質疑応答について」 別添資料より一部抜粋）

○虐待等被害者に関わるマイナンバー制度の不開示措置

マイナンバー制度においては、虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」という。）を行うことができます。

（厚生労働省＜H30＞p67より）

### 【参考】民事保全法による接近禁止仮処分の申立

- 養護者支援を行っても虐待の解消・高齢者の権利擁護が見込めず、区市町村担当所管が何度話をして、虐待行為をやめない養護者への対応が求められる場合もあります。  
養護者が本人と別に住んでいる場合、養護者が本人宅に近づけないよう、本人や成年後見等による民事保全法上の接近禁止仮処分の申立てを行うことが可能です

(報告書p86より一部抜粋)

#### (民事保全法)

第二十三条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

3 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。

4 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。



## 第13章

### 成年後見制度の活用

### 3) 成年後見制度の市町村長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町村申立」といいます。）を行うことが規定されています（第9条）。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し支援するために有効ですが、周知がされていない、利用につなげるための取組が積極的に行われていない等の理由により制度の利用は十分とはいえませんでした。こうした点を踏まえ、高齢者虐待防止法には、都道府県や市町村が成年後見制度の周知・普及を図ることも規定されています（第28条）。

市町村長申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りることから迅速な申立が可能です（ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われなことが基本となります。）。

成年後見制度の活用が必要と判断した場合は、速やかに、市町村長申立ての準備に入ります。

緊急性が高いと判断される場合は、審判前に本人の財産を保全したり、本人が不利益行為を行った時に取り消し権を行使するなど、審判前の保全処分を検討することも有効です。

※保全処分にあたっては、①審判開始の蓋然性があること。②保全の必要性があることの二つが要件となりますので、本案申立書や後見相当であることがわかる診断書や、早急に財産管理人をつける必要がある実態を記したケース記録等を添付して直ちに申立を実施します。

虐待事案における市町村長申立にあたっては、高齢者の居場所を秘匿する必要がある場合は、「非開示の申出書」を添付することに留意します。親族が申し立てに反対した場合でも、高齢者の権利を保護することを優先します。

都道府県社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じていたり判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業も実施されています。

これらの制度の活用も念頭に置いた支援策の検討が必要です。

#### 市町村長申立てについて

成年後見の申立ては、本人や4親等以内の親族が行うことが原則ですが、市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができます（老人福祉法第32条）。

市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています（ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われなことが基本となります）。なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申し立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

出典：「地域包括支援センター業務マニュアル」

(厚生労働省<H30>p65より)

- 成年後見制度活用については、(社)日本社会福祉士会編(2011)「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」,中央法規 p.141～144 に掲載されており、参考にすることができます。
- 成年後見制度の区市町村長申立てを行う際には、2親等内親族の意向調査で足りることが示されています(平成17年7月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長等連名通知障発第0729001号・障精発第0729001号・老計発第0729001号「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について参照)。これは「申立てを行う意思があるかどうか」の意向を聞くものであり、「区市町村長申立てをしていいかどうか」承諾をとるものではありません。よって、養護者や親族の反対があったとしても、必要な場合には区市町村長申立てを行うこととなります。  
なお、この意向調査は法的に区市町村に義務づけられているものではないため、例えば意向調査を行うことが養護者を刺激し、本人への権利侵害を助長することが想定される場合には、養護者への意向調査を行わずに申立てることもできます。
- 申立て後は原則、家庭裁判所による親族への意向調査(「本人が成年後見制度を利用することについて」「候補者について」)が行われることとなります。この家庭裁判所による意向調査についても、個別事案に即して調査実施の有無が決定されます。区市町村が、家庭裁判所に事案の状況をよく説明し、相談しながら申立てを行うことがポイントとなります。
- 成年後見制度活用については、国からの事務連絡でも毎年触れられていますが、高齢者虐待対応での区市町村長申立については、親族(2親等)がいても速やかに行うよう、国による周知が必要であると考えます。
- 区市町村による養護者への意向調査や、家庭裁判所による養護者への意向調査が省略されたとしても、養護者はいずれ区市町村長申立てや成年後見人等の選任の事実を知ることになります。  
この前提にたち、区市町村長申立てや成年後見人等選任について怒りをもった養護者が、本人へ危害を加える可能性があるか否かについて、検討しておく必要があります。本人の安全・安心の確保、財産の保全について考え、「やむを得ない事由による措置」「面会制限」「審判前の保全処分の申立て」についても検討することが、求められています。

(報告書 p109 より一部改変)

### 【早急に成年後見制度活用が必要と思われる状況例】

認知症等により本人の判断能力に低下があり、高齢者虐待を受けている事案の場合には、本人保護の観点から成年後見制度を利用すべきである。特に下記のような場合は、成年後見制度の利用について養護者が反対であっても早急な検討が必要である。

- ▶ 本人の支援について親族間で意見の対立があり、必要なサービスの利用等ができない場合
- ▶ 養護者に代わる家族・親族がいない場合
- ▶ 養護者が拒否するなどその存在が本人に対する医療・介護サービス提供の障害要因となっていて、十分な支援ができていない場合
- ▶ 本人の収入・財産を管理している養護者等において適切な管理が期待できない場合。
- ▶ その他本人について適切な判断を要する支援者が必要な場合

(報告書 p 108より)

#### (4) 成年後見制度利用支援事業の活用

経済的虐待を受けている場合などは、高齢者の資産から成年後見人等への報酬支払いを確保することが困難ですので、介護保険制度の任意事業である「成年後見制度利用支援事業」によって報酬助成を行えるような環境を整備することが重要です。

「成年後見制度利用支援事業」は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から制度を利用できないといった事態を防ぐことを目的とするものです。そのため、以下のような事業内容が例として示されています。

#### 【参考】成年後見制度利用支援事業の例

- 申立費用、後見人等報酬等に対する助成
  - ・申立費用
  - ・登記印紙代、鑑定費用、後見人・保佐人等の報酬等
- 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
  - ・パンフレットの作成・配布（印刷製本費、役務費、委託料等）
  - ・説明会・相談会の開催（諸謝金、旅費、会場借上費等）

なお、成年後見制度利用支援事業の補助対象者については、「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」（平成20年10月24日、厚生労働省老健局計画課長）事務連絡において、「成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。」との見解が示されています。この趣旨を踏まえ、市町村においては成年後見制度利用支援事業の利用促進に努めるべきです。

(日本社会福祉士会手引き p 140 より)

## 利用者のイメージ

### 補助

(判断能力が不十分)

(例えば)

- 重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、適切にできるかどうか危惧がある人

### 保佐

(判断能力が著しく不十分)

(例えば)

- 日常の買い物程度は自分でできるが、重要な財産行為は、自分では適切に行えず、常に他人の援助を受ける必要がある人

### 後見

(判断能力が欠けているのが通常の状態)

(例えば)

- 通常は、日常の買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある人
- ごく日常的な事柄(家族の名前、自分の居場所等)が分からなくなっている人
- 完全な植物状態(遷延性意識障害の状態)にある人

## 類型ごとの支援内容

	補助	保佐	後見
判断能力	不十分	著しく不十分	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為(※1)	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	・借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為 ・申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
代理できる行為(※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 日常生活に関する行為(日用品の購入など)は取り消すことができない

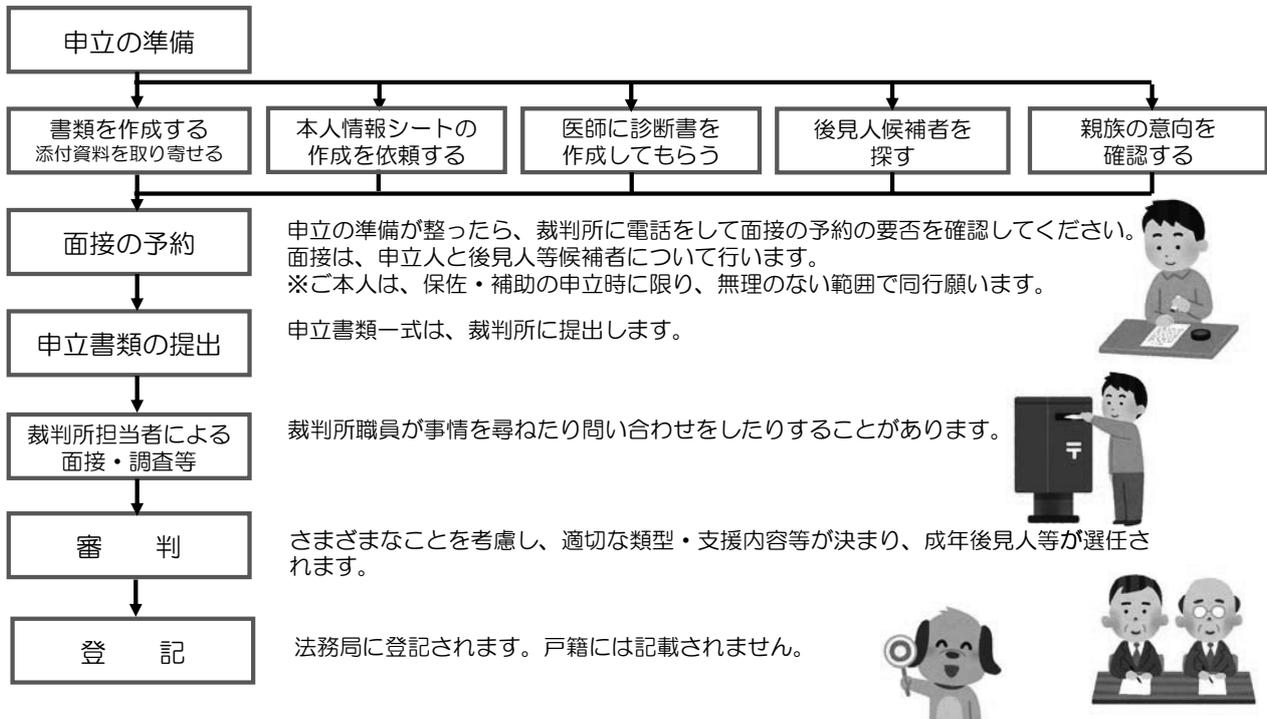
※2 民法13条1項記載の行為の一部に限られる

※3 居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要

(出典)「令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修、基礎研修 講義⑤ 西川浩之氏資料より引用」

# 手続きの流れ



(出典) 「令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修、基礎研修 講義と演習⑨ 住田敦子氏資料より引用」

(参考) 非弁行為・非司行為について

- 後見開始の審判等に係る申立書の作成・提出等を業として行うことができるのは、弁護士、司法書士に限られる(弁護士法第72条、司法書士法第73条参照)。
- これに違反した場合は、刑事罰の対象となり得る。

(出典) 「令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修、基礎研修 講義⑤ 西川浩之氏資料より引用」

## 申立人と手続きについて

- 申立人が書類を作成し、申立に必要な費用を支払う(後見人等選任後に本人へ求償できるとしても、一時的に立て替えることになる)
- 書類作成ができない場合は、弁護士や司法書士に費用を支払い、書類作成を依頼することができる。
- 申立人が民事法律扶助の適用となるような場合には、民事法律扶助を使って、書類作成を依頼することができる。

### 中核機関が行う申立手続き支援について

- 非弁行為、非司行為に注意
- 親族や本人がする「一回限り」の申立行為を、事実行為について、中核機関や包括などが「支援」、つまり「手伝う」ことは(しかも無償)、全く弁護士法にも司法書士法にも反しない。
- 司法書士による申立書類の作成、弁護士による申立代理に委ねるのは、そうしないと申立ができないような課題がある場合と考えられる。
- 協議会でしっかりと中核機関の役割について、認識を共有していくことがポイントとなる。

※中核機関が行う申立手続き支援の説明だが、委託地域包括支援センターが申立てを「手伝う」場合についても、基本的視点は同じと考えられるため参考に引用する

(出典) 「令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修、応用研修 講義と演習③ 川端伸子氏資料より引用」

### 5.3 権利擁護支援の地域連携ネットワークと地域包括支援センターの役割

基本計画のポイントの一つに、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」があげられています。権利擁護支援の地域連携ネットワークは、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築」を目的としており、地域の法律職を含む専門職との「協議会」、このコーディネートを行う「中核機関」によって、本人を後見人等とともに見守り支える「チーム」による支援を行おうとしています。

**中核機関の担うべき具体的機能**

- ▶ 広報機能
- ▶ 相談機能
- ▶ 成年後見制度利用促進機能
  - 受任者調整（マッチング）等の支援
  - 担い手の育成・活動の促進（市民後見人の養成や法人後見実施）
  - 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ▶ 後見人等支援機能
- ▶ 不正防止効果（チームによる見守り）

出典：内閣府作成「成年後見制度利用促進基本計画」

これらは、包括センターの権利擁護業務や、すでに構築しているネットワーク機能と重なる部分があります。「基本計画」では中核機関の担う機能をいくつかの組織の分散することも可能であること、機能強化型地域包括支援センターの活用にも言及されています。自身の市町村の「成年後見制度利用促進基本計画」策定の状況、内容を確認し、包括センターの役割を確認しておくことが大切です。

### 5.4 ニーズ把握と見守り

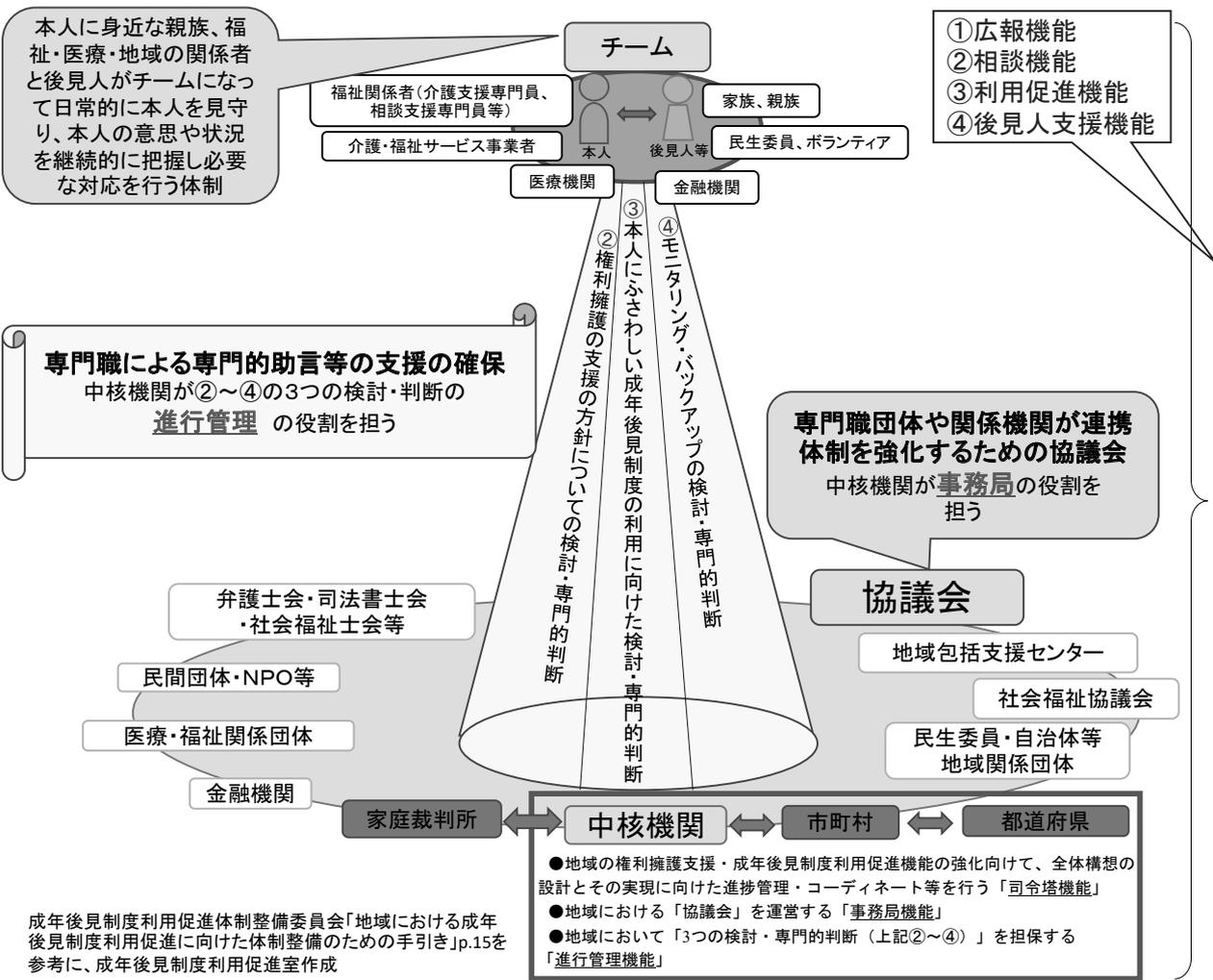
包括センターが中核機関の機能を担わない場合でも、包括センターは、その業務のなかで「成年後見制度活用の必要な人への気づき」と「メリットが感じられるような制度説明によるつなぎ」を行うことが求められます。また、市町村長申立てを検討する場に、本人の生活状況や今までの支援の経過等をまとめて提出する役割も果たすことになります。

さらに、今後、補助類型、保佐類型での制度活用が進むなかでは、後見人等による支援を受けながら地域での生活を継続する高齢者が増加することが見込まれます。後見人等とともに、介護支援専門員等介護サービス事業者が本人を支えるチームとなるよう、包括的継続的ケアマネジメント支援業務でのかわりを行ったり、在宅生活で消費者被害に遭ってしまった場合の権利擁護業務でのかわりを行うことがあります。後見人等選任後もかわりがあることも理解したうえで、中核機関との適切な連携が求められます。

出典：「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」（平成30年6月）一般財団法人長寿社会開発センター，p209-210

# 権利擁護支援の 地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み  
 ※中核機関が全体構想の設計・実現の司令塔の役割を担う



本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

専門職による専門的助言等の支援の確保  
 中核機関が②～④の3つの検討・判断の進行管理の役割を担う

専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会  
 中核機関が事務局の役割を担う

- 司令塔機能
- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
  - 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
  - 地域において「3つの検討・専門的判断（上記②～④）」を担保する「進行管理機能」

成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.15を参考に、成年後見制度利用促進室作成

## 日常生活自立支援事業

令和元年度予算：生活困窮者自立支援法等関係予算438億円の内数

### <目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

### <実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。(平成29年度末現在の基幹的社協等は1,344カ所(補助率)1/2)

### <事業の対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。(平成29年度末実利用者数は53,484人)

### <援助内容>

① 福祉サービスの利用援助

② 苦情解決制度の利用援助

③ 住宅改造、居住家屋の賃借、

日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等

④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。  
(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

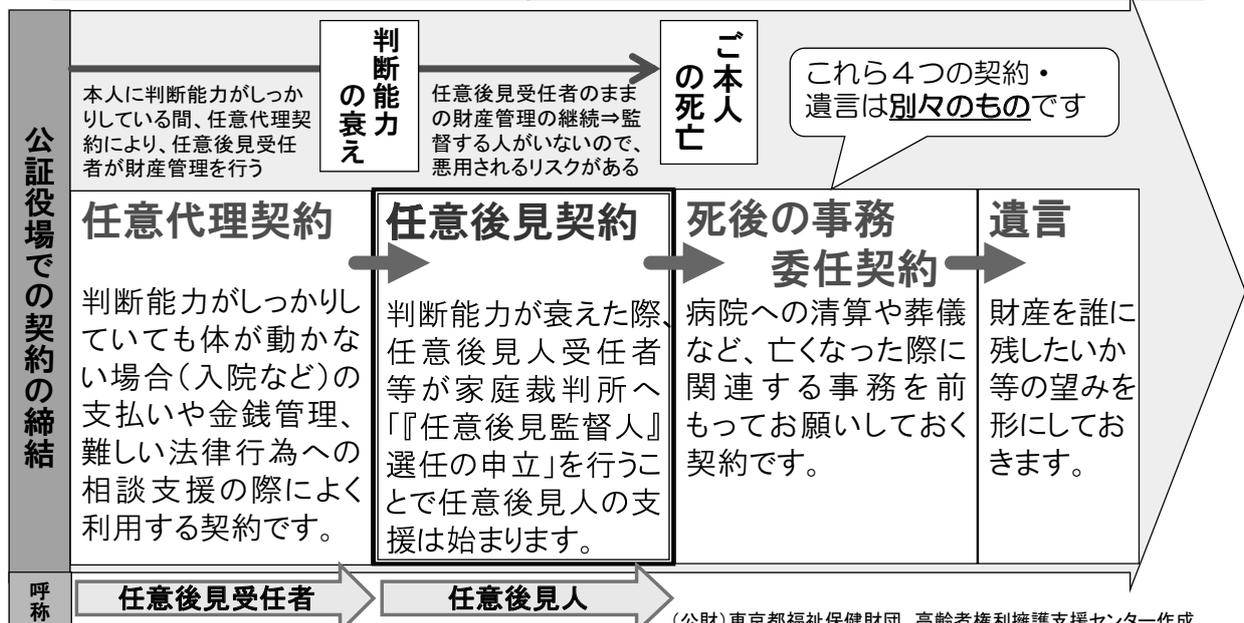
実利用者数(人)	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
	23,414	12,596	14,640	2,834	53,484
	43.8%	23.6%	27.4%	5.3%	100.0%

(出典)「令和元年度成年後見制度利用促進体制整備研修、基礎研修 講義6 川端伸子氏資料より引用」

## 任意後見制度について

**注意!** 「ご本人の判断能力が衰えても任意後見監督人選任申立を行わずに金銭管理の任意代理契約のまま財産管理を行う」という形での悪用例が出ています。詳しくは東京都福祉保健局URL参照「任意後見制度に関する悪質な犯罪行為にご注意ください」

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/sodan/kouken/kouken\\_kakki.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/sodan/kouken/kouken_kakki.html)



成年後見制度の活用に関するQ&A

**Q1：高齢者の住民票と居住地が異なる場合、市町村長申立てはどちらの自治体を実施するのが適切でしょうか。**

⇒ 市町村長申立てについては、「高齢者の実態を最も良く把握している市町村が、通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定している。」（「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び成年後見制度利用支援事業に関するQ&Aについて（平成 12 年 7 月 3 日事務連絡）」のQ1回答を援用させて解釈）ことから、高齢者が現に居住している市町村長が申立ての必要性を判断し、実施することになります。

**Q2：やむを得ない事由による措置で施設に入所した高齢者に、成年後見人等が選任された場合、措置はどのように取り扱うことになりますか。**

⇒ 「やむを得ない事由による措置」で入所した高齢者に成年後見人等が選任され、やむを得ない事由が解消されたと判断できた場合、やむを得ない事由による措置は解除され、成年後見人等の契約による入所に切り替えます。ただし、後見人等が選任されても、面会制限を継続する必要がある場合などは、やむを得ない事由による措置は解除できません。

また、後見人等が選任されたことをもって、市町村が行ってきた虐待対応が終結するわけではありません。虐待対応を終結するかどうかの判断は、評価会議を開催して検討する必要がありますが、終結と評価できない場合、後見人が選任されても、市町村による虐待対応は継続します。

後見人等が選任された後、市町村は後見人等から「やむを得ない事由による措置」により受けた費用を徴収します（老人福祉法に基づく措置に対する「費用徴収」）。なお、生活保護受給者の場合は費用の徴収はされません。

**Q3：治療が必要であるにもかかわらず、高齢者本人や家族親族が治療を受けいれていない等の場合、どのように対応すればよいでしょうか。**

⇒ 高齢者に判断能力がある場合には、高齢者に対して治療を受けるように説得することになります。他方、高齢者に判断能力がない場合には、成年後見制度の活用を検討し、成年後見の審判確定後に、後見人等が法定代理人として医療機関と医療契約を締結して受診することが考えられます。

なお、後見人等には、手術等の医療行為についての同意権はないことに注意が必要です。

**Q4：成年後見制度利用支援事業が予算化されていない場合、どのようにしたらいいでしょうか。**

⇒ 本人による申立てが可能な場合で、弁護士等が申立代理人となる場合、日本司法支援センター（「法テラス」）が行っている民事法律扶助による援助により、申立費用（申立手数料、登記手数料、鑑定費用等。報酬は含まない。）の全額立替払いを受けることができます。

（日本社会福祉士会手引きp141より）

### 虐待対応における成年後見人等の役割の整理

#### 福祉や医療サービス等の利用契約

- 措置から契約への切り替え時期をどうするか？（行政と相談）
- 措置が解除された時の面会制限は？
- 面会を再開するにあたり何に気をつけたらいいのか？
- 成年後見人等以外の面会の方法について施設等にどのようなことを依頼しておくのか？
- 住民票の異動は、すべきか、いつすべきか？
- 身元保証人や緊急連絡先は誰にするのか？
- 成年被後見人等の死亡時の連絡先は誰にするのか？
- 外部からの面会者に対する施設の対応について、何をどのように施設に依頼したらいいのか？
- 本人あての郵便物の取り扱いについて施設等にどのように依頼しておくのか？

#### 財産・金銭の確保と管理

- 新たな口座の開設
- 年金機構への届出
- 金融機関への届出
- 金融機関、証券会社、生命保険・損害保険会社への問い合わせ
- 公証役場などへの問い合わせ

#### 親族との関係の構築

- 主となる親族に対して成年後見人等が選任されたことについての連絡は？  
行政との役割分担は？
- 過去に虐待をしていた養護者との接触は？
- 虐待をしている養護者との接触は？
- 成年被後見人等と虐待者との面会をどうするか？  
望んだ場合望まない場合
- 虐待者に経済的援助が必要な場合は？  
成年被後見人等の財産に余裕がある場合とない場合

#### 行政等との連携

- 養護者、関係者、虐待養護者との連絡調整
- 生活保護の申請
- 生活保護受給中、あるいは新たに申請するための世帯分離
- 虐待者に成年被後見人等の居所を知られないための課題～住民票の問題
- 各種手続き、届出書類の郵送先の確認
- 成年後見制度利用支援事業の利用
- 警察との連携
- 弁護士・司法書士等司法関係者との連携

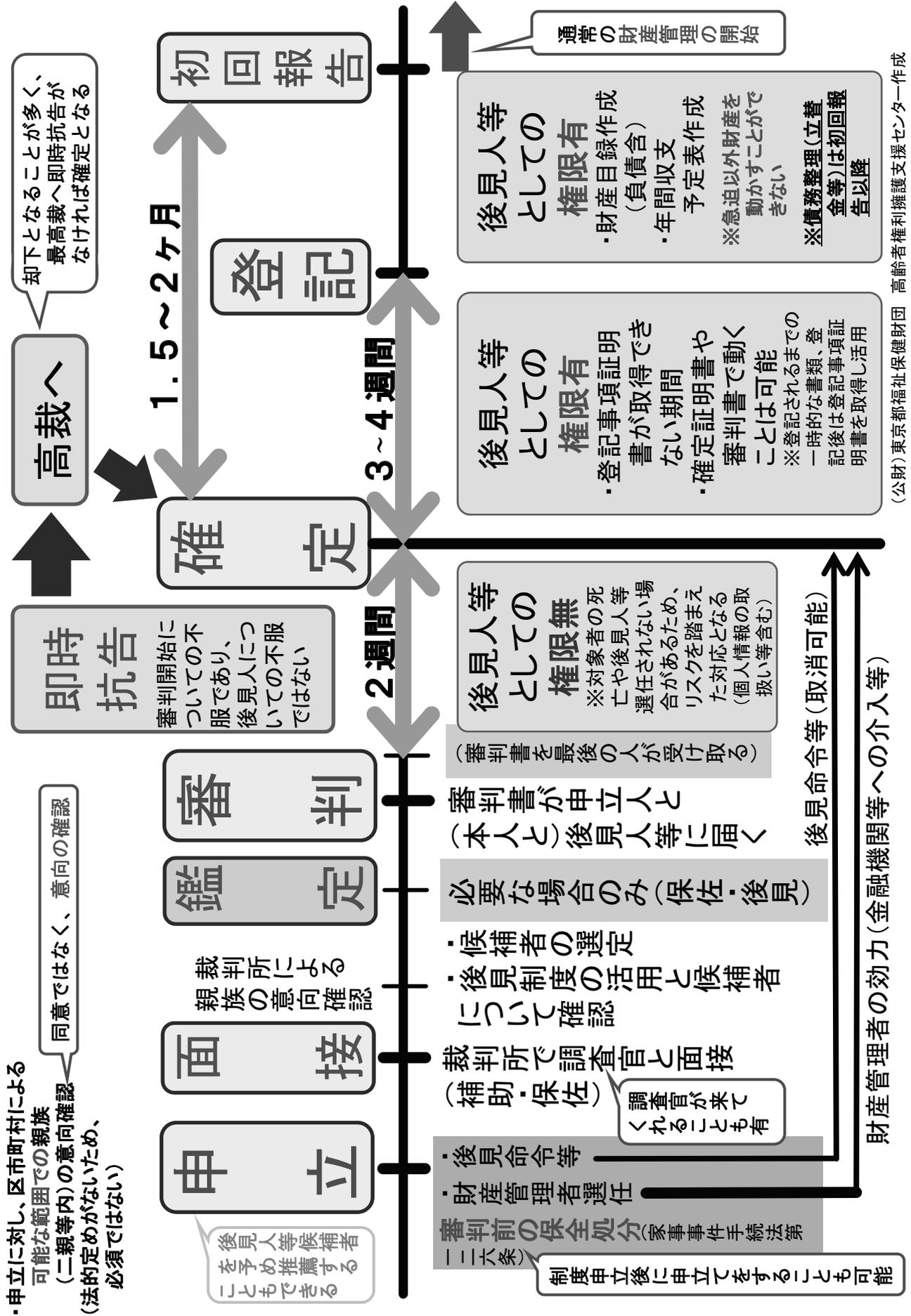
【参考】権利擁護システムの全体像

権利擁護システムの全体像～日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い～

		成年後見制度	
		任意後見制度	法定後見制度
		補佐	
		補助	後見
日常生活自立支援事業 (旧地域福祉権利擁護事業)	任意後見制度	成年後見制度	後見
概要	判断能力の低下がない時に、予め任意後見を依頼したい人と、依頼したい内容を決めて、契約を交わしておく制度	判断能力の低下がある時に、家庭裁判所に申立てを行い、選任された成年後見人等が、身上配慮義務・意思尊重義務に従って、身上監護と財産管理を行うもの 契約の意思表示等ができなくても、活用することができる制度	判断能力の低下がある時に、家庭裁判所に申立てを行い、選任された成年後見人等が、身上配慮義務・意思尊重義務に従って、身上監護と財産管理を行うもの 契約の意思表示等ができなくても、活用することができる制度
対象者 (認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)	判断能力の低下があり日常生活に支障があるものの、本事業のサービスの利用契約について理解できる者	契約時、判断能力の低下がなく、しっかりと自身の意思・希望を表すことができる者	判断能力が著しく不十分で、日常的な買い物程度は一人でできるが、金銭の貸借や不動産の売買等、重要な財産行為は一人でできない者
担い手・機関	都道府県社会福祉協議会等と契約し、市区町村社会福祉協議会がサービス提供	法律が任務に適さないと定めている人以外で、親族、友人、専門家といった個人や法人	親族や専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)などの個人 社会福祉協議会など法人格を持つ団体・組織の他に市民後見人などがあり、家庭裁判所が選任する
担い手の呼称	履行補助者として専門員、生活支援員	任意後見発効前は任意後見受任者、発効後は、任意後見人という	補助人という 保佐人という 成年後見人という
開始	本人、関係者・機関、家族等が社会福祉協議会の窓口へ申込	本人と任意後見受任者が、公証役場にて、公正証書により契約	申立てのできる者(申立権者：本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長等)が家庭裁判所に申立てる(「補助・保佐・後見開始の審判の請求」という)
開始の時点	制度利用への本人の意思が必要 契約締結により開始	制度利用への本人の意思が必要 判断能力が低下してから家庭裁判所に「任意後見監督人選任申立」を行い、監督人が選任されると開始	制度利用への本人の同意が必要 制度利用への本人の同意は不要 家庭裁判所の審判の確定により開始
確認・診断・鑑定	「契約締結判定ガイドライン」により契約の意思確認が困難な場合、契約締結審査会で審査	契約時に公証人が本人と直接面接し判断能力と意思を確認(定められた基準等はない)。発効には要診断書	申立時に診断書(家庭裁判所提出用の所定の様式)を提出
付与される権限	なし なし(預金払い出しの限定的代理のみ許されている場合がある)	なし 任意後見契約に基づく	鑑定 原則不要 同意行為目録(一覽)のうち、申立ての際、本人が同意したものに付与される 代理行為目録(一覽)のうち、申立ての際に本人が同意したものに付与される 申立ての際に本人が同意したものに付与される
料金・報酬	手続費用は不要 利用するサービスに従って定められた料金を支払う	①公証人への手数料、原案作成料他 ②監督人選任申立て時に申立て費用 ③任意後見人と任意後見監督人の双方に報酬が発生	日用品の購入等日常生活に関する行為を除き、取消権が自動的に付与される 財産に関する包括的代理権が付与される
本人の場所	在宅が基本	本人の居場所は不問	本人の居場所は不問

※同意権・取消権…本人が行った契約について、補助人・保佐人が同意した場合には契約が成立、取消した場合に契約が無効となるという権限 (公社)あい権利擁護支援ネットワーク作成

# 成年後見制度の申立から後見業務開始までの流れ（区市町村申立の場合）



(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成



## 第14章

# 個人情報の取り扱い

### 個別ケース会議での情報の取扱い

- 個別ケース会議では、高齢者虐待対応に協力する者に対して課せられる「守秘義務」（高齢者虐待防止法 17 条 2 項）、「罰則」（同法 29 条）についても周知し、関係機関の情報管理の意識を高めておく必要があります。また、通報者を特定させる情報については、取り扱いに特に注意が必要です（同法 8 条）。支援計画書にもこれらの守秘義務と罰則等の注意書きを入れておく等、工夫を行うことが考えられます。
- その上で、情報が漏れることもあることを意識して、個別ケース会議で共有すべき情報について考えておく必要があります。例えばケース会議前にコアメンバーで、ケース会議で共有すべき情報、共有すべきではない情報について精査しておく等の準備が考えられます。

例：高齢者を措置し、面会制限をかける等、高齢者の居場所を秘匿する場合、居宅支援に関わっていた関係機関に対して、「やむを得ない事由による措置を行う」という事実は伝えたとしても、措置先の施設名は伝えない。配布資料や支援計画書に措置先の施設名を書かない。

（報告書 p68 より）

### 地域ケア会議での情報の取扱い

- 「守秘義務と情報漏えい」の観点からの留意点
    - 高齢者虐待対応に関係しない、関係する可能性がない関係者と事例共有することはできない
    - 関係しない人、関係する可能性がない関係者が参加する地域ケア会議において、虐待対応の検討を行うことは適切ではない
- ⇒高齢者虐待防止法第 29 条の違反として、刑事罰を受ける可能性あり

（高齢者権利擁護支援センター作成研修資料より）

#### 高齢者虐待防止法

**第十六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

**第十七条** 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

**第二十九条** 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

※個人情報保護法の例外規定については、お役立ち帳第3章 p. 31参照

高齢者虐待防止法第 17 条第 2 項「正当な理由」に関する考え方の参考例

(～子ども虐待における考え方より～)

第 1 章 子ども虐待の援助に関する基本事項

6. 守秘義務について

(1) 児童相談所職員及び市町村職員の守秘義務について

児童相談所職員及び市町村職員の守秘義務についての規定をみると、児童福祉法第 61 条に「児童相談所において、相談、調査および判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らし（てはならない）」とあり、また地方公務員法第 34 条に「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」という規定がある。

したがって、児童相談所職員又は市町村職員が職務上知り得た情報を第三者に提供することは、正当な理由がないかぎり（地方公務員法にはこの言葉はないが同様に解されている）、守秘義務に違反し、刑事処罰の対象になる。

そこで「正当な理由」の意味が問題となるが、[1]他の法律で（提供することが）義務とされている場合、[2]本人の承諾がある場合、[3]他人の正当な利益を保護することとの比較において、秘密を提供する方が重要である場合、と解されている。

医療関係者や公務員が、職務上知った虐待の事実を児童相談所へ通告しても守秘義務違反にならないのは、[1]の理由、すなわち児童福祉法第 25 条の通告義務を果たすことになるからである。

しかし、現実には守秘義務違反に当たるのではないかと通告者が躊躇することがあり得たことから、児童虐待防止法第 6 条において児童虐待を発見した者が児童相談所に通告することは守秘義務違反に当たらないことを法律上明記し、躊躇なく通告を行うことを促進している。

一方、他の法律で（提供することが）義務とはされていない場合に児童相談所職員又は市町村職員が第三者へ情報を提供することについては、[3]の要件を満たせば、違反とはならない。例えば、施設入所措置に伴い子どもの養育に必要な情報を施設に提供する場合や家庭裁判所へ児童福祉法第 28 条による承認の申立て等をするための資料とする場合が、その典型であるが、虐待事例の解決のため、民間団体を含む関係機関へ情報を提供する場合も含まれる。

以下、略

(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」より一部抜粋)

## ②個人情報保護が必要な対応例

### ○住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

虐待した養護者から高齢者の身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、高齢者虐待の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」[住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第6項]があるものとして閲覧等が拒否されます。また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

### ○年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者は

①基礎年金番号を別の番号に変更する

②本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない

ことが可能です。

秘密保持の手続の要件として、支援機関等による証明書の提出を求めているため、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行うなどの対応をお願いします。

(厚生労働省<H30> p 67より)

### 【参考】 戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱い

DV被害者等から、市区町村長に対し、DV被害者等の住所等の記載がある届書等の記載事項証明書等においてDV被害者等の住所等が覚知されないよう配慮を求める旨の申入れがされている場合には、申入れがされたDV被害者等の住所等の記載がある届書に係るDV被害者等の住所等の記載部分については、原則として、戸籍法第48条第2項の「特別な事由」が認められないものとして取り扱うことが相当であることから、対象届書等の記載事項証明書等の請求があったときは、DV被害者等の住所等の記載が覚知されないよう適宜の方法で処置を施した上で、請求に応じるものとする。

(「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」平成24年3月23日法務省民事局民事第一課補佐官(戸籍担当)事務連絡より)

※例えば、被虐待高齢者に成年後見人等が選任された事例において、DV被害等の支援措置がなされており、被後見人等の住所等を秘匿する必要がある場合は、成年後見登記に関する証明書(登記事項証明書等)の扱いについて上記申入れを行うなど

## 第15章

# 居住の実態と住民票登録地が 異なる場合の対応

## ①居住実態と住民票がずれている場合の職務管掌について

### 〈居所の考え方に関する関係法令〉

#### 民法

第二十二條（住所） 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

第二十三條（居所） 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

住民票のある市町村と居住実態のある市町村がずれている場合の、虐待の通報・相談・届出を受けて事実確認を行う市町村について

### 「事実確認」

「高齢者虐待防止法」では、被虐待者についての住所に関する規定はない。このため、原則として通報等を受けた市町村が実施する。現実問題としては、他市町村内における虐待について有効な事実確認は行えるとは考えられず、結果、居住実態のある市町村へ通報し、通報等を受けた市町村が事実確認を行うと考えられる。

また、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚労省マニュアル）で、被虐待高齢者の住民票のある市町村ではなく、当該養介護施設所在地の市町村が対応することとしていることから、居住実態のある市町村が事実確認を行うべきと解釈できる。

住民票のある市町村と居住実態のある市町村がずれている場合の、老人福祉法における「やむを得ない事由による措置」及び「首長申立」等の市町村権限行使を行う市町村について

### 「やむを得ない事由による措置」

老人福祉法第5条の4第1項において、

「措置は、その65歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有さないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が」と規定されている。

この場合の「居住地」とは、

「老人の居住実態がある場所をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活をしていることが一時的な便宜のためであり、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等は、その場所を居住地として認定する」とされている。（「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」昭和62年1月31日社会局老人福祉課長通知）

このため、住民票の住所にかかわらず、居住実態がどうであるかを基本として判断すべきと考えられる。

例) たまたま親族宅で短期間過ごすうちに、養護者による虐待が発生した場合にあっては、住民票の住所地の市町村が措置すべきであり、また、生活実態は既に住民票のある市町村から別の市町村に移ってしまい、住民票のみが残っているような場合は、現在の居住地の市町村が措置すべきと考えられる（逆に、住民票は別の市町村に移っているが、生活実態は移っていない場合も、現在の居住地の市町村が措置すべきと考えられる）。

## 「首長申し立て」

根拠法令は老人福祉法であることから、上記「やむを得ない事由による措置」と同様に取り扱うべきものと考えられる。

また、申し立ての際の管轄家庭裁判所は、家事審判規則（昭和22年最規15号）第82条において、

「被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする」と規定されており、

「住所地」とは、民法第22条により、「各人の生活の本拠」とされているため、「やむを得ない事由による措置」と同様に扱うことができると解釈できる（家庭裁判所の判断は未確認）。<sup>i</sup>

（※ただし、特別養護老人ホーム等の施設入所者の場合、都内における申し立てに関する取扱いについては、いわゆる「東京ルール」がある。次ページ参照）

（※(社)日本社会福祉士会「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」p141「成年後見制度の活用に関するQ&A」のQ1<「お役立ち帳掲載p142掲載>においても、「高齢者が現に居住している市町村長が申し立ての必要性を判断し、実施することになります」と整理されている）

「住民票」は、民法上の住所との関係では、当該人の住所を規定するものではないという考え方が一般的である傾向もある。

**※いずれにしても、被虐待者高齢者及び養護者に対する有効な支援が行われることが重要であることから、被虐待高齢者の生活実態に即して、いずれの市町村が支援するのが適当かどうかが大前提であるといえる。**

【厚生労働省老健局計画課より確認】

平成21年7月1日

\*斜体文字部分は、高齢者権利擁護支援センターにおいて情報を補足

<sup>i</sup> 家庭裁判所の見解：以前、「家事関係機関と東京裁判所との連絡協議会」において、「市町村長申立においては、被後見人等の実態をよく把握している市町村が申立人になることが望ましい。住民票の有無によることは関係ない」という家庭裁判所としての見解があった。

**【参考】施設入所者への区市町村長による法定後見申立ての職務管掌(東京ルール)**

Q13 特養ホーム等の施設入所者で、区市町村による申立てが必要な状況になった場合、どこの区市町村長が申立てを行うのですか

申立てをどこの区市町村が行うべきかという問題です。

Q9で示したように申立てを行う裁判所については、本人の生活の本拠を管轄する家庭裁判所であることが定められていますが、どこの区市町村長が申し立てるのかという点については法令上の規定はありません。

この点について実務上は本人の状況（申立てが必要な状況）をよくわかっている区市町村長であればよいと解されています。

**都内における申立てに関する取扱いについては、施設所在地への集中を防ぐ意味からも、原則として以下のとおりとします。**

対象者	申立てを行う区市町村	例示
①措置入所者 (平成12年3月31日までの措置入所者で4月1日以降契約関係へ移行した者含む)	当該施設へ入所措置を行った区市町村長が取扱う <b>【措置取扱】</b>	A区措置→B市特養入所 ↓ この場合、B市を管轄する家裁にA区長が申立て
②介護保険制度による契約入所者	本人が加入する保険者たる区市町村長が取扱う <b>【保険者取扱】</b>	A区から契約→B市特養入所(保険はA区のまま) ↓ この場合、B市を管轄する家裁にA区長が申立て
③生活保護受給者	①②に優先して生活保護を適用している実施機関たる区市(町村)長が取扱う ただし、生活保護を適用している実施機関が都知事の場合は、優先しない <b>【生保取扱】</b>	A区から措置又は契約→B市特養入所(生保はF区) ↓ この場合、B市を管轄する家裁にF区長が申立て
④その他	①～③にあてはまらない場合、本人の現在の生活の本拠が所在する区市町村長が、取扱う <b>【現所在地取扱】</b>	

以上は原則であって、本人の状況をよく把握している区市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではありません。

(東京都福祉局編集『成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業の利用の手引き【改訂版】』2002、東京都社会福祉協議会 p49より引用) ※小嶋正著「身寄りのない高齢者への支援の手引き【改訂版】」東京都社会福祉協議会、2017. p66-67においても、同様の内容が記載されている

介護保険法（平成九年法律第百二十三号） 施行日：平成三十年四月一日

第六章 地域支援事業等（地域支援事業） 一部抜粋

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

（参考：住所地特例者に対する各サービスの実施主体）

サービス名	改正前	H27.4～	(参考)総合事業の実施を 猶予する場合
介護予防ケアマネジメント (旧制度：包括的支援事業)	保険者市町村	—	施設所在市町村
介護予防ケアマネジメント (新制度：総合事業)	—	施設所在市町村 ※国保連経由で財源調整	— ※国保連経由で財源調整
介護予防支援	保険者市町村	施設所在市町村 ※国保連に請求し保険者が 支払	施設所在市町村 ※国保連に請求し保険者 が支払
包括的支援事業	保険者市町村	施設所在市町村	施設所在市町村

(出典)「平成27年4月の改正介護保険法施行に係る住所地特例の取扱い（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）について」  
(平成27年2月27日厚生労働省老健局振興課事務連絡)より抜粋



# 第16章

## 参考

【参考】児童虐待防止法、DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の比較表

\* 高齢者及び障害者虐待防止法においては、「養護者による虐待」に係る部分の記載のみとした

	児童虐待防止法	DV防止法	高齢者虐待防止法	障害者虐待防止法
正式名称	児童虐待の防止等に関する法律	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
施行年	平成12年5月施行	平成13年4月施行	平成18年4月施行	平成24年10月施行
対象	児童：18歳に満たない者	被害者：配偶者からの暴力を受けた者 * 男女問わず、年齢制限なし	高齢者：65歳以上の者	障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者 * 障害者手帳未取得者を含む
虐待の主体	保護者：親権を行う者、現に監護する者「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」（第3条）	配偶者：事実婚、配偶者であった者を含む、生活の本拠を共にする（した）交際相手	養護者：高齢者を現に養護する者	養護者：障害者を現に養護する者 「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」（第3条）
虐待種別	身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待（しつけを名目とした虐待の防止第14条）面前DV、ボレノの被写体等を含む	暴力：身体的暴力、精神的暴力、性的暴力	身体的虐待、心理的虐待、放棄、放任、性的虐待、経済的虐待	身体的虐待、心理的虐待、放棄、放任、性的虐待、経済的虐待
対応責務	都道府県、政令指定都市・中核市（児童相談所）、市町村（子ども家庭総合支援拠点）	都道府県（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター） 市町村	市町村又はその委託を受けた地域包括支援センター	市町村（市町村障害者虐待防止センター） （都道府県障害者権利擁護センターは、使用者と福祉施設従事者による虐待のみ）
本人への対応	虐待を受けた児童などに対する支援（第13条2項） 家庭と同様の環境における児童の養育の推進（第4条第7項）	婦人相談員による相談（第4条）婦人保護施設における保護（第5条）、警察官による被害の防止と本部長等による援助（第8条・8条の2） 福祉事務所による自立支援（第8条の3）	高齢者への相談、指導、助言（第6条）	障害者への相談、指導、助言（第32条2項2号）
通報 本人 意思 尊重 との 関係	通報の段階に尊重の規定ない	「その者の意思を尊重するよう努めるものとする」（第6条の2）とし、通報の段階から意思尊重を明記	通報の段階に意思尊重の規定なし	通報の段階に意思尊重の規定なし
	虐待を行った保護者に対する指導（第11条） 入所等措置後の親子再構築支援（第13条の2）	当然に尊重	虐待対応の基本方針において、高齢者の尊重が謳われている	虐待対応の基本方針において、障害者の自立への支援が謳われている
虐待をした者への対応	警察署長への援助要請（第10条） * 一時保護（第8条2項） * 立入調査 再出頭要求 臨検 捜索等（第9条） * 面会・通信制限（第12条1項） * 接近禁止命令（第12条の4） * 親権停止・喪失制度の運用（第15条） * 里親委託・児童福祉施設への入所承認（第12条3項） 【*は家裁の関与有】	加害者への支援は明記なし	養護者への支援は法律名に明記 養護者への相談、指導、助言（第6条、第14条）	養護者への支援は法律名に明記 養護者への相談、指導、助言（第14条、第32条2項2号）
権限行使	平成20年4月改正：原相強化、解錠可。 平成24年4月民法改正：親権停止（最長2年） 平成28年6月児童福祉法等改正：児童の意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮される（第2条2項）、児童の保護者が児童育成の第一義的責任を負う（第2条2項） 児童が児童心理司等を配置（第12条）等新設 * 「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」参照	地裁による保護命令（第10条） ① 被害者への接近禁止 ② 被害者への電話等の禁止 ③ 被害者の同居の子への接近禁止 ④ 被害者の親族等への接近禁止 ⑤ 被害者と共に生活している住居からの退去等	成年後見の首長申立（第9条2項） 老人福祉法による措置（第9条2項・第10条） 立入調査（第11条） 警察署長に対する援助要請（第12条） 面会制限（第13条）	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法による措置（第9条2項） 成年後見の首長申立（第9条3項） 成年調査（第11条1項） 警察署長に対する援助要請（第12条） 面会の制限（第13条）
法改正 その他	平成25年7月改正：「生活の本拠を共にする（した）交際相手」追加 平成26年4月改正：「母子及び寡婦福祉法」⇒「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 平成28年6月母子及び父子並びに寡婦福祉法改正：母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加、母子父子自立支援員の非常勤規定削除等	平成25年7月改正：「生活の本拠を共にする（した）交際相手」追加 平成26年4月改正：「母子及び寡婦福祉法」⇒「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 平成28年6月母子及び父子並びに寡婦福祉法改正：母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加、母子父子自立支援員の非常勤規定削除等	平成30年4月介護保険制度改正により、立入調査の条文第11条第1項「市町村は、介護保険法第百十五條の四十六第二項の規定により…できる。」	平成25年4月施行「障害者総合支援法」 平成25年6月改正「障害者基本法」 平成26年1月批准「障害者の権利に関する条約」 平成28年4月施行「障害者差別解消法」等においても、障害の有無にかかわらず共生社会の実現、個人の尊厳の尊重等の権利擁護の推進が謳われている

「東京都高齢者権利擁護推進事業高齢者虐待事例分析検討委員会報告書」東京都福祉保健局（平成25年3月）P65より

（公財）東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター 一部改変（令和2年2月版）

## 障害者虐待防止法に関するQ&A

(他法との兼ね合い)

問 12 18歳未満の障害児を虐待した保護者又は65歳以上の高齢の障害者に虐待をした養護者に対して、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法をどのように適用したらよいか。また、障害者が配偶者から暴力を受けている場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律と、障害者虐待防止法をどのように適用したらよいか。

(答)

- 障害者虐待防止法は児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法との間で優先後の関係にはないため、状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになる。
- 例えば、障害児を虐待した保護者又は高齢の障害者に虐待を行った養護者に対して相談、指導、助言等の支援を行う場合など、障害福祉サービスの利用等が必要な場合には、障害者虐待防止法による支援を行うとともに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）又は高齢者虐待防止法に基づく支援の対象にもなると考える。
- また、障害者虐待を受けた65歳以上の高齢者を保護する場合、障害者支援施設が適当である場合は、障害者虐待防止法を適用する。
- 配偶者からの暴力については、配偶者からの防止及び被害者の保護に関する法律により対応することが適切な場合が多いと思われるが、被虐待者を保護するのに障害者福祉施設等が適切な場合などは、障害者虐待防止法による対応を併せて行うことが考えられる。

(出典) 平成24年11月21日厚生労働省社会・援護局保健福祉部 障害福祉課地域意向・障害児支援室 事務連絡「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」より一部抜粋

## 【参考2】 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所  年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所	
		障害者総合支援 法		介護保 険法等	児童福祉法					
		障害福 祉サー ビス事 業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等 ※3	障害児 相談支 援事業 所			
18歳未 満	児童虐待 防止法  ・被虐待 者支援 (都道府県) ※1	障害者虐 待防止法  ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法  ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県) ※4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	障害者虐 待防止法  ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法  ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)	
18歳以 上65歳 未満	障害者虐 待防止法  ・被虐待 者支 援 (市町村)			—	(20歳まで) ※2	【20歳まで】	—			—
65歳以 上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法  ・被虐待 者支 援 (市町村)			高齢者虐 待防止法  ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	—	—			—

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

(出典) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」(平成30年6月) p8より抜粋

## 高齢者虐待及び権利擁護業務に関する関係通知等一覧

No	通知名・日付文章番号・発信者	名宛人
1	老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について（昭和 62 年 1 月 31 日厚生省社会局老人福祉課長通達 社老第 9 号）	各都道府県・指定都市民生主管部（局）長
2	老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q&A について（平成 12 年 7 月 3 日厚生労働省老健局計画課長事務連絡）	各都道府県、指定都市、中核市老人福祉担当課（室）長
3	「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について（平成 17 年 7 月 29 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長等連名通知 障障発第 0729001 号・障精発第 0729001 号・老計発第 0729001 号）	各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長
4	「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q&A について」の一部改正について（平成 17 年 7 月 29 日厚生労働省老健局計画課長事務連絡）	各都道府県、指定都市、中核市老人福祉担当課（室）長
5	「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」（平成 20 年 10 月 24 日厚生労働省老健局計画課長事務連絡）	各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長
6	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（平成 18 年 3 月 16 日警察庁生活安全局長等連名通知 警察庁丙生企発第 27 号・警察庁丙給厚発第 6 号・警察庁丙地発第 8 号・警察庁丙刑企発第 8 号）	各都道府県警察の長、庁内各局部課長、各附属機関の長、各地方機関の長
7	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 2 条第 5 項に基づく高齢者虐待の解釈について（平成 22 年 9 月 30 日厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知老推発第 0930 第 1 号）	各都道府県、指定都市、中核市高齢者虐待防止担当部（局）長
8	養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止について（平成 23 年 9 月 13 日厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡）	各都道府県、指定都市高齢者虐待防止担当（部）局
9	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の適切な運用について（平成 23 年 9 月 16 日厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡）	各都道府県、指定都市高齢者虐待防止担当（部）局
10	サービス付き高齢者向け住宅における虐待防止等の対応について（平成 24 年 1 月 4 日東京都福祉保健局高齢社会対策部長通知 23 福保高在 532 号） 高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針（平成 27 年 3 月 16 日 26 福保高在 688 号）	各区市町村高齢者権利擁護主管部長

No	通知名・日付文章番号・発信者	名宛人
11	DV 被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第 48 条第 2 項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて(平成 24 年 3 月 23 日法務省民事局民事第一課補佐官(戸籍担当)事務連絡)	法務局民事行政部戸籍課長、 地方法務局戸籍課長
12	高齢者虐待の防止に向けた取組について(平成 24 年 4 月 3 日厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡)	各都道府県、指定都市高齢者虐待防止担当(部)局長
13	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と児童虐待等の被害者の支援措置の実施に関する留意点について(平成 24 年 9 月 26 日総務省自治行政局住民制度課長通知 総行住第 89 号)	各都道府県住民基本台帳担当 部長
14	住民基本台帳事務処理要領等の一部改正について(平成 24 年 12 月 14 日 24 福保在第 660 号 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長)	各区市町村高齢福祉担当課長
15	国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令の施行について(平成 26 年 9 月 29 日厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知 年管発 0929 第 1 号)	日本年金機構理事長
16	市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について(平成 27 年 7 月 10 日老推発 0710 第 2 号 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知)	各都道府県高齢者保健福祉主 管部長
17	成年後見制度の利用の推進に関する法律の施行について(平成 28 年 5 月 16 日府成担第 2 号内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局長及び成年後見制度利用推進担当室長) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について(平成 29 年 3 月 24 日内閣府大臣官房成年後見制度利用促進担当室長通知 府成担第 5 号)	各都道府県知事
18	障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障発 0331 第 15 号)	各都道府県知事、指定都市市長、 中核市市長
19	DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の周知について(依頼)(平成 29 年 8 月 9 日 内閣官房番号制度推進室等連名事務連絡)	内閣府男女共同参画局推進課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課/社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課/老健局高齢者支援課
20	身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて(平成 30 年 4 月 27 日厚生労働省医政局医事課長通知 医政医発 0427 第 2 号)	各都道府県衛生主管部(局)長
21	認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインについて(平成 30 年 6 月 22 日厚生労働省老健局長通知 老発 0622 第 1 号)	各都道府県知事、指定都市市長

No	通知名・日付文章番号・発信者	名宛人
22	成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について(周知依頼)(平成31年3月18日厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室等連名事務連絡)	各都道府県 成年後見制度利用促進担当課
23	身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について(通知)(令和元年6月3日厚生労働省医政局総務課長通知 医政総発0603第1号)	各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長
24	「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について(周知依頼)(令和元年6月3日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長等連名通知 社援地発0603第1号・社援保発0603第2号・障障発0603第1号・老振発0603第1号)	各都道府県、指定都市、中核市関係主管部(局)長



# 資料編

平成十七年法律第百二十四号  
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一條-第五條)
  - 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六條-第十九條)
  - 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十條-第二十五條)
  - 第四章 雑則(第二十六條-第二十八條)
  - 第五章 罰則(第二十九條・第三十條)
- 附則
- 第一章 総則  
(目的)
- 第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとつて高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する支援を行うこと等により、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もつて高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。
- 第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。
- 第三条 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。
- 第四条 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 第五条 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
  - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
  - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 第六条 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 第七条 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五條の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九條第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年

- 法律第百二十三号)第八條第二十三項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同法第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五條の四・四六第六項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
  - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
  - ヘ 老人福祉法第五條の二第二項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八條第一項に規定する居宅サービス事業、同法第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同法第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八條の二第二項に規定する介護予防サービス事業、同法第三十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同法第三十六項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受け高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
  - 六 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受け障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。以下「障害者」とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。)
- (国及び地方公共団体の責務等)
- 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 第四条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第五条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- (国民の責務)
- 第六条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等的重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。
- (高齢者虐待の早期発見等)
- 第七条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものとはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出した者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七條第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七條第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第二十条の四第一項若しくは第二十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十二条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法百十五條の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に際し適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十二条第二項第三号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法百十五條の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待について迅速に対応することができよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七條第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七條第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七條第一

項若しくは第二項の規定による通報又は第九條第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

**第十八条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七條第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九條第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

**第十九条** 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

**2** 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置)

**第二十条** 養介護施設設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

**第二十一条** 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

**2** 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

**3** 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

**4** 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届出ることができ。

**5** 第十八條の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

**6** 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**7** 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第二十二条** 市町村は、前條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等

による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

**2** 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九條第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二條第一項の核都市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

**第二十三条** 市町村が第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前條第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

**第二十四条** 市町村が第二十一條第一項から第三項までの規定による通報若しくは同條第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二條第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設設置者又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

**第二十五条** 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

### 第四章 雑則

(調査研究)

**第二十六条** 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

**第二十七条** 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

**2** 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けをおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十三條の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

**第二十八条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにならなければならない。

### 第五章 罰則

**第二十九条** 第十七條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 正当な理由がなく、第十一條第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を



(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第二章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）、第四条、第六条及び第七十条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十二条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定）公布の日
- (検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第五十一条** この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七九号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

**第四条** この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二項第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二号」とする。

附 則（平成二六年六月二五五法律第八三号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

- 三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三條、第五十四條第三項、第五十四條の二、第五十四條の三第二項、第五十八條第一項、第六十八條第五項、第六十九條の三十四、第六十九條の三十八第二項、第六十九條の三十九第二項、第七十八條の二、第七十八條の十四第一項、第一百零五条の十二、第一百五條の二十二第二項及び第一百五條の四十五の改正規定、同法第

百十五條の四十五の次に十條を加える改正規定、同法第一百五條の四十六及び百十五條の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五條の四十八を同法第一百五條の四十九とし、同法第一百五條の四十七の次に一號を加える改正規定、同法第一百零八條、第一百二十二條の二、第二百二十三條第三項及び第二百二十四條第三項の改正規定、同法第二百二十四條の次に二號を加える改正規定、同法第二百六十一條第一項、第二百七十七條、第二百七十八條、第二百八十一條の見出し及び同条第一項、第四百零八條第二項、第四百二十二條及び第四百三十三條並びに第七百七十六條の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七百七十九條から第八百八十二條までの改正規定、同法第二百二條の次に一號を加える改正規定、同法第二百二條第一項、第二百三條及び第二百五十五條並びに附則第九條第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一號を加える改正規定、第七條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九條及び第十條の規定、第十二條の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三條及び第十四條の規定、第十五條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七條の規定、第十八條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九條の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第七項、第九条から第十七条まで、第十三條（ただし書を除く。）、第三十三條から第三十九條まで、第二十八條、第三十條、第三十二條第一項、第三十三條から第三十九條まで、第四十四條、第四十六條並びに第四十八條の規定、附則第五十條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一條の規定、附則第五十二條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四條、第五十七條及び第五十八條の規定、附則第五十九條中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五條、第六十六條及び第七十條の規定 平成二十七年四月一日

四及び五 略

**六** 健康保険法の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第六十六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八十二条第四項」を「同法第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五十五条の二第三項の改正規定（「居室介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の改正規定（「居室介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条第九号の改正規定（「居室サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二條中登録免許税法（昭和十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五條及び第五十六條の規定、附則第五十九條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十條の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

**第四条** この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の前日である場合には、同法の施行の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二号」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第七十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第七十二条** 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十七年五月二十九日法律第三一号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第五十三号第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四号を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九号まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

（罰則の適用に関する経過措置）

**第七十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

原議保存期間10年  
(#128#12月31日付)

- 各都道府県警察の長 殿
- (参考送付先)
- 庁内各局部長
- 各附属機関の長
- 各地方機関の長
- 警察庁丙生企発第27号
- 警察庁丙給厚発第6号
- 警察庁丙地発第8号
- 警察庁丙刑企発第8号
- 平成18年3月16日
- 警察庁生活安全局長
- 警察庁長官官房長
- 警察庁刑事局長

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた  
高齢者虐待事案への適切な対応について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第1  
24号。以下「法」という。別添1。）が平成17年11月1日に成立し、同月9日に公  
布され、本年4月1日に施行されることとなった。

高齢者の尊厳の保持にあって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であるこ  
と等にかんがみ、高齢者虐待の防止、養護者の支援等に関する施策を促進し、もって高齢  
者の権利利益を擁護することを目的として法が制定されたことを踏まえ、各都道府県警察  
にあっては、下記の点に留意して、高齢者虐待事案への適切な対応に努められたい。

なお、本通達は、厚生労働省と協議済みであることを申し添える。

記

第1 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法7条及び法第21条関係）

法7条第1項においては、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者  
を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、  
速やかに、これを市町村に通報しなければならないこととされ、同条第2項では、  
第1項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者  
を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない  
こととされた。また、法第21条第2項においては、養介護施設従事者等による  
高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた者は、当該高齢者の生命又は身  
体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければな  
らない旨が、同条第3項においては、同条第1項及び第2項に定める場合のほか、  
養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた者は、  
速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならないこととされた。し  
たがって、各都道府県警察において、警察安全相談、高齢者を被害者とする事案

等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を  
認知した場合は、速やかに市町村へ通報をすること。なお、介護保険法の改正に  
より平成18年4月から設置される地域包括支援センター（別添2参照）におい  
て、市町村から高齢者虐待の対応に係る事務の委託を受け通報受理業務を行うこ  
とがあり得る（法第17条第1項参照）ため、警察が認知した事案について市町  
村と地域包括支援センターのいずれに通報するかについては、市町村及び地域包  
括支援センターと協議の上、あらかじめ定めておくこと。

(1) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した全ての高齢者虐待事案が対象となる。なお、次  
のような場合にも通報対象となるので、留意すること。

ア 虐待行為があったことと明確な裏付けができない場合

通報は、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について行うものであ  
るので、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢  
者や関係者の申出内容等から判断して警察が高齢者虐待が行われた可能性が  
あると判断できる事案であれば、通報をすること。

イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が被害高齢者の養護者に当たると  
うかの判断については警察では困難な場合もあり得る。このような事案につ  
いては、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみ  
なして市町村に通報をすること。また、加害者が親族である場合には、当該  
加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応  
の観点から、市町村に通報をすること（例えば、同居していない親族による  
事案や同居している孫による事案などが考えられる。）。

ウ 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合

認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出があった場合に  
いても、警察において被害高齢者が認知症であるか否かの判断は困難である  
こと及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられ  
る場合であっても市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合も  
あるため、通報をすることとして差し支えない。

エ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が配偶者から行われた場合で、被害高齢者へ身体に対する暴力が  
なされているときは、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事  
案にも該当する。このような事案については、高齢者虐待事案として市町村  
に通報するとともに、「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成等配偶者か  
らの暴力事案としての対応を行うこと（「配偶者からの暴力の防止及び被害  
者の保護に関する法律の施行に当たっての配偶者からの暴力事案への適切な  
対応について」（平成13年7月9日付け警察庁丙生企発第36号ほか）、

「配偶者からの暴力相談等対応票の改正について」（平成16年11月17日付け警察庁丙生企発第76号ほか）を参照）。なお、被害高齢者から保護を求められた場合に、市町村と配偶者暴力相談支援センターのいずれかに引き継ぐかは、被害高齢者の年齢、被害高齢者の要望等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

## (2) 通報要領

警察で認知した高齢者虐待事案については、生活安全部門に集約し、生活安全部門から市町村に通報するものとする。

通報は、原則として、別添3の高齢者虐待事案通報票により行うものとし、急を要する場合には、電話により行うものとする。通報時点では詳細が判明していない事項については「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。なお、高齢者虐待事案通報票の記載要領については、別添4を参照すること。

## (3) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村における措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。なお、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときには、警察から市町村に対して状況を確認すること。

## 2 通報以外の措置

高齢者虐待事案については、市町村に通報するほか、刑罰法令に抵触する場合、は適切に事件化を図ることはもとより、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講じること。

## 第2 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

### 1 制度の趣旨

法第12条第1項においては、市町村長は、高齢者の居所又は住所への立入調査に際し、必要があると認めるときに警察署長の援助を求めることができることが規定されている。警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

### 2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案援助依頼書（別添5）の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。事前協議の窓口は、生活安全部門において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他部門にも協力を求めること。

### 3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときである（法第12条第3項）ので、援助の依頼があった場合には、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

## 第3 その他

### 1 関係部門間の連携

高齢者虐待事案への対応に当たっては、生活安全部門、刑事部門、地域部門、被害者対策担当部門等関係部門間で連携を密にすること。

### 2 関係機関等との連携

市町村を始め、都道府県関係部局や民生委員等関係機関・団体等との連携を強化し、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること、

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案に関わる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することとしているので、市町村又は地域包括支援センターから警察に対して当該ネットワークへの参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

### 3 指導、教養の徹底

警察における高齢者虐待事案へ適切な対応を推進するため、法の内容等について、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。

る事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

- 2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。
- 3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。
- 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。
- 5 地域包括支援センターの設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職に就いた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的諸替えは、政令で定める。
- 7 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(実施の委託)

- 第百十五條の四十 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行わなければならない。
- 3 前条第五項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。
- 4 市町村は、第百十五條の三十八第一項第一号及び第二項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

○ 介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

(地域支援事業)

第百十五條の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）
- 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれた環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
- 三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進のための総合的な支援を行う事業
- 四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利保護のための必要な援助を行う事業
- 五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- 2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
  - 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
  - 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のための必要な事業
  - 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための必要な事業
- 3 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。
- 4 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。
- 5 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(地域包括支援センター)

第百十五條の三十九 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げ

第 号 高齢者虐待事案通報票 年 月 日 ○. ○ 市 (町、村) 長 殿 警察署長 印 次のとおり高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、通報します。		
発見年月日	年 月 日	
発見の経緯		
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	住 所	
	電 話	( ) - 番
	職 業 等	
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 高齢者と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )
	電 話	( ) - 番
	職 業 等	
虐 待 の 状 況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
参 考 事 項		
担当者・連絡先	警察署 課 電話 ( ) - 番 内線	

## 高齢者虐待事案通報票記載に当たっての留意事項

### 1 「発見年月日」欄

高齢者虐待事案を認知した日を記載すること。高齢者虐待とは無関係な相談として対応している過程で、高齢者虐待事案であることが判明した場合については、初回の相談受理日ではなく、高齢者虐待事案ではないかとの認識が警察において生じた日を発見年月日とすること。

### 2 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要がある場合には、「施設関係者からの通報」等と記載するなどにより、通報者氏名は記載しないこととして差し支えない。

### 3 「高齢者」欄

被害高齢者から聴取できない場合は、親族等から聴取するなどにより記載すること。

### 4 「養護者等」欄

加害者が養護者に当たるかどうか判明しない場合や加害者が養護者に当たらない親族である場合についても、「養護者等」欄に記載すること。

配偶者には、事実上の婚姻関係にある場合を含む。同棲相手や交際相手は、配偶者には含まないので、これらが加害者である場合には、「□その他（ ）」にチェックし、（ ）内に「同棲相手」「交際相手」と記載すること。

養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第2条第5項第1号及び同項第2号）の場合は、「□その他（ ）」にチェックし、（ ）内には「介護職員」「看護師」「ホームヘルパー」等簡潔に記載し、加害者の所属する施設や派遣元事業者等の名称等については「虐待の内容」欄の記載内容の中に盛り込むこととすること。

### 5 「行為類型」欄

複数選択が可能であり、該当するものすべてにチェックすること。なお、「身体的虐待」とは法第2条第4項第1号イに該当する行為、「養護の著しい怠り」とは同号ロに該当する行為、「心理的虐待」とは同号ハに該当する行為、「性的虐待」とは同号ニに該当する行為、「経済的虐待」とは同項第2号に該当する行為をいう。

### 6 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を添付することとしても差し支えない。

### 7 「参考事項」欄

被害高齢者の言動、警察において講じた措置等市町村において高齢者虐待事案として対処する際に参考となると思われるような事項があれば、記載すること。

### 8 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、市町村への通報の窓口となる生活安全部門の担当者について記載すること。

第 号		
高齢者虐待事案に係る援助依頼書		
年 月 日		
〇 〇 警察署長 殿		
〇 〇 市(町、村)長 印		
高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依頼事項	日 時 年 月 日 時 分 ~ 時 分 場 所 援助方法 <input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他( )	
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名 <input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日 年 月 日生 ( 歳)	
	住 所 <input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他( )	
	電 話 ( ) - 番 職 業 等	
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名 <input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日 年 月 日生 ( 歳)	
	住 所 <input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他( )	
	電 話 ( ) - 番 職 業 等	
高 齢 者 と の 関 係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
虐 待 の 状 況	行 為 類 型 <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担 当 者 ・ 連 絡 先	所 属 ・ 役 職	氏 名
	電 話 ( ) - 番	内 線
	携 帯 電 話 - 番	番

各都道府県高齢者保健福祉推進課長 殿



厚生労働省高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室

市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について

公益社団法人あい権利擁護支援ネットワークにおいて、平成 26 年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費補助金）を活用し、「セルフ・ネグレクト」や消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業「報告書」といいます。以下、単に「報告書」といいます。がとりまとめられ、公表されたところです。

(※<http://www.i-advocacy.net/H26houkoku.html>)

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や、高齢者の消費者被害への対応について、下記のとおりお示ししますので、貴管内市町村に対して周知いたたくとも、適切な助言及び支援をお願いします。

なお、本通知は消費者庁消費者教育・地方協力課とも協議済みであり、その内容は同課から各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であることとを申し添えます。

## 記

### 1 セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応について

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）にいう高齢者虐待の定義には含まれていませんが、報告書では、高齢者虐待対応とは別に、市町村の高齢福祉、生活保護、障害福祉、環境衛生等の関係部署が、介護支援専門員や介護サービス事業所、社会福祉協議会や民生委員、医療機関、警察等と連携して対応しているだけでなく、地域の実情に応じた工夫が紹介されています。また、保健所・保健センター、都道府県の精神保健福祉センター等との連携やバックアップも必要となります。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」困っていないなど、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるため、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。報告書に示された各地域の取組事例も参考にしながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワ

ーク等の既存のネットワークや介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いたします。

### 2 高齢者の消費者被害への対応について

消費者被害に遭った高齢者は、判断能力の低下等の理由から、「被害に遭っていない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター、消費生活センター等の関与を拒否することもあるため、支援には困難が伴いますが、このような高齢者が悪質商法の事業者間で共有される被害者の名簿に登録され、繰り返し被害に遭う可能性も高いことが指摘されています。各市町村においては、報告書に示された各地域の取組事例も参考にしながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、判断能力の低下が疑われる高齢者等の消費者被害に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、昨年、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）が改正され、地方公共団体が、消費者安全確保地域協議会を設置できることが規定されました。本改正は、国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等は協議会を構成することができ、消費生活上等に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うというもので、見守りの対象者に関する個人情報等を、必ずしも本人の同意がなくても、協議会に提供できる等の特性があります（消費者安全法第 11 条の 2、第 11 条の 4 など）。本年 3 月 27 日に公表した「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」では、地域における見守り活動を一層促進するための指針を示しており、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携も十分考えられるところであり、適切な対応をお願いします。（本年 3 月 2 日・3 日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において連絡済み。）

### 3 老人福祉法に基づく対応について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）においては、高齢者の権利擁護の観点から、市町村の役割として、第 10 条の 4 又は第 11 条の規定に基づくやむを得ない事由による措置や、第 32 条の規定に基づく成年後見制度の市町村長申立ての仕組みが定められています。

特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態や消費者被害に遭った高齢者に対し、市町村長は、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく措置（やむを得ない事由による措置）を行う必要があります。

また、医療と介護の総合確保の観点からも、市町村が地域の医療機関や保健所等と緊密に連携し、適切に対応することが重要です。さらに、高齢者の判断能力の程度に応じて、老人福祉法に基づき、市町村長による成年後見申立が行われ、認知症高齢者等の権利擁護のために必要な選択・契約、財産管理をする成年後見人等が選ばれることも重要です。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や判断能力の低下が疑われる高齢者の消費者被害への対応に当たり、老人福祉法に基づく市町村の権限の適切な行使をよろしくお願いたします。

年管発0929第1号  
平成26年9月29日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
( 公 印 省 略 )

国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令の施行について

国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第111号。以下「改正省令」という。)が平成26年9月29日に公布されたので通知する。

改正省令による改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、周知徹底を図り、漏れないよう取り扱われるたい。

#### 第一 改正の趣旨

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号)の施行に伴い、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)及び日本年金機構の業務運営に関する省令(平成21年厚生労働省令第165号)について所要の規定の整備を行うこと。

#### 第二 改正省令の内容

- 1 国民年金法施行規則の一部改正  
(1) 学生納付特例申請の委託の方法  
① 学生等被保険者(国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条第1項に規定する学生等である被保険者をいう。以下同じ。)が、国民年金法第90条の3第1項の規定による申請(以下「学生納付特例申請」という。)を同法第109条の2第1項に規定する学生納付特例事務法人(以下「学生納付特例事

務法人」という。)に委託するときは、国民年金法施行規則第77条の4第1項各号に掲げる事項を記載した申請書に、同条第2項各号(第2号を除く。)に掲げる書類を添えて、これを当該学生納付特例事務法人に提出しなければならないこととしたこと。

② 学生納付特例事務法人は、学生等被保険者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、当該学生等被保険者に、次の事項を記載した書面を交付しなければならないこととしたこと。

- ア 学生納付特例事務法人の名称及び学生納付特例申請の委託を受けた旨
- イ 国民年金法施行規則第77条の4第1項第1号及び第3号に掲げる事項
- ウ 学生納付特例申請を委託された年月日

#### (2) 学生納付特例事務法人による学生納付特例申請の方法

学生納付特例事務法人は、学生等被保険者の委託を受けて学生納付特例申請をしようとするときは、(1)の①により学生等被保険者から提出された申請書に次の事項を付記し、かつ、当該学生等被保険者から提出された書類を添えて、これを日本年金機構に提出しなければならないこととしたこと。

- ① 学生納付特例事務法人の名称及び学生納付特例申請の委託を受けた旨
- ② 学生納付特例申請を委託された年月日

#### 2 日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正

日本年金機構法(平成19年法律第109号)第38条第5項第3号チにより日本年金機構が年金個人情報提供を拒否する事務として、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第9条第1項の規定による措置に関する事務等(別紙参照)を規定することとしたこと。

#### 3 その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第三 施行期日等

- 1 施行期日  
改正省令は、平成26年10月1日から施行することとしたこと。
- 2 経過措置

第二の1の(2)は、学生納付特例申請の委託の日が改正省令の施行の日以後の場合について適用し、学生納付特例申請の委託の日が改正省令の施行の日前の場合については、なお従前の例によることとしたこと。

法改正により、条文・条項の番号等に変更が生じるため、必ず現時点の条文等を確認のこと

## 日本年金機構法（平成十九年七月六日法律第百九号） 一部抜粋

施行日：令和元年十月一日

(別紙)

- 第三十八条 厚生労働省及び機構は、年金個人情報（厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿及び国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記載する個人情報その他の政府管掌年金事業の運営に当たって厚生労働省及び機構が取得する個人情報）を、以下この条において同じ。）を保有するに当たっては、それぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならぬ。
- 二 厚生労働省及び機構は、前項の規定により特定された利用の目的（以下この条において「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、年金個人情報を保有してはならない。
- 三 厚生労働省及び機構は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 四 厚生労働大臣（その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。）及び機構は、法律の規定に基づき、年金個人情報を自ら利用し、又は提供しななければならない場合を除き、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 五 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人（当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。）又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - 二 厚生労働大臣及び機構が次に掲げる事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を利用し、又は提供することについて相互に提供する場合であつて、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。
  - イ 政府管掌年金事業の運営に関する事務
  - ロ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務のうち、健康保険法又は船員保険法の規定により厚生労働大臣又は機構が行うこととされているもの
  - ハ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき年金生活者支援給付金の支給に関する事業の運営に関する事務
  - ニ 介護保険法その他の法律の規定により、年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収し、これを納入する事務
  - ホ その他法令の規定により厚生労働大臣又は機構が行う事務であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 次に掲げる事務を遂行する者（次に掲げる事務を遂行する者にあつては、他の行政機関又は地方公共団体に限る。）に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場あつて、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき（次に掲げる事務を遂行する者に提供する場合にあつては、緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることとできない場合に限る。）。
- イ 政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの
  - ロ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務（前号に掲げるものを除く。）
  - ハ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構が行うこととされているもの
  - ニ 国民健康保険法の規定による被保険者の資格に関する事務
  - ホ 年金給付と他の法律による給付との併給の調整に関する事務
  - ハ 介護保険法その他の法律の規定により、厚生労働大臣をして年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収させ、これを納入させる事務
  - ト 政府管掌年金事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるもの
  - チ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第三項に規定する高齢者虐待の防止、同法第九条第一項及び第二十四条の規定による措置に関する事務その他の法令の定める事務であつて厚生労働省令で定めるもの

四 (以下略)



編集

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室  
高齢者権利擁護支援センター

## 使用上の注意

本書物の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。これらの許諾については下記までご照会ください。

本書物に掲載された著作物を使用される場合は、（公財）東京都福祉保健財団人材養成部福祉人材養成室（高齢者権利擁護支援センター）の使用許諾を受けてください。また、本誌に掲載された著作物を使用して事業報告等を行う場合には、（公財）東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センターの著作物を使用したことを明記してください。ただし、資料の引用元である厚生労働省、東京都及び（公社）日本社会福祉士会、（一財）長寿社会開発センター作成資料を除きます。

### 《連絡先》

〒163-0719

東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室

高齢者権利擁護支援センター

TEL:03-3344-8628 FAX:03-3344-8593

e-mail : kenriyogo@fukushizaidan.jp

---

『区市町村職員・地域包括支援センター職員 必携 高齢者の権利擁護と虐待  
対応 お役立ち帳』令和2年5月 改訂版

---

2014年6月1日 初版第1刷発行

2020年5月1日 2訂版第1刷発行

